

昭和五年三月



宮崎縣史蹟調査報告

第五輯

兒湯郡之部

宮崎縣

宮崎縣史蹟調查報告

兒湯郡之部

第五輯

凡例

大正十四年三月、史蹟名勝天然紀念物調査報告書發刊以來、史蹟に、天然紀念物に、將美術品等にして發見したるもの渺なからざるを以て、茲に改訂補修を加へ、更に再刊するに至つたのである、而して本調査書は、事實の梗概を記し、學術的考證は可成之を避け、美術品の如きも其製作年時、及び優劣等は一切試みざることとしたのである

調査は實地に就き之を爲し、關係記録と參照し、口碑傳説にして、史實を補なうべきものは参考資料として載録し、神社・寺院・佛堂の縁起書は、縣保有の記録と實查と對照し、考證資料に乏しきものは省略亦は登載せず、併し神社は格の上、下、由緒の有無を問はず凡て採録せり

本書は之を以て未だ完成したりとせず、新に發見したるものは、後日更に補冊として出版す

引用書、大宰管内志、延喜式、日向記、日向地誌、島津家、秋月家舊記、菊池勤王史、一ノ宮巡詣記
其他民間所藏舊記

本調査は史蹟調査會委員河井田政吉をして調査せしむ

昭和四年十二月

宮崎縣

目 次

兒湯郡ノ沿革略

先史時代之遺蹟遺物

石器、土器、石劍、山城址

上江、富田、新田、妻、都於郡、三財、三納
上樺北、木城、川南、都農等各町村

原始時代之遺蹟遺物

古墳並出土品

上江、富田、新田、妻、都於郡、三財、三納
上樺北、木城、川南、都農等各町村

神社之部

八坂、火產靈、毛比呂計、富田、熊野、皆原

立花、多賀、稻戸、皆原、熊野ノ各神社

愛宕、舞鶴、金比羅、皆原、皆原、皆原

大年、愛宕、水天ノ各神社

八幡、日置、富田八幡、下富田、紀伊、水

沼、日置、川上、大瀧、熊野ノ各神社

新田、源助、山坊、燒石、川床、春日、

湯宮、伊香、一丁田、今町ノ各神社

都農、三宅、清少、右松、大藏、日吉、住吉

愛宕、保島、羽黑、印鑑ノ各神社

麻野田、山田、山王、荒武、岩爪、社

高 上 富 新 妻
江 鍋 田 田 村

町 村 村 村 村

原 美 年 水 天
八 櫛 日 置 川 上 大 濑 熊 屋
福 田 八 幢 下 富 田 紀 伊 水
新 田 源 助 山 坊 燒 石 川 床 春 日
湯 宮 伊 香 一 丁 田 今 町 各 神 社

都農 三 宅 清 少 右 松 大 藏 日 吉 住 吉
愛 宅 保 島 羽 黑 印 鑑 各 神 社

麻 野 田 山 田 山 王 荒 武 岩 爪 社

都農 三 宅 清 少 右 松 大 藏 日 吉 住 吉
愛 宅 保 島 羽 黑 印 鑑 各 神 社

都農 三 宅 清 少 右 松 大 藏 日 吉 住 吉
愛 宅 保 島 羽 黑 印 鑑 各 神 社

三	財 村	上三財、下三財、伊勢、天神、諸田ノ各神社
三	納 村	芳野、平郡ノ二神社
三	西 村	米良村、米真八幡、狹上、見原ノ三神社
三	東 村	穗北村、南方、轄北、調聲、牽子丸ノ四神社
木	川 村	比木、伊勢、多賀、八坂、菅原、水分、八幡、菅原
都	城 村	蛭原、日子、石納、八坂、菅原、大山祇、十郎神社
都	美 村	多賀、甘瀬、三島、細野、霧島、市部波、菅原、北山、平田、鹿野、阿須訪、御年、熊野
農 村	南 村	御年、馬愛宗、御年、稻荷、川南、八幡、山ノ神、金比羅、御年、春日ノ二十四社
農 村	町 村	都長、菅原、尾原、八幡、八坂、山神、八坂、熊野、平山
寺	立盛、多賀、菅原、住吉、今宮、紫鳥若宮、菅原、全、全、菅原	
院	天鏡、蘿宮、愛宕、稻島、全、八幡、稻荷、元宮、若宮、菅原ノ二十三社	
佛	堂	立盛、多賀、菅原、住吉、今宮、紫鳥若宮、菅原、全、全、菅原
之	部	立盛、多賀、菅原、住吉、今宮、紫鳥若宮、菅原、全、全、菅原

一五	釋光、圓照、圓淨、光福ノ四寺ト寺院址
一六	覺照寺ト寺院址
一七	城縣寺址、其他ノ寺院址
一八	松源寺址、其他ノ寺院址

妻	町
都於郡村	町
三納村	淨土寺、長谷觀音堂其他ノ寺院址
三財村	東福寺、其他ノ寺院址
西米良村	西福寺址、其他ノ寺院址
木城村	榮岸寺址、其他ノ寺院址
東米良村	光源、長安、竹居、如法、長繼 ノ五寺ト其他ノ寺院址
上穗北村	妙興寺、觀音堂其他ノ寺院址
川南村	妙章寺ト其他ノ寺院址
都農町	圓通、德泉ノ二寺ト、其他ノ寺院址
美今津町	事修、正覺ノ二寺
城址之部	
高鍋城址	
高鍋町	
富田村	

秋月種樹氏	秋月種竹窓氏	秋月種殷氏	秋月種節氏	明倫堂址	孤兒院址	菊池忠氏	甲斐右膳氏	甲斐重遠氏	孤兒院址	菊池由來	菊池氏	甲斐重氏	甲斐右膳氏	甲斐重遠氏	孤兒院址	菊池由來	菊池忠氏	甲斐右膳氏	甲斐重遠氏	孤兒院址	菊池由來	秋月種樹氏
全	全	全	全	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
江	村	村	村																			
良																						
美々津農町	町	町	町																			
美々津驛址																						
去飛驛址																						
湯駢址																						
雷磨駢址																						
兒湯駢址																						
秋月種樹氏	秋月種竹窓氏	秋月種殷氏	秋月種節氏	明倫堂址	孤兒院址	菊池忠氏	甲斐右膳氏	甲斐重遠氏	孤兒院址	菊池由來	菊池氏	甲斐重氏	甲斐右膳氏	甲斐重遠氏	孤兒院址	菊池由來	菊池忠氏	甲斐右膳氏	甲斐重遠氏	孤兒院址	菊池由來	秋月種樹氏

馬牧址	兒湯址	丹裳小湯址	兒湯之印址	金石文之部	農田町
新妻	同	同	同	同	同
都	都	都	都	都	都
農	農	農	農	農	農
田	田	田	田	田	田
村	村	村	村	村	村
町	町	町	町	町	町
兒湯之印	金石文之部	農田町	農田町	農田町	農田町
國分寺木版	天然記念物之部	兒湯之印	金石文之部	農田町	農田町
座禪修驗址其他ノ址	兒湯之印	金石文之部	農田町	農田町	農田町
六地藏(カヨウ)(佛)	兒湯之印	金石文之部	農田町	農田町	農田町
(一三俄婆塔)	兒湯之印	金石文之部	農田町	農田町	農田町
川	川	川	川	川	川
南	南	南	南	南	南
村	村	村	村	村	村
妻	妻	妻	妻	妻	妻
新	新	新	新	新	新
田	田	田	田	田	田
村	村	村	村	村	村
町	町	町	町	町	町
慈	慈	慈	慈	慈	慈
彈	彈	彈	彈	彈	彈
ノ	ノ	ノ	ノ	ノ	ノ
座	座	座	座	座	座
論	論	論	論	論	論
於	於	於	於	於	於
賀	賀	賀	賀	賀	賀
玉	玉	玉	玉	玉	玉
樹	樹	樹	樹	樹	樹
妻	妻	妻	妻	妻	妻
上種北村	上種北村	上種北村	上種北村	上種北村	上種北村
神	神	神	神	神	神
南方社	南方社	南方社	南方社	南方社	南方社

四

版

一	川南村發見ノ石劍石鏃
二	妻町發見ノ石器類
三	都農神社藏石器石鏃
四	西都原古墳群
五	鬼ノ窟 墳
六	西都原古墳發見ノ短甲式鏡
七	同上 漢式鏡
八	同上 土器類
九	都農神社所藏ノ土器類
一〇	都萬神社々藏
一一	調嚴神社藏古文書
一二	平田神社々藏
一三	同社女神像

西都農神社々	立磐神社同上
天神武天皇御出船美今津港	城福寺址藥師如來
七	八久福寺址觀世音菩薩
坂本觀音堂觀世音菩薩	九黑貧寺ノ佛像
二長谷觀音堂觀世音菩薩	三同
三同	四竹尾寺同上
五國分寺	六高鍋城址

毛都於郡城址
元高堂額(一一二)
三秋月種樹撻毫
立磐神社所藏ノ面
三國分寺木版上
三同六地藏塔
立懇神社
吳座
毛南方神社ノ樟
梅松論彈

兒湯郡沿革の大要

宮崎縣史蹟調査會委員 河井田政吉調査

天孫高千穂に在りて、既に土蜘蛛を継定し給ふや、高千穂の地、所謂皆共之空國にして、永遠の皇居に適せず、乃ち莫都の地を奠め、路を易きに取りて巡幸し給ひ、遂に吾田長屋笠狹之崎に致り給ふ、その地國津神あり、事勝國勝長狹と曰う、伊弉諾神の子である、召されて勅問に應へ、依て天孫に奉仕す詔して曰く、此の國は朝日之直刺、夕日之照國也と、即ち景勝の地を相して、宮殿を造り皇居を定め給う、是れ本邦古史に見るるの始てある。

而して吾田の地に就ては、素より異論渺くない、吾田は英多・阿多・阿加田に作り、又縣に作る、阿加は開にして、阿加田は開田即ち、廣瀬開拓の地である、天孫亮國の古傳に依りて、其順路を考へ、以て笠狹宮址を釋ぬるに地名、地勢、傳說、遺跡等は、今尙降臨の當時を語たるに似たり。即ち高千穂の山間を出て、皇居を日向に定め給はんには、唯五箇瀬河流に沿うて、東行する一路あるのみ之に従つて東行し、更に南進し初めて廣野の地に至り、莫都し給うた、併し其地今定め難し。

兒湯は『景行天皇紀』に見るる、子湯縣にして、兒湯の郡名是より起る、惟うに兒湯は、古由蓼の約音にして、郡、即ち、大邑の義である。而して縣は開田の義なるが故に、兒湯の縣は、土地廣瀬にして、田野開けたる大邑の地と解すへし、建久開田帳に、兒湯郡魏北郷あり、上世兒湯縣に屯倉を置かれ、其

倉址に印鑑祠あり、是即ち國府のありし所て、其北西に國分尼寺址あり、惟うに天孫荒國の古傳に存する吾田は、景行紀に見ゑる兒湯縣にして、後世の穗北郷を稱し、現在の三宅は其主邑なりしが如し、仍て兒湯の地は、建國の歴史に、縁由頗る深く、就中當地方は、古代上世を通じて、日向に於ける文化の中心地たりし事を想像するに難くはない。

兒湯郡境域の沿革は、之亦詳かでないか、日向五郡八院舊元集に

兒湯はたゞ新納穂北に御苗代

米良の尾八重に都於郡まで

とあつて區割は明瞭でない約七百五十年前の記録「建久圓田帳」に、兒湯郡の境域を明記され、尙亦鹿兒島島津家所藏の三國^{（黒、日）}圓田帳が最も古ので其に依ると

佐土原	十五町	倍木	三十町
新田	八十町	下富田	三十町
穂北郷	七十町	鹿野田郷	五十町
平郡庄	一百町	藤太別府	二十町
久目田	八町	都於郡	百五十町
新納院	百二十町	宮頭	三十町

となつてゐる。

日向記によると、建久元年庚戌正月二十六日、工藤祐經日向地頭に補せられ、其子祐時父の職を襲き

祐時五世の孫始めて日向に下り（都於郡城跡ノ詳記ス）来るに及んで、土持氏亡ひ、長祿元年迄は、兒湯郡は悉く伊東氏の有となり、百二十一年を経た、天正五年丁丑、伊東義祐敗走後、十一年間は島津氏の管領であつた。同十五年丁亥豊臣秀吉、島津の地を割いて、日向に四藩を置くに及んで、兒湯郡は、島津以久、秋月種實の二氏に分與した。而して本郡の内、穗北、南方、童子丸、調殿、黒生野、岡富、右松、三宅清水、現王島等は幕領となした。

天正十九年の日向國郡分帳に依ると、兒湯郡は廿七ヶ村となつて居る、山田六十町、三財三十町、荒武三十町、加勢三十町、藤田三十町、平郡三十町、三納八十町、鹿野田八十町、清水三十町、三宅八十町、妻三十町、穂北八十町、童子丸三十町、調殿三十町、右松三十町、黒生野三十町、岡富三十町、井倉八町、新田八十町、富田八十町、三納代三十町、日置二十五町、倍木方百町、郡司方百町、平田方百町、壠見方二十五町、野別府五十町等に變革している。

明治四年十一月、全國新に七十二縣を置くに及び、兒湯郡は美々津縣に屬し、同六年二月廢縣宮崎縣に屬し、同九年八月鹿兒島縣管下となり、同十六年七月、再び宮崎縣の所管となり、以て今日に至る、現下郡内の町村左の通りである。

高鍋町、美々津町、都農町、妻町、上江村、宮田村、新田村、三財村、三納村、都於郡村、西米良村、東米良村、上穂北村、木城村、川南村等の四町十一ヶ村を有せり。
米良村の沿革畧

(東鑑廿四卷) に、建保七年妻良五郎云々と太宰管内志に見ゑ、中古以前米良の由來詳かでない。其以後は菊池氏の所領て、西征將軍懷良親王の一子、雷松王(後に良宗親王)を擁し奉つて、米良山中に潜入し、姓米良と改め、屢々十五ヶ村を領し、徳川氏の代人吉藩に屬し、十二世忠に至り、祖先の忠誠に鑑み、勤王の志淺からず、家臣と圖り密勅を奉じて討幕の事に從はんとす、事露顯し人吉藩に幽せられ、後解かるもを得た(忠は忠源)。明治元年菊池と改稱したのである。

明治初年廢藩置縣に際し、人吉縣に屬し、四年十一月美々津縣を置くに及んで、全縣の所管となつた以下は兒湯郡の沿革に同じ。

先史時代の遺蹟遺物

石器土器

上江村大字持田の原頭、縣茶業試驗場開拓の際、地下約一尺より彌生式土器、高サ七十回リ一尺一寸五分三個發見、該土器は皆底部尖りて色茶褐である、尙前記土器の中に磨製石斧三個入れあつた。

本村字岸上字上江の各所に、打製石斧石錐類の多く發見し石錐等も遺存して居る。

石器

富田村字宮の首に於て打、磨製、石斧、石錐及び石錐の類及び字辨指の丘阜、並に其附近にも前同器が多數發見せられた、宮ノ首には今尚遺存せるもの多し。

石器土器

新田村大字新田原は方二里の高原地にして、其間各所に磨、打製石斧、石錐、石錐等發見せら

- れ、小字祇園原、東又等には前記の器物及び土器類が發見せられ又は遺存して居る、石製曲玉等も出土し尙石器磨製用の砥石、字東又に於て採集した。
- 妻町西郡原、清水、右松の諸所には彌生式土器を初めとし、磨、打製石斧、石鎌の類頗る多量に蒐集せられ、石鉗丁の如きは精功のものあり、石製勾玉の出土せるあり。
 (附圖第二)
- 都於郡村字高屋は、高臺の地にして石鎌、石斧の打磨製石鎌、彌生式土器等が散在して居る、殊に同所光照寺地域には從來多く發見した。
- 上 三財村大字上三財、同下三財の各地に於て、石器類及彌生式土器是等の殘缺が出土した。
- 上 三納の字黒須、同松本及宝塚原等に於て、打、磨製石斧、石鎌の出土少くなかつた、彌生式土器並に殘缺が發見せらる。
- 上 上穂北村字樺木、字西郡原(妻町トニ跨ル)兒屋根原字童子丸の諸所に於て、土器、完、缺及打磨製石斧、石鎌石鎌頗る多く出土發見せられた。
- 上 木城村大字高城、字山塚、大字樺木字茶臼原等に於て前記の同器物を發見した。
- 上 川南村字鐵治ノ別府に於て、彌生式壺、高サ六寸四リ二尺二寸一分二個、字竹濱に於て、同種長頸高サ七寸五分四リ一尺五寸、同細口一個、字黒岩にて、同種壺高七寸四分四リ二尺一寸一分、字十文字にて字百合野にて磨打製石斧各一個、字牟田小字野稻尾に於て、打製石斧、

一個（第二拂櫻堂）字茂山、同唐瀬、熊野、垂門、西ノ別府其他に於て石斧、石鎌、打磨製石
鎌の類出土、川南界より村役場へ通する道端の墓地、大松の根元より多數彌生式土器發見せ
るもの枚舉に逸らず。

石 劍

同村小字加勢に於て、地下四尺より發見した、劍は長一尺三寸八分、鍔元幅八分、厚五分、
重量八十六匁、目抜穴は兩方より穿ち、石質硬密、青灰色を帶ぶ、碧玉岩に類似し、最も精
巧なる磨製である。（拂櫻堂第一）

本品は同所松浦順太郎の所有で、大正元年の頃、藪と耕地との境界線なる溝渠を掘る際出土
したのである、該地は南北に隆起し其長一百二十間、其最高地約高六間、石劍の發見されし
場所は、緩斜面で平地より一間の高所、此地方には今より百四十年前、現住者の祖が他より
移住したるので、石劍所在地は嘗て開拓したことがない、然し附近には堤塘を築きし現状を
残し在る、其形跡は近時の工にあらず、頗る古きを窺はるゝので、之に依り該石劍埋没は悠
遠の昔に屬するものと想像せらる。

附近の島中より石器の類往々發見し、新に開墾する土地にては、口部を上にせる灰色又は茶
褐色の土器出土すること多々ある、地勢は南北約四里、東西約三里的平原にして（海岸を距
る一里半、尾鈴山の麓に約一里半、此の中央地點で發見）地質は黒色輕鬆の部、約一尺赤色
輕鬆の部、約三尺にして砂利層に達す。

同上

都農町大字川北字木戸平にて、彌生式土器尻尖高二寸四分頃八寸四分、高サ五寸廻リ一尺四寸等出土、字中平畠中に於て、同種の甘高サ七寸八分廻リ一尺九寸四分、字平山にて、祝部土器、字朝草にて石鉋丁長サ二寸八分幅一寸二分、石鐵打製二十五個、其他尾立、原田、立野、後谷、西原、尾野鼻山末等の各所に遺存す。

(福岡神社蔵)

山城址(館址) 川南村大字平田字井手ノ上(川南驛より十五町)に在る、該址は當村全面積に連なる臺地の稍尖端て、日向灘の沿岸に近く突出し、長サ南北一百二十間東西三十七間、高二十七米、北方の丘城を本郭とし、方三十五間に區割せり、北側は平田川其丘脚を流れ、東西の兩側は自然の天險にて、南方の地域三千余坪は、之れが外郭となして居る、而して本郭と此間に深さ十五尺、幅十二尺の堀隣を穿ちて防壁となし、西方の一端大地に聯接するヶ所を切掘して敵來襲の設備をなして居る。

當址より磨製石斧を發見した、長サ九寸四分ノ精製品である。

(同村長友捨)

同上

上穂北村字千烟の上丘に在る、當址は児屋根原に連接する臺地の尖端で眺望濶達、東西南の三面は懸崖千尺、自然の天險近づくべからず、北方の一派平地に深サ十八尺幅十六尺の堅壁を穿ち、該塙を境界として南方に展開せる地域を、縱三十間横四十間の三郭に之を區割し、各繞らすに高サ六尺幅(重上サ)三尺の築堤を以てし、今尙現然と在して居る。

原始時代の遺蹟遺物

前方後圓式 一基上江村大字持田臺地の原頭丘端に在、基底部長さ四十五間、後圓部高さ二十四尺前部高さ十二尺て頗る宏大のもの、本墳を里俗天秤塚と稱するも其起源並に由來不明、併し形状天秤の容器に類するより起れるにあらざるか更に考へし。

同 上

前墳の東方約一百間に前方後圓式か在る、基底部長さ二十七間、後圓部高さ八尺。前方部高さ六尺年時不詳後圓部を發掘して石棺を露出せしめ、兩断せる棺石掘坑に傾立して居る、棺は身蓋の二部より成りて、其形ヲ割り込み式である、蓋石は屋根形で把手を付し、棺身長約六尺(測半折ノタメ)高さ二尺二寸、幅二尺六寸、深さ一尺六寸、蓋石長七尺、幅三尺、高さ一尺五寸で、本塚は石舟塚と里民稱呼せり、石棺に依れる名なるを知るべし。

同 上

一基、同村大字持田字真米の田圃に在る、基底部長さ二十八間、後圓部高さ十七尺、前方部高さ十四尺五寸、墳の全面礫石を以て葺きあり土器の破片を見るに、築造當年埴輪圓筒を樹列したることを認む、本墳の名稱を鶴塚と云ふ、其形狀恰も慈甲の御匂せるに似れるを以て名となりしものの如し。

全 形

のもの七基と、圓形のもの十五基存在せり、同原は小丸川流域の平野を瞰覗せる古墳群にして亦展望開闊、頗る景勝に富て居る。

横穴古墳

同村大字持田字大年持田の丘側海岸に沿うケ所に在る、羨道玄室を通じて十八尺五寸、玄室

高さ六尺二寸屋根形にして、入母屋である、年時不詳開口爲に遺物を存せず。

同所及び附近に同形の横穴古墳五坑あるも、何れも以前の開口で遺物の類發見せず。

同上

同村大字上江舊高鍋城の北谷にある、開口年時不詳爲に遺物を見ず、玄室長十一尺八寸、横十一尺、高さ五尺八寸、羨道長三尺八寸、横三尺四寸、高さ四尺八寸等にして、坑内に足利時代の石造觀世音菩薩像が安置されてゐるに依り、開口の遠き窺はるに足る。

曲玉

同村真光寺の耕地に於て二個發見した、材料は滑石である、同所は嘗て古墳なりしを開拓したのである。

圓形式

富田村字越ノ馬場に、周圍三十六間、高さ八尺五寸、蒙面に古樹森鬱として居る、墳は富田八幡神社後方の丘上にして、其境内なる故に完形を保つて居る。

同上

同村字辨指に、大小五基と、字奥に七基あり、甲は大なるも周圍四十間にして高さ八尺、小なるは廻り十二間高さ五尺、乙は廻り五尺乃至七尺等である、尚字奥に圓蒙七基太さ前に同じ當地の古墳は明治四十五年頃、同村小學校職員の爲に發掘せられ、一として此厄に遭はさるものはない而已ならず、凡て四面耕地に屬し、削除して變形となつて居る、發掘した古墳の副葬品、勾玉、管玉、土器、刀劍の類多數發見せしに、現時祝部土器少數同學校に保存し、他は散失して所在を明にせず。

横穴古墳址 同村小学校敷地開鑿の際、數處發見して金環、直刀、土器等發見したと云、是又所在不明

墳の構造亦窺ひ知るを得ず。

同 古 墳 同村字園に五坑ある羨道長三尺、横三尺二寸、高さ五尺二寸、玄室奥行六尺八寸、横七尺二寸、高さ五尺三寸、祝部土器類二十個、鐵製袋穂頭二口、長八寸、金環、小玉、管玉の類發見した他四坑の構築は本坑と同一形式である。

前方後圓式 新田村大字新田字古開に在る、基底部長さ五十六間、後圓部高さ四十六尺、前方部高さ廿一尺、本墳は三段に築成し、當年の形狀毫も損せず、其壯觀宏大で縣下稀に見る、里俗之を彌五郎塚と呼名稱の起原不明。

彌五郎塚

同 上 同村字石舟に在る、基底部長さ四十九間、前方高さ十九尺、後方高さ二十二尺、前方部より

約二百年前、剝込石棺を發掘露出して居る、棺身全長八尺五寸、高さ一尺八寸二分、横幅四尺、剝込長さ七尺、幅二尺六寸、深さ一尺二寸、蓋石は屋根形と龜甲形の折衷形で全長八尺五寸幅四尺あるも兩側せられて居る、本塚は石舟塚と云ふ、石棺露出より出し名である。同大字同字祇園原に在る、基底部全長四十六間、前方高さ十九尺、後圓高さ二十二尺、前方の隠址現時開鑿して居る、同所より埴輪人形の腕附が發見した、縣内には埴輪人形の發見したことがないので縣内の奇蹟とす。(縣博物館)

本墳を大公方塚と稱する所以詳かでない。

同上

前墳の東方一百二十間に在る、形態亦同じ、明治三十五年中村文學士（郡五）が發掘して漢式銛、勾玉、金環、土器等を得た、銛は妻町史蹟保存會に保存、他は所在不明である。

本村内には總數一百八十二基、前記古墳と共に存在して居る、而して其所在地は第三期層にして、北西より東に向つて發達し、妻町西都原と相對時じ、一ツ瀬川の清流を脚下に瞰め、頗る景勝に富める地に古墳が群在して居る、古來當原を東都の原と傳稱せしは、西都原に對する即ち相對的の稱呼である。

現時存する以外に多數の古墳群在せしに、耕地開發の爲め開掘壠滅に歸し、漸く前記の墳數を遺せしと雖ども、削除せられて變形となるもの少なくない、参考のため左に掲ぐ。

前方後圓式
十六基
此内瀬戸塚、百足塚の名稱を有するものあり。

柄銛式
一基
墳名霧島塚と呼ぶ。

方圓形
百二十三基
四十一基

當原は西都原と直道二十町を隔てるに、墳内棺槨の構造の異なるあり、西都原古墳には粘土棺のみにして、石棺一も見る所なきに當所には、粘土棺あり又石棺あり、斯る差異あるは考古學上頗る興味ある研究史蹟である。

横穴古墳

同村大字全字城元小字林に入母屋形に穿つたのがある、玄室縦八尺五寸、横九尺二寸、羨道長三尺一寸、横三尺六寸、高六尺二寸、同村大字全字山の坊に、妻入形に穿鑿したのがある

玄室縦七尺三寸、横九尺、高さ五尺三寸、羨道高四尺二寸、長四尺横四尺等である。

前記二城は開口年時不明にして、遺物の有無判明せず。

柄鏡式

妻町大字三宅の地域西都原に在る、男狹穗塚・陵墓参考地として宮内省の所管に屬して居る該墳は全長約二百間、(柄ノ部開削ノ爲メ確)圓形の部徑一百九間、高さ七十尺にして四段に築き

頂上徑三十間、二重の陸を有して居る、里俗之を天津彦火雄々杵命の陵と云。

前方後圓

前墳に接して東南隅に位置す、之を女狭穗塚と稱し、前墳と同じく陵墓参考地として宮内省の所管である。墳の基底長九十八間、前方高三十六尺、後圓部高四十八尺、繞らずに壇墻を以てせり、本塚は木花咲耶姫命の陵と云、併し前傳說は當を得たりとすべからず参考のため左に概記せん『景行天皇紀』に、十二年十二月、日向國に到り高屋の宮に居ます已に六年、於是其國仇人あり、御刀媛(アマミコ)と云、則ち召して妃と爲す、豐國別皇子を産む、是れ日向國造之始祖也『國造本紀』に、日向國造は輕島の豊明朝の御世、豊國別の皇子三世の孫、老男を國の造に定め賜うと記せり、(輕島豊明朝御世は仁德天皇の朝である)日向の國造は豊國別皇子とし又一書には老男命とせる更に後日の考究とす。

天孫重國奠都し給ひしは、夫れ何處なるか今之を繰ねんとして、其定跡を得る事は容易の

業ではない。

墳陵の築設起原は、我邦何れの時に屬するかは、茲に論斷を避け、前方後圓の龐大なる墳陵の築成は應神・仁德兩帝時代を以て最盛期とするは、學界の齊しく認むる所であつて、其前後に於て斯る形成は漸盛より後衰し、遂に其の姿を沒するに至つたのである。

隣邦支那史を繙けば、秦初既に厚葬の禮行なはれた事が記されてあるも、其陵形は如何なりし乎、定見し難いのである。

群墳の地三宅は、屯倉、國分、尼寺等の所在地なるを以て、傳說開國の祖地と想像するに難くはない、然し前記二大墳に對しては、遠く天孫當年のそれに當づべきや否やは多筆を要せずして、速かに見解し得らるゝ所であらう。

大正元年十二月、西都原に於ける古墳の調査を東京、京都兩大學、其他專門學者に依嘱して同月二十五日より翌年一月六日迄に三十九基と、全二年五月八基と前後二回に亘り調査を遂げたのである、調査者濱田博士は左の如く論斷された。前略

而して此れ等調査の結果は、幾多遺物の發見に依り、學術研究に貢献せる所、少なからざるは勿論であるが、古墳の年代等に就ては、固より遅かに斷定すべきものにあらざるも西都原古墳群を以て、應仁、仁德前後のものとなし、或は六朝文化の影響のみに付て云爲せむなど雖も、思ふに西都原幾百の古墳は、同一年代の築成に係るものには非ずして、或は高塚時代の初期に屬するものあり、或は

其の頃廢期に屬するもの等一律に論じ難く云々、尙同博士々大正二年中英國牛津より寄せたる、西都原古墳の時代に就ての叙述を見るに、其の築成形式少くとも三種ありとし、一は雄狹穂の前方後圓大古墳を中心として、其の附近にある關係古墳なり、此等は其の形式、全く當時の文化的中心たる、畿内地方のものと同一にして、其巨大なる土工を賣けんが爲、丘陵の一端を利用せるを見るべし、或は前方後圓の車塚にして、段を有し濠を廻らし、土工を主とし外貌を盛んにせるもの云々、二は鬼の窟古墳を代表せるものにして、大なる土工を用ひざるが故に平地に之を築き、其の代りに石室を嚴にし外形よりも内部の構造を以て、永久的墳墓の目的を達せむとするものには、大土工的墳墓の起らざりし時代の未完成的墳墓、及び土工、石工共に衰頽し來りて、前方後圓等の外形を具ふるもの、其の形狀整美ならず、構造亦宏大なるなく、石室の構造も亦漸く嚴重を失ふに至りし、墮落的時代の古墳にして云々と述べてある。

西都原古墳群（掃蕩第四）

西都原は妻宮緣起書（永樂元年六月一日寫）に依れば、齊殿原である、或は音讀に依り西都農原（又ハ西都野原）に作る都農は即ち殿である、地は妻町大字三宅に屬す、西都原は縣内第一の古墳群聚地にして、東西約十町南北約三十町に餘る高原である、現時は大半開拓して畠となり、松林荒野其間に點在してゐる、遠く日肥の山

圓 塚 前墳の南西隅に在る周囲三十二間、高サ六尺、墳名、事塚と云事勝國勝長狹神の名を約した

脈は西に長蛇と走り、東は一つ瀬の清流を隔てて、児屋根原新田原の高原を望み、風光頗る秀麗、乃ち古代人の此地を擇して墳墓の地と爲すに至れる、死者に對する用意と、宗教的觀念とを窺知すべし、而して西都原に於ける古墳數は六百餘基と傳稱せるも、明治維新の當時幾多掘壞せられ、現在縣の古墳臺帳に登載せるものは二百十五基である、其二百十五基は大正十三年二月一日縣は史蹟名勝天然紀念物保存法に依り假指定されて居る其墳別左に(本町内ノ全
數ヲ示ス)

一圓形 百四十三基

一柄鏡 十基

一前方後圓 十七基

一方形 二基

一變形 七十八基 圓塚を開削して變形となつたのである

石 柳式

(鬼ノ窟塙)陵墓參考地の東南三町に在る、圓塚で墓底部徑三十四間五合、高サ二十二尺五寸

塙壁を裁らすに土手を以てし、南側に坑口を現はし、全長三十二尺五寸、羨道高サ五尺三寸、横五尺、長サ十二尺五寸、玄室縱二十尺、横九尺三寸、高サ七尺二寸、巨大なる岩板を以て疊んである、開口の年時不明、墳の南方兩側に松樹が並列し、往時此塙を崇拜した參拜道路と想像せられ、該樹齡より考察するに約二三百年前の開口ならん乎。(辨闡第五)

同

上

ものと傳稱、墳域、巨樹々々村民畏敬し堆厲せる古根木に敢て手を觸るゝものなし。

前墳の北西隅の丘上に在る、周圍九十三間、高サ二十三尺五寸、大正元年一月發掘調査の際、埴輪筒圓二重に樹て繞らし、境内より短甲、頸甲、直刀、劍、土器類其他齒牙等發見した、本墳は幅八間の墳を造りし、現時耕地となせるも遺形を認む、左に代表的古墳と出土品を示す。

番號	墳名	基底部長	前方部高	後圓部	備考
一三	無全	四六〇	二八〇	二八〇	管玉式鏡、勾玉二、管玉其他百十個、刀子一、劍片等發見
一二	吉屋全	四六〇	二八〇	二八〇	六〇直刀二、茶褐色土器三、直刀標無等發見
一四	一本松塚	四六〇	二八〇	二八〇	三九〇勾玉一、土器二、直刀三、鐵鏡、古鏡、經筒、管玉ノ頸
一五	大山塚	四六〇	二八〇	二八〇	三九〇發見
一六	高事塚	四六〇	二八〇	二八〇	四七〇直刀、長鏡、鏡矢ノ大ナルセノ土器等發見
一七	船塚	四六〇	二八〇	二八〇	六〇直刀、發掘セス
一八	高事塚	四六〇	二八〇	二八〇	三〇〇子二、發見
一九	高事塚	四六〇	二八〇	二八〇	三〇〇漢式鏡一、直刀三、管玉一九、矛首一、鐵鏡百十本、刀
二〇	高事塚	四六〇	二八〇	二八〇	三〇〇埴輪筒圓二重アリ頂上ヨリ埴形埴輪發見
二一	高事塚	四六〇	二八〇	二八〇	三〇〇鐵鏡一雙、刀劍二、埴輪筒圓アリ下方ニ、上圓ニ二重ニ
二二	高事塚	四六〇	二八〇	二八〇	三〇〇鐵鏡シクアル
二三	高事塚	四六〇	二八〇	二八〇	三〇〇發掘セス
二四	全	四六〇	二八〇	二八〇	

傳說高尾山

陵址都於郡村字高屋に在、本陵は延元二年丑四月、伊東祐時入國し高尾山に初めて城を築くに當り、傳說產火出見命の陵を崩壊して城跡となしたと云、墳跡の状態より考うるに圓形である、（古利黑賀寺所蔵ノ舊記載）當年發掘した棺石は、同所古刹一乘院へ運び置きありしが、同等は明治四年廢寺となりしを以て、部民は其棺石を舊の墳跡へ運び、堆積保存してある。該

墳名	墓名	發掘セス
三二	三〇	鐵甲一領短、短刀五、土器類發見（拂面第六〇）
三一	二九	全
三〇	二八	鐵鎗二、劍二、矛首等發見
二九	二七	直刀四、土器類ナ出ス
二八	二六	長劍一、短劍一、鐵鎗等發見
二七	二五	劍一、鐵鎗二、土器等ナ發見
二六	二四	劍一、鐵鎗、土器類發見
二五	二三	劍、鐵鎗、土器等ナ出ス
二四	二二	全上
二三	二一	直刀、鐵鎗、土器等ナ出ス
二二	二〇	漢式鐵一、玉鏡九十八個（琉璃玉三八、管玉二、小玉五 六、不首、土器等發見）
二一	一九	勾玉、小玉、管玉、切子玉、直刀三本、土器類ナ出土シ (拂面第八、金腰袋代的ノモ)

石は長五尺七寸、幅二尺五寸乃至八尺二寸のもの十一個にして、本墳並に陪塚の材石と想像せらる。

圓 墳

同所の西方丘端に高サ七尺周圍三十六間のものがある、里民之を鬼の塚と云

前方後圓

三財村大字下三財字龜塚に在る、基底部長サ三十間前方高サ六尺、後圓同十一尺墳形の龜状に似たり、因て名を龜塚と呼ぶ。

圓 墳

前同所五基あり、徑五間乃至八間、高サ五尺乃至八尺、何れも原形を損壊せり

同 墳

同村大字上三財に在、徑十二間、周圍三十六間八合、繞らすに深陥を以てせり、本墳は常心

塚と里民傳稱す、往時より怪火が出るとして恐怖して居る。

地下塚式

同村大字福王寺字福王の臺地に在た、深さ五尺二寸の地下に北方に向つて、縱五尺三寸、横六尺二寸、高サ三尺五寸に穿ちたる古墳が耕地中發見した、其塚内に茶褐色の土器の殘缺、

鐵屬並に人骨等出土したるも崩壊埋滅せり。

前方後圓

三納村字松本に在、同所は低地の田圃、築成當年の墳形を保ち、頗る壯美にある、基底部長サ四十二間、前方高十六尺、後圓同二十二尺、本墳は里俗火明命陵と稱し尊敬して居る。併し墳說に就ては男、女狹穂の部に所說と同し。

圓 形

同墳の陪冢三基あり、徑十三間高九尺のもの一基、周圍三間五合高五尺外一基、何れも原形を損して居る。

前方後圓

同村字上ノ原に在、俗稱百塚原と云、基底部全長三十二間、高十一尺六寸、同所は妻町大字山路の境界、高サ四十米の丘阜一小平坦の地に、古墳群在せしに、現時開拓して僅かに二十余基を存す、嘗て開掘して馬具の裝飾品を發見し、其金覆輪、鏡版、杏葉の類凡て純金の延金を以て鐵身を包み、之に織綴豪麗なる彫刻を施し、其技工の秀美なる、眞に上代文化を窺ひ知るの最良資料品であつた、該品は今京都市某家に藏して居る。

圓形

同村字下水深に在、高サ五尺徑八間、其頂上を開いて一小堂宇が建られてある。尙本村内には、前記字上ノ原には圓形古墳が十一基存在してゐる。

前方後圓

上穂北村の内西都原の北丘端に在り、基底部全長三十一間、前方高サ十一尺、後圓高十九尺、大正二年一月發掘(發見品ハ共ニ記セリ第一三六號)、本墳は舟塚と稱す同所には他に圓冢あり陪冢なるべし。

石槨式古墳

同村字千畠に、高サ二十六尺徑三十五間の圓形にして其南側にありし墳口を兒玉實滿が文化年間に開口したので幅葬品其他遺物の狀況不明、墳の全長三十三尺五寸、道長サ十二尺五寸、横五尺高サ五尺二寸、玄室奥行二十尺五寸、横十尺高サ七尺二寸、巨大なる板石を以て天

前方後圓

同村字兒屋根原に在、里氏天兒屋根命の陵と傳稱し、地亦此名となれり、墳は全長四十六間、前方高さ十六尺六寸、後圓高さ二十二尺四寸、頸れの部に兩輪の如く陪塚を築いてある、幅八間の濠跡を繞らし築說當年に差の異變なく、頗壯觀裝美である、尙附近に陪塚四基を存す

其原形を失はず。

圓形 同村字兒屋根原に接する高原に七基と、字舟坂の上原に六基あり、高サ五尺乃至七尺、徑四間乃至八間にして完全なるもの七基、他は開削せられて全たからず。

横穴古墳 同村字千田千畑の各所に四十三塚ある、大なるもの美道高サ五尺六寸、長サ五尺横四尺三寸玄室奥行十三尺三寸、横十四尺二寸、高サ七尺等にして、他は大同小異寸法畧。

同壁畫 同村大字穗北字上江にあり、全所は北方丘阜にして其前面せる傾斜の所、低地より高サ十米に穿てる横穴内、三方壁面及天上並に美道等に人面、鳥、圓輪、其他判識し難き繪畫を縦横無碍に陰刻してある。

人面は長方形にして、宮崎郡瓜生野村柏田横穴壁畫と共に通せり、坑は美道長五尺七寸、横三尺九寸、高サ四尺八寸、玄室縱十尺三寸、横十尺二寸、高サ六尺七寸、天上は支柱形に穿つてある。(十一號)

同 前所を北へ六百三十米の所、前丘阜に聯繫する丘端の南面に五箇の横穴がある、其一坑には家屋其他不明の繪畫、及び美道の左側に裸体人形を陰刻してあり、坑は美道長三尺四寸横三尺七寸高四尺六寸玄室横七尺五寸縱十尺八寸高六尺四寸等(十三號)

前五箇の内、二坑及び他一ヶ所の横穴に壁畫がある。

圓形 木城村大字高城字塚原に二十一基あり、從來四十八塚の名あり、其數多きを指稱せしものな

らん徑四間五合高サ五尺を始めとし、最大なるもの徑九間高サ十四尺六寸等である。農林省所管で、大正十二年前記以外の古墳約二十余基開拓して苗圃となし、金環、管玉、小玉、土器、直刀等多數發見せしも悉く紛失した、管玉二個徵古館へ出陳す。

當所は山間の小丘で、小丸川を傍瞰し頗る景勝の地である。

前方後圓

川南村字西ノ別府に六十九基ある、其内大なるもの全長七十六間前方高二十六尺五寸、後圓高サ三十六尺、全面樹木を以て覆ひ、宏大なる恰も西都原女狹穗塚に彷彿たり。

同形

同所に在、全長四十六間、前方高九尺五寸、後方高サ十五尺四寸、本墳には前方後圓の陪塚がある全長十八間の小墳なり、當所の古墳には埴輪圓筒の配列したと認めらるゝ其破片が散在して居つた、本村内に在る古墳の

總數 六十七基

一 前方後圓

十九基

一 圓形

四十六基

一 變形

二 基 開削の爲め形を變す

圓形

等で前方後圓の内四基は後方より前方は著しく基底部擴張して其形恰も龜に似たり。
同村大字川南字熊田に五基ある、徑四間高サ五尺を最小とし、徑七間高六尺五寸を最大とす
該所には首塚と云墓碑があつて、其附近に點在して居る。

聯社之部

八坂神社

高鍋町大字高鍋、字町鏡座

社格 郷社

祭神 素盞鳴命、櫛稻田足賣命の二柱

由緒 本社の創建詳ならず、舊藩主並に領民共に、厚く尊崇の社にして、藩主より神領高拾五石、例年要する祭典料米、社殿造営、其他一切の費用寄進せられ居りしに、明治初年高鍋縣となりて、祭典料米ニ石五斗、祠官給米三石、社當給與米ニ石等寄せられしが、維新の改革に逢ひて全廢せられ、明治四年十一月高鍋町外四ヶ村の郷社となつて、厚く奉齋し、例年舉行する所の祭典舊時に異ならず、嚴かに其盛大を極めて居る。

寶物 鏡一面、圓形、徑八寸、景百八十八匁

刀一口、銘高鍋藩造作、明治二年己亥八月從四位秋月種柳寄進

甲冑一領、漆黃皮鎧

社叢 社地高層樹木蘿蔓、頗る森嚴に拜せらる。

火產靈神社

同町大字同、字仝所鏡座

社格 村社

祭神 火產靈神

由緒 創建の由來不明

攝社 稲荷神社

祭神 宇賀魂命

全 事代主神社

祭神 事代主神

全 賀茂神社

祭神 賀茂別雷神

以上の三社は由緒不明

毛比呂計神社 同町大字北高鍋字屋敷村鎮座

社格 村社

祭神 三箭男命

由緒 創立の由來不明、永享十三年三月十七日、田部金綱再興し以て今日に及ぶと云外不明。

傳説 社は高鍋驛の西方約五町に、地名毛比呂計と呼ぶ所がある、同所に建在せるのが即ち毛比呂計神社で、祭神は北木神社の主神、朝鮮國王と稱する福智王が父王、祐嘉王と（神門神社祭神と云）多數の侍臣を從へて、上陸し海水に濡した、衣冠束帶等を乾かした所であつて、其地へ神社を建たのである、木城村比木神社の舊記に『戊戌秋福智王、更到日州見湯郡蚊口浦

及取所當鞍袴衣帶、寫于岩上以乾之、因名其所曰毛比呂計、一具良加計遺跡今存」とある、其附近に又石舟の地名もあり、朝鮮國王一行の乘り來りし、舟の沈没せしに依り地名と成ると傳へて居る、前記の傳説は舊高鍋藩主秋月氏の、本藩實錄中に見ゆるか、百濟王にかかる紀記中禎嘉王源着云々の記事なく、且禎嘉王源着の時を、本邦孝謙天皇の御代と記しあるも、百濟の滅亡はそれ以前にして、符合せざる點少なしがせず、禎嘉王を祀ると傳うる東白杵郡南郷村神門神社と、其子福智王を祀れる、兒湯郡木城村比木神社と、禎嘉王の妃之伎能を祀れる、全郡上江村大年神社との間に於ける、特種神事は古來繼承し、單に土俗研究上よりするも、頗興味深きものあり、其傳説の系統に付ても、尙考究の餘地がある。

(木城村比木神社上江村大年神社の部参照)

境内神社

熊野神社

祭神 楊御氣野神

由緒 不明

社叢 境域狹隘樹木を存せず。

宮田神社 同町大字南高鍋字宮田に鎮座

社格 村社

祭神 速須佐之男命、櫛稻田長姫命、健御雷神の三神

由 緒

詳ならず舊藩主秋月氏より、社領七石五斗並に祭典器一切寄進せられ、明治維新の際高鍋縣社となり、後合縣の節村社となつたのである。

熊野神社

同町大字同字町鎮座

社 格

無格社

社 格

速玉男神・事解男神・菊理日賣神の三神

由 緒

不明明治十一年十二月十三日、無格社霧島神社を合祀した其他詳ならず。

合祀社

霧島神社祭神・天津彦火瓈々杵尊

菅原神社

同町大字北高鍋字菖蒲池鎮座

社 格

村社

祭 神

菅原道真公

由 緒

不明

立花神社

同町大字北高鍋字小丸鎮座

社 格

村社

祭 神

天津彦火瓈々杵尊

由 緒

を詳にせず、本社は舊と霧島神社と稱せしに、明治四十二年九月十八日、現時の社名に改め

たのである。

合祀社

若宮神社、祭神倉稻魂命

伊勢神社、同 天照大御神

菅原神社、同 菅原道真公

多賀神社 同町大字北高鍋字道具小路鎮座

社格 村社

祭神 伊弉諾命

由緒 創建の由來詳ならず、延寶七丁巳年九月二十九日再興したる社なるに依り、其以前の建立な

るを窺知し得るべし。

合祀社

八坂神社、祭神素戔嗚命

鶴見神社 同町大字蚊口浦字蚊口鎮座

社格 村社

祭神 鵜草葺不合命、天照大御神、天忍穗耳命、穗々出見命、須佐之男命、邇々杵命の六神

境内神社 稲荷神社、祭神稻倉魂命

戸柱神社、同 秋津彥命、秋津姫命

翁神社、同 獣田彦命

火産靈神社、同 火産靈命

若宮神社、同火須杵命、木花咲耶姫命

以上境内神社の由緒不明

本社には舊記寶物の重要なものが失せる爲に、建初並に由來確知し難かりしも、舊高鍋藩所藏の本藩寶錄と、口碑傳説等に基きて作製したる社藏由緒あり、左に記して本社の由来遠く且領主厚く尊崇したるを知るに足るべし。

本社の創建年代詳かならずと雖も、古來鷦鷯苦不合算御上陸の舊地に、社殿を建設したりと傳稱し、境内本殿の西側にある高三尺縱横九尺五寸の小丘は、尊御上陸の舊址と傳へらる。社は又景行天皇熊襲征討の際、海陸安全戰勝祈願の爲、天皇十二年十月行幸あらせられと傳ふるも據るべき史料なく、確證得ざる遺憾とす。古來海上鎮護の神とせられ、社傳舊記には其の鎮座地を、日州高鍋領内河口村と誌している。河口村は蚊口である。寛正三年十月御殿再興、天文八年同上、天正十六年同上、文祿四年再興領主大寺與三左衛門、大官源實久慶長十年再興、寛永四年再興、天明二年七月十三日鷦鷯宮修繕に付領主秋月佐波守公御許可同年十一月朔日遷宮を行、神主岩切加賀守代、寛政十年再興、明治十六年七月本殿再建、同二十年十一月幣殿拜殿を建立して、一層の尊嚴を加ふるに至つた。

蚊口浦
比木御幣下
寺社帳

社司

一、鵜戸權現

伊豫

一、本地觀音

十一月十八日祭禮

木寺社報

神料高四石五斗文祿五年之坪付五合、秋月修理太夫種實公御寄付云々、慶長十三年元和二年等之坪付高五石、寛文十三年坪付四石五斗。

『續本藩賞錄』

寶曆十一年辛巳十二月二十四日、蚊口鵜戸社代、伊豫社人並之進一代表通被仰付、吉田官致に付、天明二年四月二十日旱魃、御城下近邊は漸仕付候得共其餘は水無之仕付不出來、比木鵜戸龍宮に而御祈雨、郷中諸神社に而祈雨蹕等思々祈願、寛政元年乙酉五月九日尾鈴へ、泥谷兒毛彦尾へ内田友右衛門、蚊口鵜戸へ勘定奉行大塚七郎次爲祈雨差越、同年同月廿八日尾鈴、彦尾、蚊口、鵜戸御祈雨、尾鈴へ小坂平右衛門、彦尾へ坂田宇平次差城、同十年戊午七月七日龍の宮鵜戸社御祈雨、同十一年己未七月廿五日、九社並龍の宮、鵜戸諸寺社に而御祈雨、文化元年甲子三月廿四日、比木、鵜戸社に而御祈雨、同十一年甲戌八月十日鵜戸社、修復用同社山之内に而松、元木三本被下願に付

『日向國神代の繪圖』

蚊口浦鶴戸宮御舊跡は、此より南保佐喜田と稱する地ありて、御手洗及大工廬等の古迹あり、彼所より中古遷座の由云へり、笠狹量寄の邑々夏越祓等、此神前に身濁の潔なり、尙由緒等の事略す。

『神名帳』蚊口浦

鶴戸神社、所祭神鷦鷯草薺不台尊

建立年時不詳、神殿一間半に九尺

祝詞屋九尺に、幣殿二間に三間半、境内二十八間二十九間、領主より寄進地四斗五升

同町大字蚊口浦字蚊口鎮座

菅原神社
社格

無格社

祭神
社格

菅原道真公

由緒

天正十五年萬高鍋藩主秋月氏、筑前より當城へ移封に該り、太宰府の分靈を城内へ奉祠せられ、其分靈を此地へ移奉したのは、慶長年間の事に屬す、本社の鳥居に、元文元丙辰年正月再興と刻し、社藏棟札には、寛政十戌午年三月十四日再興の記事あるに依り、以て慶長年間の奉齋なると共に、其起原稍々窺知し得らる。

合祀社 賀野神社、祭神素盞鳴命、大己貴命、少彦名命の三神

棟札寛政十戌午年三月十四日再興

熊野神社 同町大字南高鍋字上地頭用鎮座

社格 無格社

祭神 稲長姫命、稻蒼魂命の二神

由緒 本社は治承四年五月二十五日（七百五十四年前）児湯郡長谷住・宇治彌平太兼通の時、長谷三所權現を移轉遷宮したる記録、寛文延寶年間ものに見らる、社殿は文明より寛政八年迄二度再興し、現在の社殿は嘉永年間の改築に係り、以て今日に繁盛せる社である故に、本社の由來頗る遠きを窺ひ知らるべし。

合祀社 稲荷神社、祭神稻蒼魂命同町大字同字地蔵坂下に鎮座であつた。

稻荷神社 同町大字北高鍋字御屋敷鎮座

社格 無格社

祭神 宇賀魂命、倉稻魂命の二神

由緒 光明天皇之御宇、曆應四辛巳年の創建にして、舊藩主の崇敬厚く祭祀料米の寄進あり、地方民衆亦尊仰厚かりし社であつた、今に其盛榮を致して居る。

愛宕神社 上江村字黒谷鎮座

社格 郷社

祭神 火產靈大神鉢を以て神体となす

由緒

創建の年時を詳にせず、舊藩主秋月氏歴代及民衆深く尊崇し、藩主より神領七石、祭典料米四斗並に祭器等一切御寄進の社でありしを以て、舊藩主の崇仰如何に深かりしかを窺はるるのである。

寶物

刀一口長二尺二寸二分、鎌高錐住岩下鑄定作

社叢

高層の地にして、松樹鬱蒼森嚴なり。

舞鶴神社

同村大字上江村字嶋田鎮座

社格

郷社

祭神

品陀和氣命、住吉三筒男命、武内宿禰、青原道眞、漢高祖、後漢靈帝、阿知使主、闇游加美神、熊野三神、財部貞綱、大藏春實、秋月家歷世神靈(大正九年四月二日追加)秋月種樹靈。

由緒

品陀和氣命、住吉三筒男の諸神は、舊藩祖對島守春實、勅を奉して賊純友を討つ時、男山八幡に冥助を祈り功ありしを以て、天慶六年九月十五日、筑前國佐須郡秋月邑、南岳上に勅請し八幡宮と尊稱した。天正十五年種長高鍋へ封を移さるに及び、本神を奉して高鍋城内に社殿を建立奉安したのである。菅原神は、種長の嗣子種春が勅請し、本國太宰府の原廟とし、漢高祖の靈及阿知使主は、高鍋藩の祖神にして、初め築前白髮嶽に祭りて白山と號した。南遷のとき種長奉携して城内に安置す、關涉加美的神は、俗に龍宮と稱し、築前に於て八幡勅請以來の攝社なり、熊野神は、紀の三神を祭りて八幡の攝社とす、不知城主は、祭神不詳。

蓋し城内の后土を祭れり、財部貞綱は、財部城建初の城主、以上の諸神は、舊藩主秋月氏歴世崇敬する所であつた、明治四年廢藩に際し、藩民道敬に耐へず、總て之を一祠に合祀し、秋月家歴代の靈を配し、舊城名に依り、舞鶴神社と崇稱し、以て今日に至れるのである。

舊藩時代には、八幡神社の社領高二十石、白山神社二十五石、熊野神社料米一斗二升、關淤美神社同一斗二升、財部神社同上の御寄進があつて、其崇仰の厚かりしを窺はる。

大正元年四月二日、從二位勳二等秋月種樹の靈を合祀し、同十四年一月九日郷社に列せられた。

社叢 萬高鍋城城にして、巨樟老樹鬱蒼として森嚴に拜せらる。

金刀比羅神社 同村大字上江字飯長寺鎮座

社格 村社

祭神 大物主神

由緒 不明

合祀社 蒲荷神社、祭神、豐宇氣比賣命

菅原神社、同、菅原道真以上明治四十三年八月二十日合祀

菅原神社 同村大字同字市の山鎮座

社格 村社

菅原道真
菅原神社

同村大字上江字青木鎮座

祭 神 菅原道真

合祀社 牧神神社、祭神猿田彦大神、明治四十三年三月三十日合祀

由 緒 愛宕神社、祭神迦具土神、明治四十三年三月十八日合祀
本社並に合祀社共、創建其他不明

川田神社

同村大字同字楠木鎮座

社 格 村社

祭 神 速秋津日古神、事解男命、速玉男命、菊理姫命の四神

由 緒 本社は永祿五壬戌九月七日、速秋津日古神を、川田寺十二代の住僧、法印大乘坊周儀が勧請する所にして、天正十五年丁亥九月三日秋月氏筑前より移城に該り、部臣竹原忠左衛門か、事解男神、速玉男神、菊理姫命の三神、所謂熊野三社大神を勧請し、住僧山城坊大周舜を合祭した。後元祿十六年癸未六月、城主秋月種政公御參拜し、神領地七石五斗寄進あり、竹原氏より勧請の由來を紀縁として、毎年祭典米料一斗五升寄進今に繼續せり、明和六年己巳十一月、盤若院、成就院等より鳥居一基寄進、享保八年癸卯正月十五日、神殿渡殿の改築・弘化二年乙巳三月同上の改築あり、往時より川田大權現と尊敬し來りしが、明治維新の際一時荒廢に傾きしも、舊体に復し川田神社と改稱したのである。

社格	村社
祭神	菅原道真公
合祀社	愛宕神社、祭神火產靈神、明治四十三年三月十八日合祀
菅原神社	同村大字同字老瀬鎮座
社格	村社
祭神	菅原道真公
美年神社	同村大字持田字柳丸鎮座
社格	村社
境内神社	四座
攝社	稻荷神社、祭神宇賀魂命
	愛宕神社、同 火產靈命
	稻荷神社、同 宇賀魂命
	山神社社、同 大山祇命
以上の神社は、創建他の由來不明なり。	
大年神社	同村大字持田字大年鎮座
社格	村社

祭神 稲田姫命
由緒

本社の創建は孝謙天皇御宇以前と傳う、本郡木城村比木神社の由緒に、同社は仁壽二年壬申の創建にして、同祭神の母神を祀れりと云により、本社の創建は同時代と傳うる所である。而して當社の祭神は、比木神社祭神・速須佐男神の御妹・稻田姫命にして、古來より十一月初中の日大年下と稱し、比木神社の御神幸式今に繼承し、歷代領主の信仰頗る厚く神領地三段歩、屋舎一段一畝五歩、畑三段歩、田二段五畝歩、並に毎年祭典料米貳石・薪貳拾五駄、土器七束等寄進、祭典には藩主の代參ありしを以て恒例とし、其尊崇の厚かりしを窺ひ得らるゝのである。左に比木神社縁起の一節を擧げて参考とせん、併し同縁起と神門、比木、本社等の由緒に付ては渺なからざる信疑が挿まれてある。後日之れが解説をなす可きである。

比木大明神縁起

（上略）禍嘉王與福智王、戮力拒戰、遂得以却賊凶、幾禍嘉王病創、竟不起、葬于千塚原、立祠稱神門大明神、及祠其妃之伎野、稱大歲大明神、又祠王次子伊佐賀坂、稱伊佐賀大明神。（下略）

寺社帳

比木御幣下

鳴野村

一、大年大明神 社司 黒木勘兵衛

一、本地十一面觀音

一、屋舎一段一畝五步

一、米一石 是は十一月祭禮料として渡る

比木寺社帳

一、大年大明神

一 祭料米四斗八升 本一石之處 御減少

正月六日十一月初申神樂祭

一 屋敷一段七畝拾五步 拜領

高鍋藩調書

大年神社

祭日 正月六日、六月廿九日、卅日、十一月初申日

一社地三段歩

祭典料玄米壹石

境内神社攝社三座

朝倉神社、祭神不明

愛宕神社	同	火產靈神
稻荷神社	同	宇賀魂命
愛宕神社	同村大字同字坂本鎮座	
社格		
村社		
祭神	火產靈命	
菅原神社	同村大字同字勝り鎮座	
社格		
無格社		
祭神	菅原道真公	
水天宮	同村大字同字元の下鎮座	
社格		
無格社		
祭神	水波女命	
境内神社攝社四座		
三古稻荷神社、祭神火產靈神		
稻荷神社、祭神火產靈神		
荒神社、同	宇賀魂命	
荒神社、同	火產靈神	

以上の數神は、創建の由來詳ならず

八幡神社 富田村大字三納代・字辻鎮座

社格 郷社

祭神 仲哀天皇、神功皇后、應神天皇の三神

由緒 本社は災火と二度の盜難とにて、舊記寶物の類散失し、爲に由緒不明なり

寶物 銀鏡 一面 極五寸無紋最百二十匁

餘金 一個 回七寸量十五匁

珠玉 一個 量五十匁、火災ニ罹リ原形ヲ損シ層ルニ依リ記載シ難シ

嚴島神社 同村大字同、宇宮の前鎮座

社格 村社

祭神 市杵島姫命

涩賀美神社 同村大字同、字辨指鎮座

社格 村社

祭神 開於賀美神

由緒 以上の二神、創建其他の由來不明

富田八幡神社 同村大字上富田、字越馬場鎮座

社 祭 神
格 村社

帶仲津日子命、品陀和氣命、息長帝比賣命の三神

由 緒 本社は天慶年間(九百八十餘年前)の創建にして、地方開拓に偉業顯著の祖神を奉祀せらるゝと傳う、社藏の舊記寶物類は、元龜天正年間、屢々兵亂あり、爲めに悉く焼却せられ、後年慶長十三年戊申臘月七日再興の棟札、其他數枚新藏せるにより、創建の由來遠を窺に足る、舊佐土原藩主厚く尊崇し、社領高十石寄進せられ、社殿の營造並に例祭には代參ありし社であつた、保元年間源爲朝當地に來り、社の東方十町、字木津久目(今は木村女)に城砦を築き占居の際本社を厚く尊仰し、大なる鐵鎧甲袖を神寶として寄進したりしも、明治十年西南役の際紛失したのである。

境内神社攝社三座

社號不詳祭神、大正主神、少彦名神、大年神、猿田彥神、宇賀魂神、大山祇神社社
號不明、櫛岩間戸神

同 上、豊岩間戸神

社號不詳祭神、大正主神、少彦名神、大年神、猿田彥神、宇賀魂神、大山祇神社社
號不明、櫛岩間戸神

「舊佐土原藩主島津家記録御神領高付」に

一拾石 富田八幡領

内七石 高山和泉
外に壹ヶ所 大宮司岩見

九月九日祭り

内壹石 高山常隆
内壹石 高山讚岐

内八斗 長友織部

寶物

樟札十數枚、奉再興八幡宮、慶長十三年歲月七日、大禮那藤原朝臣以久、奉再興御寶殿一字、寛文八戊申九月七日、大公
司高山十左衛門弘次、奉再興御寶殿一字寶永五戊子年九月六日、大禮那島津氏原朝臣惟久、奉再興八幡宮御寶殿一字、

享保十二丙午年九月吉日、大禮那島津以下不明、奉再興八幡宮御寶殿一字寶保元辛酉年十一月吉日、奉再興八幡宮御寶殿
一字、島津氏原朝臣忠就、奉再興八幡宮御寶殿一字、明和六年巳丑年四月廿五日、酒宮大禮那源朝臣久柄、奉再興八幡宮
御寶殿一字、天保己亥年九月八日、酒宮大禮那島津忠寬、奉再興八幡宮御寶殿一字、安政三年壬辰年九月八日、大禮那島津

忠寬外獻枚藏セリ

下富田神社 同村大字下富田、字王之鎮座

社 神 村社

祭 神 天尾羽張神 國狹槌神の二神
由 絡 詳ならず

紀伊神社 同村大字日置、字富田鎮座

水沼神社	祭 神	社 格	村社
同村大字同字六百田鎮座			
日置神社	祭 神	社 格	村社
同村大字同字，日置鎮座	水波女神、鳴雷槌神、關於賀美神		
川上神社	祭 神	社 格	村社
同村大字下富田，字春口鎮座	壹火出見命、火壹靈命の二神		
猿田神社	祭 神	社 格	村社
猿都波熊賣神			
境内神社攝社四座			
猿田神社、祭神猿田壹命			
天神社、同 菅原道真公			
板敷神社、祭神品陀和氣命			
櫛岩間戸神社、祭神櫛岩間戸神			

大淵神社 同村大字上當田、字大淵鐵座

社格 無格社

祭神 彌都波熊賣神

熊野神社 同村大字三納代、字荒田鎮座

社格 無格社

祭神 伊弉諾尊

以上の諸神社は、由緒詳ならず

新田神社 同郡新田村大字新田、字櫛神鎮座

社格 郷社

祭神 竹火出見命の一神

由緒 本社の創建詳ならず、舊佐土原藩主島津氏、歴世厚く崇仰を致したる社にして、神領高十石寄進せられありたり明治四年廢藩置縣に當り郷社に列せられたのである。

「御神領高付」佐土原舊藩主島津家所藏舊記

一拾石 新田八幡領

内貳石五斗 鏡學坊

六月廿八日九月九日祭り七人分出來十一月始午ノ日

寶
物

棲札六枚、慶長十一年丙午三月吉日、藤原朝臣忠就、明和五年戊午七月七日、島津久柄、延享四年丁卯七月十九日、島津忠
親等藏ス
鏡一面徑、景百三十匁

外に一ヶ所 大宮司屋敷

内貳石壹斗五升 河野肥前

十一月子ノ日星さし

内八斗五升 池田彌五左衛門

七月七日祭り勤之

九月八日晚

内七斗七升 政所役長友土佐

正月元日祭り六月廿二日

内壹石壹斗 正市 井上出雲

六月九日祭り米出す

内貳石八斗 井上筑前

二月始の日

外に牧神屋敷三ヶ所 伊勢若狭

内壹石

諏訪神社 同村大字同、字平山鎮座

社格 無格社

祭神 八重事代主神、建御名方神の二神

寶物 榎札一枚、正保三年二月二十四日、再興願主不明

山坊神社 同村大字同、字小堤鎮座

社格 無格社

祭神 大山祇神一神

寶物 榎札一枚、安永七年九月創日、再興願主不明

燒石神社 同村大字同、字鬼ヶ久保鎮座

社格 無格社

祭神 遣具土神一神

寶物 榎札一枚、寛文七年十一月二十四日再興

川床神社 同村大字同、字宮之後鎮座

社格 無格社

祭神 大山祇神、須佐之男神の二神

寶物 榎札一枚、寛文二年十一月吉日再興

以上の諸社は創立其他の由來詳ならず

春日神社 同村大字同、字花園鎮座

社格 村社

祭神 天津兒屋根命一神

由緒 本社は長祿三年己卯十月二十九日創建あるも、社蔵棟札には、建保二年月日不詳創建の旨記載しあるにより、今を去る七百十七年前の勧請であることが窺はる。

寶物 棟札一枚延保二年改設立、長祿三年十月二十七日、奉帳上春日宮一字、當國城主源原朝臣祐質、明應七年九月十八日、慶長六年正月廿一日、寛永七年十一月吉日、寛文四年甲辰十月二十九日、天正七年二月、元禄十四年正月吉祥、享保十年乙巳三月十八日、藤原朝臣、延享二年三月吉日、安永二癸巳四月十五日以上九度再興

佐土原舊藩主島津家ノ舊記

「御神領高付」=

内五斗五升五合

花園春日領
常學坊

(都於郡天神領の内である)

社叢 古樹亘木鬱蒼として古社たる莊嚴を拜す

湯宮神社 同村大字同、字湯宮鎮座

社格 無格社

祭神 猿田彦神

由緒 本社は大永三年癸未十一月二十八日の創建に係り、舊藩時代には湯ノ宮權現と稱し、遠間近郷より参拜せる社で、今尚盛崇せり
神札一枚、大永三層癸未霜月二十八日、願主不明

寶物

伊倉神社 同村大字同、字門江鐵座

社格 無格社

祭神 速須佐之男神

佐土原藩舊記

「御神領高付」に

一壹石參斗 井倉權現領

六月十五日 良壽院

十一月卯ノ日

寶物

絵起二巻元禄七年甲戌崩年月、井上十兵衛良光ノ筆、全十三年庚辰六月初三月、右同人七十歳書寫ストアリ
神札一枚元和五年己未九月二十六日、島津右馬頭源朝臣忠興

鏡 一面徑三寸四分、量七十五匁

至誠一張、傳和泉式部下向ノ際持來リシモノト云

一丁田神社 同村大字同、字鍋山鎮座

社格 無格社

祭神 須佐ノ男神、大年神の二神

寶物 棚札一枚、文化二年十一月二十五日、再興願主不明

今町神社 同村大字同、字後鶴鎮座

社格 無格社

祭神 岡象女神

以上三神社は由緒詳ならず

都妻神社 同郡妻町大字妻、字上妻鎮座

社格 縢社

祭神 木花咲耶姫命 一神

由緒 本社の創建年時を詳にせずと雖も『續日本紀』仁明天皇承和四年八月壬辰、日向國兒湯郡妻神

社に官社を授けられ『文德實錄』天安二年十月二十二日己酉、日向國從五位上都妻神社に、從四位上の位階を授けられ、醍醐天皇延喜式に日向國兒湯郡式内神社二座の一に列せられ、仁明天皇の御宇、四位上に叙せられ、田二十八町御寄進あり、建久年間伊東氏日向を領せらるに及び、深く尊崇して供田を捧げ以て奉祭し、天文弘治の舊記に、妻萬宮三十町、外屋敷

十八ヶ所、三宅村の内六町三反、外屋敷一ヶ所、夫外比木方、宮崎諸處の分、二十町三反歩
神領あらせられ、島津氏の所領となりて、慶長六年辛巳九月十四日、供田三百十五石五斗四
升八合寄進せられ、神人三十戸を定め、木の下相模守をして之が宰司となし、毎歳大、中、
小七十五度祭典舉行あり、以上により、如何に本社の創建其舊きを窺ひ得ると共に、歴代朝
廷の尊信、且歴代領主の尊仰崇かりしを窺知し得らるべし

〔舊佐土原藩元祿年間神領調書〕に

妻 宮 領

一三百十五石四升八合

内七十七石七斗五升

御修理免
一乘院

田之神祭有

大般若有

内二十二石八升五合

神宮寺
觀音修業

霜月吉日

二月彼岸

七月六日小祭り

正月四日中祭り

九月九日大祭り

同日御名代賄有尤御手掛御手鉢出して

内二十二石三斗九升

大宮司 法元藏人

正月三日中祭り

三月五日中祭り

五月三日小祭り

九月十九日射手供僧賄

同日供僧布施六斗六升四合

御カヅキ綿

内二十二石四斗五升六合 政所 杉田内記

正月元日朝拜祭御供御菓子三寸方

正月十一日御負請始祭

八月五日中祭り

十一月一日大祭り

神前御歳之餌上る

井料祭り

内三十一石九斗四升七合

河野右近

正月元日朝拜祭り

二月二十七日星指祭り

三月三日大祭り

九月十九日供僧布施料六斗六升四合

六月晦日大祭り

十一月大祭り

抹香

内二十石三斗四升五合

本部主計

二月一日大祭り

霜月酉ノ日中祭り

内三十二石四斗

伊勢宮
橋口和泉

三月朔日小祭り

八月彼岸日中祭り

九月十九日供僧布施六斗六升四合

二月十三日大祭り

霜月冬籠小祭り

十二月晦日大祭り

内二十石五升六合

三月三日大祭り

二月四日中祭り

内十七石八斗三升九合

五月一日中祭り

九月十八日中祭り

霜月八日大祭り

外に

舞折敷料出す

内十石二斗八升

霜月子ノ星指小祭り

内四石五斗二升

六月十五日中祭り

黒木文右衛門

黒木豊前

大岩根勘左衛門

橋口長左衛門

内五石九升

九月十九日中祭り

燈明油料出す

河野主水

四社え

内七石九斗二升四合

四月四月中祭り

七月七日小祭り

正市

風神工

内三石七斗四升

二月彼岸小祭り

内侍

御化粧料上る

核田儀兵衛

内八石五斗三升

正月二日釋迦修正

八月一日大祭り

橋口六左衛門

内三石一斗六升

九月十九日一乘院宿賄

兒玉新左衛門

内八斗

兒玉左近

内八斗

内八斗 鎮司 法元甚左衛門

内二石

法元主殿

御修理免之内九斗九升七合二勺五才

外に御神領百姓六人内四人御輿之役扱有

社の附近に流れる小川は、櫻川の遺水と云傳へ、神橋に接する地は、妹田の里と井門田と書
しあり、呼んで木花咲耶姫命、入侍前の御持田でありしとの傳説がある

「大日本史二百六十四」都萬神社武作妻今在(舊祀大己貴神妃)

參取據日本後記述喜式神名頃注大鳥按土人
已貴妃辟乃佐久夜比波命
西靈也并附供考
一神名帳考證都萬神社狐津姫命續日本後紀作妻神日本紀云素戔鳴尊之

子狐津姫命能分布木種紀伊國都萬神社の如きである、然れども又『神社記録』には、都
萬神社、都萬は假字也、祭神詳ならず翁云云今從はず、妻町に在す註案とあり、其他の

舊記は、悉く瓊々杵妃、木花開耶姫命を祀るものとしてある、孰れにしても、社は日向國中
屈指の古社にして、日向に於ける二の宮と推定せられたる社である、社藏の古文書中 日州
二宮・妻萬神社儀者・從來三位殿・被致信仰・御感得茂敷多有之候付、此度御祭籠一懸被成
御奉納候、已後御本社江・御懸可然存候以上、天保八酉年十二月十五日

慈光寺三位殿内

東條 左京判

法元駿 河殿
杉田丹 宮殿
河野播 麟殿
本部遠 江殿

なるものの存するは、其の傳來の古きものあるを思はしむる貴重なる資料である『續日本後紀』(卷六)承和四年八月壬辰朔日、日向國子湯郡都濃神、妻神・並預官社と見るに依り、神社の存せし事は、遙かにそれ以前に遡るものと思考せられる。後二十一年を経て、天安二年十月二十二日巳酉、日向國從五位上、都萬神を從四位下に位階昇叙の事三代實錄(清和)に明けく、「延喜式」(十明)日向國兒湯郡二座並都農神社、都萬神社として、其の神事の如き初めは火闘降の命の裔、日下部氏之を掌り、後日下部氏は、姓を法元と改め、社司十八家に長たる事、都萬宮大略記に記載あり、今尙法元家祠官たり、且建久圓田帳に依れば、都萬神社は、建久以前神領九十八町を有し、天文弘治の文に至りては、神領田畠三十四町五反二畝神戸十八ありし事舊記に見ている(建久圓田帳)抄(舊石質社社祠官横山家藏)古文書を左に
一神領田畠三十六町三段

一年中御祭田

清水社 六十丁、右兒湯郡内、郡司國高

江田社 三十丁、右那珂郡内、辨濟使宗遠

高智尾社 八丁、右白杵郡内、土持大郎宣綱

福野宮神田 二十五丁、右見湯郡内、執印字三大夫保仲資

以下略

右去元曆年中之比、武士亂逆之間、於譜代國之文書者、散々取失畢、雖然寺社公、總圖田太
略注進如件

建久八年六月

日

日下部依包、權 榮 矢田部恒

權介日下部盛真、權介日下部行真

權介日下部重真、權介日下部宿禰盛綱

『社藏古文書』ノミ通記ス

敬 白

御立願之事

一、妻萬宮御本領三百石、御進上之事、初之十五石御拜進候事

右意越者、奉爲當家御跡目之儀、御神慮之應謹於無相遠、以來相續御安堵之在之旨如件

慶長六年辛丑九月十四日

女 大 施 主 敬白

日州兒湯郡之內

妻萬官領於同郡高三百拾五石餘、內七拾石餘御修理領(日説有別紙)事今度相改之如先規奉寄附之訖全可收納也、神事祭禮不致陵夷、神前諸役勤行無怠慢可抽、武運長久家中安榮之福祈精誠者也、並境內山林竹木獵不可伐採之仍如件

延寶元年十二月四日

忠別神

高當主

日州兒湯郡之內

妻萬官以下前文に同じ

元文元年十二月四日

忠別神

高當主

御高拾石達
妻萬宮廻廣前

寄附之奉流事

右竟趣波去慶應四戊辰年逆臣故姻征夷將軍源慶喜會津城主源容保等追討勅命麥里東海北陸廻兩道軍兵進出許多偏仁神明西擁護靈神里奉流所靈驗正新之天速廓清遠奏是事依天悠毛賞典高三萬石還賜婚故永世米拾石進獻里天供御爾偏訖奴是心願成就遠報謝之奏流所也

明治三年庚午二月吉日

從四位 源朝臣島津忠寛判

○ハ不明文字

永祿五年壬戌十二月十一日辛酉日辰の時計に、義祐様御社參之砌、御社新御立願有△、亥廿一年二月廿三日丙申日午時御鉄立、○三月十九日丁酉辰時打立、同十二月十五日庚申棟帽、同十二月廿八日辛卯日成就、時御還宮入用鞍馬壹疋壹〇〇引惣大工之祖、請取又作太刀二〇、此内一ツ御社内龍、一ツ満地〇〇引惣大工請取、又〇馬疋御中間引、小工請取り、之又柱二〇〇如奇合タル〇馬疋出鍛治請取之執印太刀一腰出を鍛治請取之御〇足三十貫組三疋〇物四ツ有り六十〇〇ヲ六十帶三タク錦四丈七尺二寸二面布三ツ紙壹束一〇使紙本目一束厚紙五帖鱗魚小懸御水イシ一御イスエマイン一御イ餅數三百六十 形三束折二ツ折敷五束二重一ツエサシ提一ツ御水桶五ツ四八寸斗水桶選〇土器大一束小二束米五升此レハ入用ニテ〇迂宮御水膳妻萬宮御水代官司給也神御水御上參山之神御水大工給又大工之酒飯二度ハ御藏ヨリ畫

間酒飯執印○ 茶番廿八供ヨリ仕候迂宮御時○○東門トモ十二〇〇三宅名より南門カカリ○
 ○三納カカリ北門○ニモキレ○二ヶ所ヨリ○○ヨリアヤヘ布六十尋御藏ヨリ○○折御水桶
 大二ツ小五折敷一束又御參籠時ニ内四方ノ垣七日中カカリ穗北三納ヨリ○懸的三宅五十丁ヨ
 リカフル木三宅ヨリ昨年ハ穗北ヨリ臨時祭米五升折一ツ○○五折敷一束御藏ヨリ參候墨油茶
 執印ヨリ出スコフリカタイラ折大宮司請取○大日本惣妻萬宮紙エサシヒサク紙○○

永祿八年十二月廿八日

大權那伊東義益公

上奉造宮

大願主伊東藤原義祐

代官司日下部立裁

御○○迂ニ度乍大工 藤原

○○○天御社參有小工青木左衛門次良宣豐

鍛治沼口新九郎定清

野村助右衛門

壹岐助右衛門

奉行宮田重○○○木屋奉行

大工青木左衛門次郎以上
(舊匠) 部當中間

廿人音當

新右衛門

參籠御供湯地長門守兵士

侍史奉行清水四郎左衛門尉

茶番之事

山田空左衛門

○○○○大宮司給之山之神御惣大○○○○○○○御水御屋○○御前ニ參ル

元和元年乙卯五月八日甲刀大阪一戰之時

奉立頤壇鑑之事

元和三年丁巳四月二十六日三歲丁午

大檀那藤原御朝臣島津忠貞

大宮寺

大工木本彌兵衛脚

小工共存微門殿

鎌治勝右衛尉

妻萬宮奉立願御鳥居ノ事

寶永三年丙午八月十六日戊午同午時

奉御遷宮・成就立願菊田次五衛門尉重次

大槻那藤原御朝臣島津忠貞

代宮司

大工 沢九左衛門尉

小工

甚兵衛衛尉

野間口勝右衛門尉

寶永貳年乙酉二月五日中之立ハ、(銛立ノ誤ナラン)同二十二日ヨリ大工

一奉行河田權兵衛、役人本部右兵衛、墨木右衛門

一御假殿ニ置同キ下セシ宮之事

大槻那主藤原御朝臣、島津淡路守惟久公御家老構山人舍、濱谷監物、酒谷源左衛門、伊

集院三右衛門、寺社御奉行、日高七右衛門、濱谷集人、上山郷右衛門

一御假殿、御酒壹升錢壹匁、番社アウヌ、米二升錢壹匁ハツケン仕候、神樂社人衆皆々御出

被成候

乙酉二月二十五日ニ、上遷宮杉田伊豆宮ヲ移シ被成候事

妻萬宮本殿

一、寶永六年己丑四月五日御、サヒタウ有之遷宮之事、中ノ祭ニテ、一乘院御出被成、神樂中塙御寶物御改被成候事、御神ハ御穀御酒、次ニ御假殿、御行被遊、三ノ大キナハ、河野兵部墨木伊豫、大岩根丹後、嫡子近之持之、御○代鏡ハ、正税子持之、アフンハ下宮ノ衆持御寶物箱者大宮司、侍士駿河預之、當所暖衆ハ○與右衛門修理役人ハ本部宇兵衛門、惣大工青木重右衛門○、ヒノ物九ツハ永長ノ○シニ上ル、並請御奉行、神宮次郎兵衛見分ニ御出被來、繪師ハ小和田幸兵衛青木○殿御越被來

一、六月十六日上遷宮有之御チウチシ時寅卯之時、遷宮之時巳午之時ニテ、御代ノ樂ニ、澁谷監物殿御被來、大宮司方ハ參分ナクマキ布壹タン御酒ガヘ、壹正税子方參分アヤハヘ布壹タントモ

一、明代參ト大宮司惣大工之三懸有之社人ハ遷宮之時正税子大宮寺一乘院之懸有之、河野仁兵御マサコノ河野大二郎神ノ役、大工候クウケ河野宇右衛門御戸ノ役、諸右衛門御本代錢一同相渡シ、○キ清取將又步行目附御出被候○、足輕當所足輕出申候事

境内神社四社

宇戸神社、祭神大山祇神

寶
物

霧島神社、同瓊々杵命、火照命、彦火出見命、火須理命の四神
四所神社、豐受大神・天兒屋根命、岩長姫命、太玉命の四神

中島神社、祭神素盞鳴尊

續起書一卷多美院住僧、前大僧正道養法印、永祿元年戊午六月一日
権札 上極奉建立要萬〇〇〇〇承和四丁巳年九月十八日、辨官日下部

上樞率造宮、太禮那伊東藤原祐立朝臣
全應永廿四年大德丁酉六月八日、大禮主伊東藤原祐立殿大宮司日下部立監

全寶德四年大歲壬申臘廿三日，大施主伊東藤原祐矩殿、大宮司日下部立重、長亨二年大歲戊申九月廿日，大施主伊東藤原貞真殿、大宮司日下部立木、天文七年大歲戊戌九月十九日，大施主伊東藤原祐矩殿、大宮司日下部立大、永祿八年乙丑十二月二十八日，大施主伊東藤原義矩殿、大宮司日下部立利、文祿五年丙申九月十二日，大施主藤原忠矩殿、元和六年庚申腊月十三日，大願主藤原忠矩殿

一
鏡
武
面

詳

無銘、寸法高サ六寸、廻リ一尺二寸五分、十字紋入り、文久元年西九月、島津忠寛寄附

二

無銘、寸法五寸五分、形兩刃、直燒刃、重五拾六匁、白硝入之、景行天皇土蜘蛛御濕治御下向ノ節、被爲獻侯由二傳來

ス

一勝差 一口

無銘、寸法一尺五分、形一分反、直焼刃、重量六拾八匁、白鞘入、年號月日寄附人傳來ノ所由不詳

一大刀 拾一口

無銘、寸法九寸、形一分ぞり、直焼刃重量貳百目、練頭鐵錠帶取直錐目貫、素鋼禰子切羽、亂燒赤鋼、柄八幡船
卷梢黑漆年號月日寄附人傳來の所由不詳、無銘、寸法二尺一寸、形六分反、直焼刃、重量百四拾六匁、大穗通、白鞘入

年號月日寄附人傳來の所由不詳、無銘、寸法四尺五寸、形一寸二分反り、直焼刃、大穗通、重量七百二十匁、練頭鐵錠

太刀取銅革切羽頭鐵錠病革卷梢黑漆
寄附人年號月日傳來の所由不詳、無銘、寸法四尺六寸八分、形七分反り、燒刃、
漆止にて不分明、重量七百匁、黑漆柄入年月日寄附人傳來ノ所由不詳、無銘、寸法五尺四寸、形一寸一分反り、燒刃全上、重量一貫貳百匁、大穗通黑漆入、年月日傳來の所由不詳、無銘、寸法五尺四寸八分、形一寸三分、反り、燒刃小亂
れ、重量一貫貳百匁、大穗通、黑漆入年月日傳來の所由不詳、無銘、寸法五尺七寸、形壹寸反り、燒刃、漆止にて不分明、
重量七百七拾匁、黑漆年月日寄附人傳來の所由不詳、無銘、寸法五尺八寸五分、形八分反り、燒刃漆止ニテ不分明重量一貫二百五拾匁、大穗通黑漆入、年月日寄附人傳來ノ所由不詳、無銘、寸法五尺九寸、形壹寸反り燒刃、全上にて
重量壹貫五百匁、大穗通黑漆入、年月日寄附人傳來ノ所由不詳、銘、波平宗安、寸法六尺壹寸、形壹寸三分反り、燒刃全上にて不分明、重量壹貫貳百匁拾匁、大穗通黑漆入、寄附人應永九年壬子六月、島津久義、銘、備前則次、寸法八尺壹
寸二分、形貳寸壹分反り、燒刃不分明、重量拾七貫八百匁、白鞘入備前則次外四人、寶德二年庚午三月廿日重卯月十

七日廿五日間造之領主日州兒湯高施野田住人日下部成家

一古鏡 杖杖

銘大泉五十、寸法八分、圓形重量四分、享和二年壬戌七月七日、寄附人金丸館兵衛

社 義 老樟古樹鬱蒼として、頗莊嚴に拜せらる、殊に回り四十尺の巨樟は、齡ひ一千有餘年を保て
るものゝ如し。（拂廟第一四）

境内神社

攝社 宇戸神社、祭神、大山祇命

末社 鳥島神社、祭神、瓊々杵尊、火照命、彦火々出見尊、火須勢理命
同 四所神社、祭神、豐受大神、天兒屋根命、岩長姫命、太玉命

社 義

ものゝ如し（拂廟第一四）

甲冑 二編

甲頭鐵形圓盤皮、背承、鉢頭母武賀三百六拾枚、無鎗、甲頭鐵形圓盤鐵馬糞鉢頭武賀七百枚、無鎗皆附人佐土原鳥津
家ノ由、傳來年月不詳二副共同家ノ由

鐵棒 奈張

文化十三年二月吉日、田村清五郎作、長八尺ニテ八角圓リ四寸、重量五貫六百匁、文政十二年十一月十九日、寄附人郡
司範平

曲玉 武備 但大小

大寸法壹才二分、形三分反リ、重量二匁二分五厘、寄附人傳來ノ所由不詳、小寸法八分五厘、形一分五厘反リ、重量七
分五厘、寄附人傳來ノ所由不詳

一冠 袋箆

最行天皇日向國エ御下向ノ道、御守附ノ由ニ傳來候事、但大破損

三宅神社

同妻大字三宅・字笠狹鎮座

社格
村社

祭神 天津彦火瓈々杵命、天太玉命、天兒屋根命、木花咲耶姫命、大物主命、神日本磐余彥命、石

燧蛇命、天御女命、譽田別命、玉屋之命の十神

由緒

本社は文化七年十二月十六日の災火に舊記寶物悉く焼失せし爲、其由來詳ならざるも。社地は舊稱中笠狹の地にして、上の宮と云、初め覆野大神宮と稱し、其地を大尾又は大王城と

云ふ、石貫神社、舊社家横山氏古文書中、三宅郷五色の一に大尾あり、又宮崎市奈古神社、縁起中「兒湯郡府中は大王城なり、之を三宅と稱す、覆野大神宮あり瓈々杵尊を祀る」云々

建久八年日向國岡田帳には、福野宮神、田二十五町、執印賛管之と見ら、以前三宅神社所藏

の應永元年三月の舊記には、三宅郷顕野御祭禮の文字あり、弘治二年六月の記事に至りて、始めて福野八幡宮の名が見れる。明治二年兒湯郡神社、取調書には、西都農神社とあり、同四年に至り三宅神社と改稱せられた。古來三宅郷並右松村の彦土神にして、三宅、清水、黒生野、現王、岡富、右松、調殿、童子丸、南方、憩北、十村の宗廟であつた。祭神は天孫瓊々杵命を正殿、中央に天兒屋根命を、其の左右に配祀し、相殿には大物主祖命、石燧蛇命、木花開耶姫命、神日本磐余彥尊及び應神天皇を祀りて、供奉六十四神を之に配し、攝社には大山祇命、事勝國勝長狹神、火闌降命等の七神、末社には倉稻魂命、合社には保食神、門

社には豊磐間戸命・櫛磐間戸命を祀る、總て八十四神にして、明治五年更に、三宅村字山路の川上神社・五穀社・天滿社・宇上ノ宮の五穀社・霧島社・宇酒元の筑波山猿真社・宇石貫今宮社・宇山王の山野社等三十九神を合祀した、其の祭典は一年九十七回に及び、大・中・小祭の別あり、就中六月夏至の日の天孫降臨祭、八月十五日の國家安穩祭・十月一日及び十一月初卯ノ日の、山陵祭を三大祭とし、其の大祭式の壯嚴なる事加茂の祭式に類するものがあつた、右の中山陵祭は、即ち西都原に於ける、傳説可愛山陵、男狹穂塚⁽¹⁾及び木花開耶姫命の陵(女狹穂塚)を祭るものにして、國家安穩祭を行ふに當つては、都萬神社々家の代參⁽²⁾あるを待つて當日の祭禮を舉げ、都萬神社の祭式に當つては、又瀧野大神宮社家の代參⁽³⁾あるを定例とし、之を神靈御幸式と稱へ、其の式日の通路を御幸道と呼ぶ、都萬神社は前記の如く、木花開耶姫命を奉祀する神社にして、乃ち兩社古來の關係を窺知する事が出来る、建久園田帳に依れば、建久以前神領田二十五町あり、土持⁽⁴⁾一町⁽⁵⁾伊東⁽⁶⁾（向國ノ義坂日向守ナリ）二族の畠田五十五町八反に達し⁽⁷⁾（横山文書）弘治年間神田十八町三反一畠二十歩、畠六反、神戸十八あり、神戸又百六ヶ所に及した、三宅村に二十三三苑、穂北邑に七苑、童子丸に六苑、妻邑に二苑、南方邑に三苑、右松保に四苑、花園邑に六苑、調殿邑に一苑、岡富村に四苑、清水邑に六苑、長野邑に七苑、上田島邑に一苑、平群邑に七苑、三苗代に三苑、下田島邑に五苑、三納邑に一苑、久米田邑に三苑、新田邑に十七苑にして、今尚地名に遺れるものに花

園、園の本、真名井田邑、神苑、坊の苑、隅の苑、中苑、外苑、宮苑、森苑、榎本苑、堂の苑、迫の苑、大苑、下苑、王苑、奥苑、北の苑、大苑、後苑、妻苑等あり、惟ふに苑は神領地の稱かと察せられる、社職には大宮司、權大宮司、主税儀大宮司、器大宮司等あり、神社の創建年代は詳かならざるも、桓武天皇の勅額と傳ふるものありたり、且つ建久以前既に神田ありしに徴すれば、其の由來必ず遠きものありと思考せられる、天正十五年十二月兵燹により島津義久之れを再興し、文化七年十二月十六日又火難に遇ひ、舊記寶物殆ど焼失した、現今の社殿は其後の建造にして、往昔の宏壯に比すべくもあらず、社地も亦いたく減縮せらるに至つた

石貫神社の祠官であつた、横山家の古文書中、本社に關する記事を左に

三宅郷福野御祭禮日定

正月朔日御板升斗三升御供御二升酒八升

同三日鉢口開御供受斗壹升一膳御酒壹斗

中小同壹斗二膳御酒壹百七十五

中中七日祭禮同八日祭禮中同十一日天地神

三災祭御供六升酒壹膳同十四日十五日祭禮黒米にて同中酉日梅花にて祭禮

同中卯口しとざ計三十五にて祝言同廿日大般若

一二月日祭禮正月より二月迄

正大宮司祭禮

- 大月 初卯 日 同 前祭登斗或升御供 暖御酒八升
- 小 同十五日同十八日同廿三日酒計也
- 一 三月 同三日草花三百六十九升
- 小 同十三日同十五日同廿五日同廿八日
- 一 小 四月 同三日御酒計二月例卯日より櫻大宮司
- 中 同八日田作風神祭禮 出社家中に開闢米三升
- 小 同中酉同亥日出刀卯日御飯三升祭禮
- 中 同五月三日同九升一膳御酒八升サ、米四升
- 小 同三十日四月八日中六月中廿日中同廿七日八日
- 一 六月 同七日風神上天祭禮中卯日
- 小 同七月七日七夕祭禮同十八日御先祖祭禮
- 一大月 同八月八日御供六升二膳御酒壹斗同卯日

小同辰日同巳日七日七夕八月巳日迄主陰祭禮

同十五口御飯壹斗貳升御供餅十二御酒八升同壹斗御供二善同廿同壹斗四升

内殿木膳也

内宮社祭禮七十六膳

外宮社祭禮餅三百五十五枚

御酒三斗九升

中壹膳御供正宮司

左壹膳ハ 権大宮司

右壹膳ハ 福同寺

内宮社七十五膳ハ 黒大宮司

外宮社モチ三百五十五枚御酒三斗九升は

儀 大 宮 司
神 主 兩 人

大祭禮

八月十五日晚酉刻ニハ天神地神祭禮ト申天ノ八左男琴ツカニ天放生會之大御供同十六日朔

福野ニ社家中下向

小廿五日同卅日八月十五日世日迄祭禮
正大宮司

中一九月九日同十五日御供壹斗一膳御酒壹斗
大祭禮

小八升八升二膳飯三十五升

小廿日同廿三日同廿四日同廿九日

中十月日シトヤ五百四ヶ
白ニヤ午五十四本小

小同十日祭禮同十五日同乙卯日

大十一月初酉日祭禮鎮忠始黒米御供壹斗
四トキ百六十五升

御水八升

九月九日迄十一月酉日迄祭禮

儀 大 宮 司

大同三龍ノ祭禮同卯日卯一刻ハケヲロシ

御供壹斗貳升壹膳

同壹斗貳膳

御酒貳斗三升

小四トキ三百五十五升

小同十五日同十六日同十八日同廿八日

初卯迄廿八日迄祭禮白祝子

中
一十二月日無飯黑米ニテ祭禮同七日令十五日迄御水ニ小祭禮同廿日同廿三日御供御水十二月

日本廿三日迄黒天宮司

大祭禮

同廿九日八升御供一膳御水二斗六升御供二膳四升半三百四十五圓寺

一年内ノ御祭禮上中下七十六度

内祭禮廿一度合九十七度也

一歲祝本社五十六數内宮外宮貳百四十五數也

正宮司

藤原助大夫

義房華印

權大宮司

黒木兵部大夫

重友華印

儀大宮司

野村正大夫

道秀華印

器大宮司

同名藏人大輔

道長華印

神主

杉尾相模大夫

宗家華印

權

三宅宮内尉

義久華印

内宮守

小野内記直

別秀華印

内宮守

岩切權大夫

良滿華印

良滿華印

以上の記録が見えて居る、以て参考とす

清水神社
社格

同町大字清水、宇松崎鎮座

由緒 火闌降命・榜幡千々延命・大己貴命三神
本社は宇松崎に鎮祭したのは、天喜元年であつた、現地へ遷座の年時を詳にせず、本社は石

貫神社祠官であつた横山家の古文書中建久年間のものに神領田畠日向清水宮九町四段三十歩
一年中御祭禮とあり以て其由來の遠きを知るべし、古來若宮大明神と尊稱し明治五年延岡縣
三宅出張所の命に依り村社清水神社と改稱したのである

清水御祭禮日定帳中（横山家所蔵）の古文書を左に記す

正月朔拜祭禮御水八升
斗同三日御酒計

大祭禮

同五日鈴口開宮川木牌或言
御供八升飯五膳酒三十五斗

一斗五升宮川神社山祇祭

同十五日同廿日同廿三日御酒計廿三百盃

正大宮司

二月初午日祭禮同中午同乙午日祭禮小

中三月三日草花九十五數同七日喜輪祭禮小

同十六日同卅日小

四月八日清水田作祭禮

ニチサイイ二斗御酒
六升風呂米飯三膳

二月初午ホ四月八日迄清水寺ヨ祭禮

中五月五日同十五日ヨムギ祭禮

六月日同午日同子日祭禮同卅日秋

七月七日七夕祭禮カチ羽葉ニホ花生羽衣ニ二重御飯三十二人講へ祭禮秋納所宮中川に納再古川上

同十七日先祖祭禮松崎寺祭禮

小八月日同八日同十五日同廿九日

九月日御供五升飯五膳御水八升

大祭禮

同午日御供壹斗貳升御酒八升一膳壹斗八

大宮司分御供六升飯四膳御水五升六升新四は諸百八十四四ミケ五十九膳宮司二膳清水寺二膳

小同廿五日同廿八日御水は松崎寺分も四さきは正祖子分

十一月辰日一天ヶ築火初

大祭禮

同午日午一剝祭禮納飯一斗一膳御酒一斗五升同六升七膳

小十二月四日同廿三日同廿九日十二月神主祭禮

清水御祭禮三十五度内宮廿四十二度

歲祝本社四十五宮内六十三數也

神領田畠

日向清水宮九町四段三十步

一年中御祭禮田

境内神社 稲荷神社・祭神保保神

歲神社・祭神大年神

社 義 古樟老木肅然たり神威肅然襟を正す

右松神社 同町大字右松・字瀬戸畠鎧座

社 格 村社

祭 神 少彦名命

本社は人皇百二代、稱光天皇の御宇、正長元戊申年の創建で、初め字岸見に勧請せしを。年時不詳現地へ移奉したのである。

境内神社 大年神社・祭神・御年神

宮地嶽神社・祭神・神功皇后

稻荷神社・祭神・倉稻魂命

末社 内神社・祭神・豐磐間戸神

同 祭神・櫛磐間戸神

以上は由緒不明

社叢 古樟老樹鬱蒼として頗森嚴なり

大歳神社 同町大字黒生野、字西の瀬鎮座

社格 村社

祭神 御年神

由緒 不明に屬す

社叢 巨樹老樟蔚然たり、以て本社の古きを窺はる

日吉神社 同町大字現玉嶋、字村の東鎮座

社格 村社

祭神 大巳貴神

由緒 本社は人皇七十一代、後三條天皇、延久三辛亥年十一月二十九日の創建である。鎮座記に本地大巳貴命也。二十一社内に大若子神を勧請鎮座有、承和の頃より祭祀始まり、永延以後例祭となり來れりと傳ふ

住吉神社 同町大字岡宮鎮座

社格 村社

祭神 上筒男命・中筒男命・底筒男命の三神

由緒 本社の創建は、人皇五十一代・平城天皇御宇・大同元年丙戌十月十二日にして、貞享三年四月十一日同縁に逢ひ、舊記寶物の類悉く焼失し、其後の由來不明である

境内神社二神

大歲神社・祭神・御年神

稻荷神社・祭神・倉稻魂命

寶物 銭一百、四形徑三寸

社叢 巨樹巨樟蔚然たり、文政二年秋當社に在りし大樟を伐り、巖島神社一の鳥居左柱となし、其今に存せるもの、特別建造物として保存せられて居る

愛宕塚神社 同町大字三宅、字丸山鎮座

社格 無格社

祭神 天孫々杵命・倉稻魂命・木花咲耶姫命・菅原道真公の四神

由緒 本社創建由來詳ならず、社地近くに銳の陵・御舟の陵と稱する所あり、天孫並に咲耶姫神兩の靈所と傳へ、因て茲に神靈を奉祀しものと云う

印鑰神社

同町大字三宅、字尾節鎮座

社 義
老樹蕭然嚴肅に拜す

由 緒
爲めに攻亡され、部落民の私祭神となりて今日に至れるのである

祭 神
級長津彦神・級長津姫神の二神
本神は貞觀年間の創建と傳う、當村有峰城主、料友佐土守行安、深く尊崇し、神領田を寄進
し、例年九月九日を大祭日と定め、神殿改築祭典料米等供進し來りしが、天正年間伊東氏の

社 格
無格社

羽 黒 神 社
同町大字右松、字羽黒坦添鎮座

社 義
古樹鬱蒼として森嚴に拜せらる

る

由 緒
天津壹火出見命

本社は年時不詳、宇流下の地に勧請したのである、社地は一つ瀬川の左岸山上なる、霧島塙にして、往古河川變遷に依り、社地を貫流し住民等は西岸に居を移すに至り、元龜元年九月現地へ移奉、瀬下、蘭元兩部落の產土神として崇敬し、霧島塙は今尚衆庶の崇拜する所である

祭 神
無格社

霧 島 神 社
同町大字右松、字北鶴添鎮座

社格 無格社
祭神 大己貴神

本神は人皇十三代、成務天皇の朝、此地に國府設置せられ、其當時の創建と傳う、日向一ノ宮印綱大明神と、往時より尊崇し來れり、而して本社には、日向一ノ宮の額面を藏し、創建の由緒正確なるも、明細帳脱漏のため、明治四十一年七月三十一日、無格社として編入したのである。御神体に印及鑑を奉載せると傳うるも定かならず。

鹿野田神社 都於郡村大字鹿野田、字湖追鉢庵

社格 郷社

祭神 役火出見命

由緒 小字湖に在る郷社にして、彦火々出見尊を祀る、社地は高屋連丘の岬角に當り、三十餘階の石壇を登りて丘間の田園畔底に輝く幽靜の地に、社は南面して建立せられる、往古は湖妙見大明神と云々、又湖妙見様或は景に湖様とも稱へ奉り、近郷の崇敬極めて厚く、島津氏亦社領十石を寄せて尊崇を加ふる所あり、其の創建頗る古き傳説あるも、憾むらくは舊記の謬せらるゝものなく、僅かに一二所藏の線札に依りて其の創建の古きを窺ふのみ、社地は又神籠の里とも傳へ、賽者四時絶ゑなく、社の低地鳥居の元に、湖の井戸あり、口碑に依れば、祭神の御寶玉湖浦潮干の兩玉に縁出し、陸上三里を隔て、尙海水噴湧すと傳へる

寶物

永祿二年九月二十九日再興、頼主藤原義景初臣、寶水三内
頼主源朝臣島津久柄を歿す

十一月十四日、頼主藤原初臣惟久公、明和七年八月十七日

一刀 一口 錄、山城國住藤原則定（長二尺五寸亂焼）

一刀 一口 無錄、長二尺四寸八分、亂焼

外に五口

一槍 一本 無錄 長一尺

一槍 五本 無錄 長各八寸

外に二本あり何れも無錄

一鏡 一面 桐付徑五寸八分

一同 一面 但丸形都四寸八分重量五十九匁銅原周董裏に舞踏に松の模様あり

一同 一面 但丸形都四寸八分重量五十九匁銅原周董裏に舞踏に松の模様あり

傳説

昔年二玉を盜みしものあり、持ち歸る途中變性ありしにや、二玉を抛棄し去りたり。其の所

に毎夜光を放つものあり、里民怪しんで近寄檢すれば、二玉の光明なるにより直に社官に告げ奉達したりと、今其地を光谷と云い、其後同所に少量の潮水出づるとなし、潮神社より西南約三町にあり而して社の口傳に、二玉を祭神と共に奉祀以來嘗て開屏拜観せしことなしと

舊佐土原藩主島津家ノ記録「御神領高付」に

一拾石 鹿野田潮領

内五石 光照寺

三月三日六月二十九日霜中の午の宵ノ祭り勤之

内五石
丸山宮内

歳ノ餅三十上ル

二月彼岸日五月八日彼岸霜月中の午の日祭り勤之

社叢
高丘の地にして老樹鬱蒼たり

山田神社
同村大字山田、字宮田鎮座

社格
郷社

伊弉册命

由緒
本社は康暦元年十一月二十日、舊藩主島津惟久の創建に係り、紀伊國熊野有馬村那智、新宮

を勧請せるものにして、那智權現と敬崇し來りたるものやうである。社地は高丘上にして七十餘級の石階を登りて達すべく、境内には古杉翁欒として天空を覆ひ、神氣自ら人に迫るを覺える。島津氏の寄進建立に係ると傳ふる神殿は、風光明媚の淨境に東面して建ち、匠工頗る精致を極めたるを見る。社は舊藩主島津氏の尊崇厚く社領高拾石、並祭祀料を寄せられ社殿の改築等は悉く藩主に於て行はれたりと傳へらる、所藏の棟札數枚内左の棟札がある

『御神領高付』舊藩主島津家ノ記録

一拾石

山田

内五石 権現領 清字之助

霜月二十日祭勤之

内五石 山王領 青山土佐

霜月二十一日祭勤之

寶物

植札一枚奉東宮殿一宇建立武運長久新云々大廟主藤原朝臣島津源守惟久公奉再興山王補現一字文明三年十一月吉日大廟
主藤原祐發大宮司丹波

境内神社

大將神社、祭神猿田彦命

木宮神社、祭神天子命、歲神稻荷大神木宮大神

社叢 高丘の地にして大杉檜雜樹蔚然たり頗る森嚴に拜せらる

山王神社 同村大字同、字高下鎮座

社格 無格社

祭神 大物主神・國常立神・譽田別命の三神

由緒

本社の創建詳ならざるも伊東氏所領時代厚く尊仰し島津氏領有せるに至り社領五石寄進し歷代尊崇すること頗る厚き社であつた（舊藩主島津氏神領高付は山田神社の部に記してある）

寶物

植札一枚は山田神社の部に掲ぐ同社の寶物となつて居る）

正徳元年十月日不詳、桃山清右衛門、新納隼人、猪方長門、清喜右衛門

劍　壹口

無銘、寸法是二尺五寸、輕壹寸重量參百匁、燒直刃、雙貝銅圓形、寸法直標式寸五分、精黑後綠頭赤鋼柄鍛柄目貫赤鋼

にて唐鶴子の打物、燃黒餘明治八年八月日、寄附人舊五小保元戸長倉長典

鏡　壹面

銘天下一圓形寸法直徑五寸、鑄文鷦鷯松竹梅蘭、重量祇百匁、年號月日及寄附人姓名不詳

荒武神社
社叢

同村大字荒武、字土橋鎮座

社格
村社

祭神　查火出見尊、火明命の二神

由緒　本社は、康暦元年十一月二十五日の勧請にして、當時都於郡城址の西北谷間に社を建立し、年時不詳字荒武へ移し奉り、更に亦下三財へ遷奉し明治四年現地へ移奉した。伊東島津の兩氏厚く尊崇し、島津氏の代には社領拾石寄せられ居たる神社にして、古代より東宮又は產様と稱し、上下頗る嚴尊崇仰せし神社であつた。

【舊佐土原藩主島津家ノ舊記御神領高付】

一拾石　荒武權現領

内五石　見玉新太郎

霜月廿五日祭勤之

寶物

棟札壹枚

延寶八年庚申霜月廿二日、地頭櫛山佐京殿應外三名

一全 全

享保十八年癸丑十一月廿三日、源宮御家老櫛山清右衛門外三名

一全 全

文化戊辰年十一月六日、御家老櫛山倉人外二名

岩爪神社 同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

岩爪神社

同村大字岩爪、字元村鎮座

本社は天長三丙午年十一月、空海大師の建立である、社地は景行天皇の皇子・日本武尊熊襲御征討に下向、此地より紀伊國熊野大權現に向はせ給ひ兎賊退治の御祈念あらせられし靈跡へ、空海來錫し、其尊蹟相滅を、慮はかりて神社を創立したのである、然るに後年に至り、即ち永祿十一年三月同祿に罹り、萬記寶物灰滅に歸した、天文年中時の領主伊東義祐再興し後島津氏所領するに至り、社領三十石寄進し、現時の社殿は、島津惟久の母・米松壽院慧明公、此地に產せし縁故に依り、祭祀禮拜能く崇仰し、白金を献し以て、別當法印權大僧都慶傳に命じ、修築せしめた、本由緒は文化五年正月、鬼塚慶京・黒貫寺所藏の舊記に因り、抜書したのである

當山の寺號・山號由來之事

往古此里に一人の奇女あり、名をあらさけと呼べり、父名詳ならず、身の長七尺餘、膂力最も強く、常に山野を跋渉して、猛獸を捕ふるを以て業ひせりと云ふ、五指の爪鋭く、堅固なる事岩の如く、故に土人名をいわす、岩爪とあざなせるとかや、人其怪異に恐れ各服す、然れ共衆人の嫌ふものとなり殺されりと云、其惡魔のたゞにや、種々の怪異災禍ありて、人棲息する事を得ず、終に荒さる原野となれりと云、后人皇五十三代淳和天皇天長三年丙午年、空海大師勅命を蒙り、九國巡錫の途次、此境に渡らせ給ひ、鬼女の惡靈を鎮め給はん爲め、光明真言の功德を授け給ひて災を拂ひ、永く福を保たしめしと、山號を長福山となし、寺號を岩爪寺と名けしとなり、此功德にや、其後何の怪異凶事等の沙汰もいつとなく消失、次第く人々集ひ來りて一村をなせり、是に由て村名も岩爪と號けたりとあり、右者本山舊記焼失してさだかならずと雖も、當時本村黒貫寺寶藏の古記傳より、抜書して後代に遺す者也

千時文化五年正月吉日 慶京寫之

社 義

霧島神社 同村大字鹿野田、字霧島鎮座

社 格：無格社

巨樟鬱然たり

祭神 竹火瓊々杵命

由緒 本社の創建詳ならずと雖も頗る舊建と傳へ舊藩主歴代厚尊崇し島津氏所領するに至り社領高

十石寄せられ別當寺等付せありしことは同藩所蔵の舊記に依り窺ひ知るを得べし

島津家藏「御神領高付」

一拾石 同所籌島領

九月廿九日霜月初午の日祭勤之 一乘院

正月三日御餅三寸上る

社義 高層の地にして樹木蔚然たり

上三財神社 三財村大字上三財字諏訪鎮座

社格 村社

稻田姫命

由緒 本社創建の年時詳ならず、川上神社と稱した、伊東氏時代より尊崇し、御神領の寄進あり、

島津氏所領するに至り、高十石寄進し以て厚く祭祀を舉行し、明治四年村社に列し、上三財

神社と改稱したのである

境内神社 霧島神社、祭神、竹火瓊々杵命

大將軍社、祭神、猿田彦命

稻荷神社、同 宇賀美玉命

左門神社、同 豊巖窓神

右門神社、同 榆岩窓神

下三財神社 同村大字下三財、宇宮追鎮座

社格 村社

祭神 宇賀美玉命、大宮姫能命、大田能命の三神

由緒 本社傳に、伊東祐持日向の國主と爲り、伊豆より下向するに際り、該神を奉戴し來りて、現地に神社を創建したのである。同氏累代深く尊仰し、神領高千石寄進し、宏大なる神殿を建築せられ、神職十八員、内侍一員、修驗者一員、及別當寺僧を置き、毎歲九度の祭典舉行ありたり、伊東三位義祐は、六地蔵塔を寄進現存せり。島津氏領有するに至り、社領高二十四石六斗寄進し、以て嚴肅に祭事を行ひ來り、明治四年五月四日村社に列せられたのである。

境内神社 大將軍神社、祭神、猿田彦神、承暦二年八月十五日勅請

寶物 捷札六枚

享和十二年十一月廿日、領主源朝臣島津忠就、享保十二年丁未正月十日人名不詳、天保十三年壬寅龍集十月吉日、諸方佐内、明治八年五月二十三日、諸方武一郎
全、十二年十月八日人名全上
十九年十二月十八日人名全上

鏡　參面

鏡天下一、寸法四寸四分、圓形重量六拾五匁、年月日等附人不詳、寸法三寸九分、圓形重量百廿五匁、年月日等附人不詳
上ニテ寸法六寸、圓形重量百四拾匁外全上

銅帶

參報

寸法貳尺三寸重量貳百匁年月日等附人不詳、全三尺貳寸重量三百五十匁年月日不詳、等附人諸方密門、全七寸五分重量
五匁年月日等附人不詳

鉢　壹本

但寸法壹尺、重量貳百拾匁稱經ニテ總先黑

社藏記錄

兒湯郡荒武郷彦權現、稻荷大神、牧神、下三財郷稻荷若宮、東宮、祖母女明現、東宮權現
山田郷那智權現、山王上三財郷川上社、諭訪社、小松一乘、白鳥權現、新宮權現、年神加勢
郷王宮年神内宮外宮年社三社二十五社祠官諸方大神惟次着風打烏帽子紗棕衣任先例專守社職
格式可抽來精制者
神道裁可狀如件

享保二年四月十一日

神祇官領長上三位侍從卜部朝臣

良連

花押

加勢神社　同村大字加勢、字南蘆鎮座

社格　村社

祭神

猿田彦命、大年神、天細女命の三神

由緒

本社は創建年時を詳にせず、唯伊東氏の代に創立したと傳うるのみ、萬藩主島津氏より社領高十石寄進せられ、頗る厚く崇敬した社である

〔御神領高付〕

一拾石 加瀬神領

内五石 王之宮領

赤木彌八

霜月十八日祭勤之

内五石 年神領 児玉壹岐

境内神社 大將軍神社、祭神、岡象女命

天神社 同村大字寒川、字立花鏡座

社格

無格社

祭神 天穗田命、大山祇命の二神

由緒

本社の創建不明である、本郡東米良山・兒原稻荷神社傳に、(前略)其西隣に寒川と名くる地有、是即ち大山祇神誕生所の地なり、爰に舊祠有、山神神社と稱す、即大山祇命を祭る云々どありて、本社を指稱するも誕生の地に付ては、之を確證するの微懸なし

社叢

丘阜の地にして雜樹繁茂せり

藤田神社 同村大字藤田、字堀内鎮座

社格 無格社

祭神 大年神、倉稻魂命の二神

由緒 本社の創建不明、天保四年四月二十二日災火に罹り、舊記寶物焼失したりと云う他に徵証をすへきもの更になし

芳野神社 三納村大字三納、字宮後鎮座

社格 村社

祭神 國常立命

由緒 本社の創建は、人皇第三十四代、推古天皇の御宇、百濟國清寧王子、琳惠太子、上下七人乗船、着^ミ大和國周防多々良濱^ミ、二月十三日、奉^ミ崇妙見^ミ三社大明神於吉敷郡水上^ミ是妙見鎮座初也、從^ミ是漸次現于美作妙見、下總妙見、阿波妙見、遷^ミ千座于諸所本地爲^ミ舞財天^ミ也後又勅^ミ請于九州肥後國八代郡白木^ミ、永正元年自^ミ肥後^ミ八郡^ミ、歷^ミ米良山奥、多河原暫留^ミ千上米良本山^ミ又掛^ミ腰於坂腰之尾八方塚^ミ而後若^ミ一座于吉野山^ミ、稱^ミ吉野妙見三社大明神^ミ是也、日州見湯郡三納鄉鎮座爲宗廟也

前記社藏の由緒に依るときは、本社は永正以後の創建なること明瞭である、舊藩主島津氏より神領高拾石寄進せられ、内五石を以て黒木肥前をして祭主となし、正月元日、三月三日、

七月七日、九月廿八日晚、同廿九日、大祭十二月廿九日勤之
内三石黒木新左衛門をして、二月彼岸、六月廿九日、八月彼岸、同十五日、霜月始申ノ日、

祭勤之、神樂舞有

内七斗權祝子、黒木役十郎、二月十六日祭勤之

内一石三斗權祝子役、黒木支番をして、五月五日、十月亥日祭勤之

平郡神社 同村大字平郡、字宮尾鏡座

村社

祭神格 大己貴命・倉稻魂命の二神

由緒 不明、舊藩主島津氏の代、神領高寄遣せられ、以て崇仰したことが窺はる、同藩家所蔵の
神領高調書、元祿七年のものに左の記事がある

一拾石 平郡神領

内五石 山王領 吉祥寺

二月七日、九月九日、祭勤之

十一月中の日

内貳石 同領 光妙院

六月二十九日、祭勤之

内三石 矢久度領 貴嶋肥後

霜月初午ノ日祭勤之

米良神社

西米良村大字小川・字中水流鎮座

社格

郷社

祭神

大山祇命、岩長姫命の二神

由緒

本社の創建由来詳ならず、元祿十六年申五月七日の洪水に、神殿流失した、時に大洪水の爲に山岳崩壊し、河流を壅塞して、流域汎溢し、社宇漂浮流に瀕ること數町、水渦るゝに従つて停止した所へ、拜殿を建て社殿は、丘上に再建したのである

傳説

磐長姫命、天孫の御意に叶はず、懸愧に堪へず五十鈴川を遡ばつて此地へ入來り、遂に身を深淵に投じて薨去せられ、其御頭髪を神体とせしに、洪水の爲流失したと云ふ、遙拜所の南側に、糾磐を湛へる淵が夫れであると傳ふ

社叢

巨杉天を摩せんとする景趣なるも、社殿の構造真に頽廢せる、特に痛嘆する所である

八幡神社

西米良村大字村所、字鶴籠座

社格

村社

祭神

八幡大王宮

由緒

本社の創建は、延元十四年月日不詳、懷良親王の靈を奉斎する爲めに、菊池重爲が建設せし

社である。社傳に延元三年、征西將軍懷良親王鎮西に下降し、同十三年肥後國八代郡小野に薨す、親王に一子あり、爵松丸と云。後宗良と號す、母は菊池武重の女にして、菊池重爲、宗良を奉して當地へ潜住し、延元十四年月日不詳、懷良親王の靈魂を尊崇して社を設け、大王宮と號し、其後宗良の靈魂を小大王と崇めて合祭せしものと云。年時不詳、菊池家米良彌太郎重鑑、豊前宇佐に請て宇佐八幡の稱號を用ひ、棟札に曰奉再建宇佐八幡宮一字、天正二年甲戌六月晦日、領主米良彌太郎重鑑とあり、社中に不開院と名づくるものなり、中に齒骨と毛髮を藏す、是を良宗の歯骨毛髮なりと云ひ傳ふ、亦刀身なき筈鞘のみあり、刀身は盜賊の手に奪はれたるものなりと云ふ、該刀は懷良親王の佩用せしものならん。

櫛札蓋板天正二年甲戌六月晦日、奉再建宇佐八幡宮一字領主米良彌太郎重鑑

寶物

劍 鋒口

鉢輪州司山住、國宗作長貳尺五寸通常刀にして、裝具銀地重量三百五拾匁、寄附人年月日及傳來の所由不詳
幕鏡 一四

無銘寸法四尺刀身なし、繪地剝去せり、極真親王の佩帶せられたるものなりと云傳う

社 義 高丘の地にして雜木繁茂し、頗る森嚴に拜せらる

狹上稻荷神社 同村大字同、字狹上鎮座

社 格 無格社

祭 神 倉稻魂命縣保存の神社臺帳にあるも、事實左の四神である

由 緒

大山祇命・大宮姫命・大己貴命・菊池武光の四神を祭る

本社の創建年時詳ならざるも、社蔵由緒により、頗る古き社なるを窺知せらるべし、(署)世長姫命、米良山中に隠れ給ひ、大山祇命跡を慕ひて狹上の深山に跡を垂れ給ふ(署)爰に御陵あり、然るに空國にして祭る者なし、時に人皇三十代欽明天皇の御宇、國中疫病發り、五穀不實、死者幾千萬と云ふを知らず、(署)世長て當社御陵知る人稀なり、(署)山中堂榮、煮田之尾勝房、山佐禮左近、西世法師の、四人兄弟狹上の東西南北に業庵を結び(署)西世法師夢に白髮の老翁來て、我は大山祇命なり、我陵を以て稻荷を祭り尊敬せば(署)法師は山谷の狐魅我を犯すと敢て不用、又夢あり依て此神を祭る、(署)其後米良佐太夫の時に新に建立あり其子孫米良右衛門と云ふあり、(署)其子孫神司となり茲に居住す云々

安政三年丙辰十月十五日

國城山人便丁房寫之

前記の由緒によれば、創建舊くして菊池氏入所後、氏の弟米良佐太夫の再興に係り、懷良親王及菊池家の祖先の靈を合祀したるものである、別當寺を附しあり、伽藍の幾部を存じ、附近に馬乗馬場の地名を殘している

寶 物

絆一面 四彩墨三寸八分

棟札一枚 寛政元年十二月再興

社 義 大檜雜樹鬱蒼として森嚴なり、社地は村役場より峠坂後路四十五町の所にありて、頗る幽遠の地である

兒原神社 同村大字越野尾、字小春鎮座

社 格 無格社

祭 神 火明命、大山祇命、木花咲耶姫の三神

由 結 本社は創建詳ならず、享保五年十二月領主米良則信時代の棟札を殘するも、當時の創建なるか將再興なるか不明に屬す、舊米良領主時代、五社の一として頗る信仰し 祭事には領主自ら參拜し、或は代參せしなるを以て恒例となした社である

境内神社 年神社、祭神、大年命

地主神社 地主神社、祭神、大國主神

霧島神社 祭神、彦火出見命

寶 物 棟札、堂教

寛政二年十一月、再興甲斐刑部

社 義 一ツ瀬川底を登る八町の山腹に社があり、老杉巨竹蔚然たり

銀鏡神社 東米良村大字銀鏡、字上原鎮座

社格 村社

祭神 岩長姫命、大山祇命、懷良親王の三神

由緒 本社の創建は、長享三年（延徳元年）三月十六日にして、往時同處に岩長姫命を奉祀せる社へ懷良親王の靈を合祀して、銀鏡神社と號したのである

境内神社 矢村神社、祭神・濱砂氏先祖の靈神

由緒 鈴木七郎重昌の靈魂及濱砂氏先祖の氏神にして、延享三年亥十一月二十九日、大願主天氏則

祇

豆州八幡神社、祭神・應神天皇

由緒 延寛六年二月十五日、米良主勝天氏順公の創立で、小字中島山林へ勧請したのである、明治三年十一月十四日合祀す

皇天神宮・祭神・天照大神

由緒 寛永七年庚十一月十一日勧請した

神倉神社、祭神・山之神

由緒 萬治二年米良岩見守之采地へ重良の創立である

實物 檀札貯款額延享二年二月、天氏丸重城・氏兼・泰再延享二年十二月米良主勝天氏則重、同彌次郎則洋、神上濱砂伊右衛門、矢多邊重賢

鏡 四面

無銘寸法幅八寸形、上ニ記、重五百七拾匁

寄附人天氏、丸東鐵公源氏兼鐵

但寄附年月譜文不詳

無銘鐵社大明神、寸法幅八寸圓形、重五六拾匁

但し年月及譜文寄附人不詳

無銘寸法幅五寸、圓形重五百六拾匁譜文なし

但し年月日不詳寄附人菊池忠

無銘寸法幅五寸圓形重量九拾匁

但し年月日寄附人不詳

面
壹前

寸法長八寸幅六寸重量五百五拾匁

但年月日寄附人不詳

社叢
雜樹森然壯嚴なり

尾八重神社 同村大字尾八重、字上村

社格 村社

祭神 大山祇命・大國主命の二神

由緒 本社は永正八年十一月二十三日、舊領主黒木吉英が鎮守の神として勧請したのである（尾八

重は舊字雄を用いしが米良氏領主となりて尾の字に改めたのである)

境内神社 霊社、祭神・岩桔彦命、天兒屋根命

社叢 樹木蘿苔たり森嚴に拜せらる

鎮守神社 同村大字中之又、字中野鎮座

社格 無格社

祭神 神武天皇、八幡大神、稻荷大神の三神

當社は永正元年七月二十一日、舊領主郡甲惟忠の創建で、舊所の產土神として爾來部民厚く尊崇せし社である

上 穂 北 村

南方神社 上穂北村大字南方、字宮畠鎮座

社格 村社

祭神 素戔嗚命、天樟日命、大山祇命、宇賀魂命、大己貴命、足名稚命、手名稚命の七神

由緒 本社の創建年時詳ならず、社蔵棟札に、弘安九年丙戌九月二十九日と記せるものあるに依り

當時の創建以前の社なりとせば、頗る遠く遡ぱり其舊き社なるを窺はる

寶物

棟札弘安九年丙戌九月二十九日、觀應二年辛神十月十二日、正長二年己酉十一月二日、天文十三年、神五月五日、當御守
護藤原朝臣義祐、令親虎丸、並に御代官藤原祐富、大領主大宮司杉尾五郎三郎、日下部宗正、並に甚左衛門吉定内千鶴女
文應二年癸巳十二月三十日、大日郡、高橋九郎殿元種、並に御代官花田民部殿行榮、元禄七年五月吉日、享保十九年甲寅

五月四日、御戸司賣乘寺、智光院、禪官長谷川石見守、義長、鶴北村庄屋、松浦與兵衛、南方村庄屋黒木保左衛門、全六年辛丑三月十七日、當領主越國城主牧野半之助勘定、宮崎御代官、江尻喜多新門、森左太夫、御戸司賣乘寺、禪官長谷川伊豆守、鶴北村庄屋松浦與兵衛、南方村庄屋見玉半左衛門、元文五年庚申十月吉日、御戸司賣乘寺智光院、禪官長谷川石見守義兵、鶴北村庄屋右今人、南方村庄屋見玉保左衛門貢次、延享三年丙寅十一月二十日前全上

寶曆三年癸酉三月吉日御戸司前全人官職前全人、前全村庄屋松浦與兵衛、前全村庄屋見玉守有衛門、明和元年甲申十月吉日、御代官舞斐十太夫照、富高御手代三為着失衛門、御戸司賣乘寺、禪官長谷川相模守、権親子菊池武流後守、鶴北村庄屋原旗吉次郎、南方村庄屋見玉守右衛門、年寄新名七右衛門、松本勝兵衛、黒木平左衛門、平田治兵衛、安永五年丙申十一月吉日、御代官舞斐當次那家、禪官長谷川相模守御戸司賣乘寺、南方村庄屋見玉半左衛門、天保二年辛卯七月廿日御代官鹽崎大四郎政、御戸司賣乘寺禪官長谷川賛前正、今川城能登正、権親子菊池武流次郎、西川浦右衛門、三十年己亥六月吉日、御代官榮西藏太蔵、御戸司賣乘寺、禪官右全人、権親子右全人、庄屋黒木兵衛門、年寄橋口右衛門、小川萬吉、嘉永四年十一月十二日、御代官榮西藏太蔵、御戸司右全人、禪官右全人、権親子菊池武江正、政所長谷川山城正、御代官大隅正、庄屋右全人、百姓代、善勤、武不次、金平、八大郎、安政二年御六月吉日、御代官右全人、御戸司右全人、庄屋右全人、年寄米夏善勤、長谷川庄右衛門、百姓代橋口八右衛門阿島政次郎、伊達兵太郎、橋口半九郎

明治二十四年卯三月二十三日、縣知事水多彌吉殿、禪官長谷川潔、村長黒木貞藏、大曾話人阿萬喜三郎、杉尾鶴五郎、組合世話人黒木政吉、橋口半平、横山要之助、比川島常右衛門、黒木米吉、普請大曾話人、岡萬興五郎、黒木常三郎、濱砂兵吉、村世話人、黒木清次郎、清砂徳次、黒木政太郎

而 武能
足名推綱、字名推綱之奉咲、形は鬼面にて、寸法は堅七寸九分、横五寸、重五拾五匁、壹個ノ記銘文龜

二年甲戌二月より、明和九年丁未迄、二百七十年を経過す、今年三月既取りて、承願靈谷宮に納め在り、同年十月十八日
種北村川越守、同村左右衛門、南方村、座右衛門、三名にて、取返し奉納す

社叢 平坦の地にして、巨樟三十六尺のもの及難樹鬱蒼たり頗る神威尊からしむ

穗北神社 全村大字穗北、字串木鏡座

社格 村社

祭神 岩長姬命

由緒 本社は由緒更に不明に屬す

合祀社 鹿島神社・祭神・武藏守命

尾崎神社・全

高野神社・全 猿田彦命

二柱神社・全 伊弉諾命・伊弉丹命

北嶽神社・全 素戔鳴命

大年神社・全 大年神即年神

香取神社・全 經津主神

諏訪神社・全 建御名方神

山の神社・全 大山祇神

寶物

神社西天保六年六月六日、櫛麗子、菊地寺守重清、神主川越能登守重信、南朝山如法師、日高仁右衛門盛信名外
三枚

鉢四口

無銘焼外装具の地金職にて成様なし、寸法各八寸重每百五十匁

刀壹口

銚藤原運行寸法、式尺壹寸形八分反り焼瓦直燒、重量二百貳拾匁、頭納參鈴鐵精鑄明治十七年十一月二日、寄附人某

池重義

諸壹枚

無銘焼又不明成具なし、寸法壹尺五寸、重量七拾六匁明治十四年十一月三日寄附人甲斐平太郎

以上の九神社は無格社にして由緒不明、明治四十三年五月七日本社へ合祀したのである。
社叢
高丘の地にして崇高にある。

調殿神社 全村大字調殿字水洗鎮座

社格 村社

祭神 天兒屋根一神

相殿 神魂日命、生魂日命、高魂日命、玉魂日命、足魂日命、大宮此質命、御食命、事代主命の八

柱

由緒 本社は年時不詳回祿に逢ひしも、幸にして創建年時を誕するに足るへき舊記を残す、

略故號「豐慶八幡宮」自夫以來次第相傳之苗胤、

天押雲命、天種子命

日本武命建ニ都櫻原ニ帝宅經營、捧ニ持天璽、鏡、鉤ニ奉ニ安。正殿ニ宮内立「歲號、齋戒」、令天種子命、解除天祝詞太諱詞事宗源者也、爰成務天皇五年乙亥二月、經營正殿始也、時代不、絕再興不、怠ニ今ニ相續宮居而座ニ鎮座、天兒屋根命也。

相殿神

天の八神殿

人皇六十代、醍醐天王延喜五年乙丑十二月廿六日、從宣下始神樂舉（一千三十二年前）

承平四年甲子十月廿九日再興（九百九十九年前）

文延元癸酉年三月十三日再興

長元五年壬申年十二月八日再興（八百九十九年前）

永保三年癸亥年九月七日再興（八百四十九年前）

保延三年丁巳年五月十八日再興（七百九十年前）

義和元辛巳年潤二月再興（七百五十一年前）

前記に依り、本社には延喜五年乙丑十二月廿六日、神樂始めの宣下にて之が執行を畢ヘ、尙其れより約三十五六年の承平四年に社殿再興、以後五回最終の再興七百七十八年至、此間の

由來を明にせる、恐らく本社を除いて他に、斯の如き舊き創建を立證すべき神社は縣内他に見ることは能きないのである、尙同記に左の神社を見る(挿圖第一五)

稻荷大明神三柱

下社 大山祇女

中社 倉稻魂

上社 土祖神

寶物

刀一口長一尺八寸八分、泉州高田作、藤原源行
鍔丸十枚、寶曆五年三月吉日、大宮司阿萬勘解由、明和九歲壬申八月、御駕御代官所大宮司近江守爲齋、承應三年甲午卯
月十九日、寛延二庚午以下不明、天明八歲戊申十月、大宮司近江守爲齋、外敷板鏡す

童子丸神社 全村大字童子丸字横の内鎮座

寶物

祭神 大己貴命

社格

村社

由緒 當社の創建明ならず、社蔵棟札に寛永四年丁初九月日、當守護藤原朝臣弘純とあるに依り、
社の創建なりや否やを詳にせずと雖ども、社叢の状態より考へるに、夫以前の社にして其古
きを窺知せらる

寶物

棟札八枚寛永四年丁初九月、當守護藤原朝臣弘純、元禄八年乙亥九月、御代官小長谷堺左衛門尉販載、寛文七年丁未十二月

日、大願生横山市右衛門貞次、享保二年丁酉十二月四日、當守護牧野偏後寺源成央、寶曆九年己卯十月日、御代官伊藤十
太郎、寛政八年丙辰十月日、全善原谷五郎、文政甲申十一月日、全高木作右衛門、嘉永六年癸丑四月二十四日、御部代也
田岩之助等を葬せり

社 薩 古樹蕭蒼として頗る森嚴にある。

廣島大明神社址 同村字川上に鎮座せしを明治四年穗北神社に合祀

辰ノ宮址 同村字川上に鎮座せしを前同上

神島神社址 同村字千畑に鎮座せしを前に同し

木 城 村

比木神社 比木村大字椎木、字比木鍛座

比木神社 郷社

由 絡 祭神 大己貴命、三穗津姫命の二神

本社は、人皇十三代、成務天皇御宇、武内宿禰を以て、國縣を分ち邑里を定む、時に日向國
都合八千百拾町八段なり、其内比木方百町、郡司分百町の、宗廟と奉崇の五社大明神也、其創
建は、仁壽二年壬申と記しあり、前記に依り本社の由來頗る遠きにあること歴然たり、而し
て歴代領主の尊仰厚く殊に舊藩主秋月氏所領するに至り、社領を寄せられ、祭事には參拜又
は代參せしむるを以て恒例とし、領民亦深く尊崇して繁盛今も尙往時に異ならず

一書に當社の祭神を素盞鳴命、稻田姫命、大己貴命、三穗津姫命、事代主命の五神としてある

本社の例祭は六月酉ノ日、九月酉ノ日、十一月酉ノ日とし、十二月は中の酉ノ日より里巡りと稱して、東臼杵郡南郷村神門神社へ神幸し、七日を経て還幸する舊慣例今に行なはれて居る、其依て起る所以は、本社の祭神は百濟國の福知王とし、神門神社の祭神は、禱嘉王であるとし禱嘉王は福知王の父にして、親子の關係あるが故に神行するを舊例とせり、然し本社建初の祭神は、前記五柱の神にして、素盞鳴命を主神とせり、然るに『日向地誌』は『日向風土記』を引て大己貴命を祀れりとし、笠山道純か日向舊跡見聞錄にも、比木大明神は、大己貴命云々とあり、亦本郡上江村、大年神社祭神は、福知王の母、支後野と云ひ、例祭には比木神社より神幸の(上江村大年 神社參照)例ありて、本社の、祭神並に由來に付き信疑相半する所あり、左に社傳を記して参考とせん

社傳
比木大明神

御社の御本地木

素盞鳴男尊
稻田姫命
大己貴命
三穗津姫命

事代主命

於是大日本國西海路、筑紫之東南海中有於稱日向國(中名、有西爾等、口傳也)五郡八院國也。人皇十三代帝成務天皇御宇、以武內宿禰分國縣定邑里。干時都合八千百十町八段也。其內比木方百町、郡司分百町之宗廟、奉崇五社大明神者也。事者神神殿有舊書。執柄切毀、損失餘以書寫者。爰兒湯郡新田庄之住居、小野朝臣、井上良光六十六歲也。雖爲老懶、任此等懸望已而云。文字點畫、毫墨引糸、過訛多少、漏落彼是、此彼之賴聖賢者歟。誠恐誠惶敬白。下書訖。

時元祿九丙子中秋寫

日州兒湯郡高鍋比木大明神本錄

日州兒湯高鍋比木大明神者、蓋所記百濟福智王也。按其所藏舊記 曰百濟祐嘉王二十一年，讓位福智王。福智王立三年，百濟大亂，福智王與祐嘉王奔本邦，始到藝之嚴島。時，孝謙天皇平勝寶八年丙申九月也。後二年戊戌秋，福智王更到日州兒湯郡蚊口浦、乃取所當鞍襦衣帶、真千石上以乾之，因名其處曰毛比呂計。一云具良加計，遺蹟今尚存。既而欲卜其所當留住之地，乃以珠投地，珠飛走十有八里止，乃就而居焉。因名其所曰火弃。蓋取諸嚮道之義(據某此云久遠)。祐嘉王則到日州白杵郡金瀬，入山中七十八里而留住焉。久之，寇至自百濟，祐嘉王迎遇于伊佐賀坂。連戰不利，祐嘉王爲流矢所中，王次子戰死。賊乘勝攻之益急。會福智王率石河內、中股雉野、渡河諸里之兵，從火弃來救，而患乏糧。有祐嘉王親信益見者，入山

射獵多獲麋鹿以充食。此後世祭比木祠，必用麋以其所獲爲豆實之緣也。既而祐嘉王病創竟不起，葬于塚原，立祠稱神門大明神，乃妃其祀。葬于之伎野稱大歲大明神，又祀王次子伊佐賀坂，稱伊佐賀大明神。久之福智王薨葬火奈。其祠比弁大明神，妃附焉。亦太子、宰臣、及太子、乳母之祠隸焉。今稱太子祠曰若御子，宰臣曰一宮，乳母曰紅梅殿，燒從十有二人皆葬于塚原。又嘗有王舍人七人，其裔世奉祀。建祠之後郡訛火，以故仁壽二年壬申，改火奈爲比木。凡此厥祠莫尊於比木，而自古爲高嶺之鎮焉。而郡民之所年禱災，皆莫不仰于此祠焉云。

右舊記所謂無復左驗。蓋石濟之事據東國通鑑。唐顯慶五年，新羅太宗王七年，百濟義慈王廿年，唐兵與新羅兵圍百濟都城拔之。王義慈降唐兵執之以返。唐龍朔元年，新羅太宗王八年，百濟宗室福信等立故王子扶餘豐爲王。豐嘗質於倭，福信起兵，與浮屠道殊迎立之。唐龍朔二年，新羅文武王二年，百濟福信專權，與豐沒相納，豈掩斬之，遣使高勾麗僕國，乞師以拒唐兵。唐龍朔三年新羅文武王三年新羅王及唐兵攻百濟周留城拔之。扶餘豐奔高勾麗。百濟遂滅。參諸日本書記，百濟王義慈入王子豐璋爲質，在舒明天皇三年。百濟遣達率名沙彌覺從告急，尋福信獻唐俘，又乞師請救，並乞太子豐璋，在齊明天皇六年，本邦因百濟將遣救軍，在齊明天皇七年。本邦送豐璋于百濟使繼其位，在天智天皇元年。福信遭害，百濟隨滅，在天智天皇二年乃至孝謙天皇時，百濟王子金泰廉等朝貢事，無復及百濟事者。今觀舊記所道，似亦可疑，雖然百濟之滅也，扶餘豐奔高勾麗，則其子孫以流寓尚冒故號，爲世雖所偏，又慕舊德而來此。

歟。惟以事屬瑣尾故，不見紀於彼此之籍耳。伏惟本邦，神明垂統，列朝維熙，寶祥之隆與天壤無窮，奉承本教，以仰慶重輝之，德崇尚舊典，而由仁民愛物之政。是以吳敗姓氏來奔，秦暴徐福逃入，自魯侯亦帝之後，莫不嚮風慕化。至如三韓，則以蕃服朝貢。獨百濟能保信義，終始如一。且唐虞之典，岱土之籍，皆百濟所貢。況復有若王仁以蒼史之遺文，而寄秋津之舊讀，以啓文教，此其有功於國家亦既鉅焉。故及袁亂告急我，先王未嘗不爲圖存耶危也，因此觀之，亦安知有濟之遺民，不依歸我乎，此雖無史可據，旣墓廟食，郡民至今賴之，是可以徵焉。其孰敢不尊且信哉。是歲日州奈河郡上田烏庄，佛口山大光拙堂禪師適來，此是比木詞舊記也，然文字鄙俚，不足以示世，傳達奉祠之徒私病焉。嘗欲令余修之，然非吾事也。願煩吾子敢固以請。余曰：惟懶薄技以爲神之羞，且偈師之明易教不聽命，於是因前志修撰，以貽之。

寶曆五年乙亥六月穀旦

甲斐州山梨郡山王社神主

信濃守從五位下 源朝臣光章謹撰

天保三辰年九月吉日寫之 長友司宗義

右書中に比木祠の舊記を示したと云ふ、佛口山の拙堂禪師であるは今佐土原町に在る、大光寺第一代開山にして『御靈開基記』には左の如く記してある。
日向國佛口山大光寺、康安二年八月云々。開山禪師諱長甫、號嶽翁、勢洲人也云々。偶仗

錦遊日州。大守田島氏一見如平生歎。就佛日山創大光禪寺、延師爲第一代開山。湧殿飛樓
照映林巒。千榦列而觀々、四集雲集道風益盛云々。

要するに百濟滅亡の前後、舒明天皇に於て豊璋が質となつてより、其送還されし天智天皇の時代までは、彼我戰籍の徵する所なるも其後の事は更らに見る所がないので疑なしつせず、併し從來百濟は信義を保ち、且つ多くの典籍を貢献して、大いに文教を啓いた功がある故に本邦亦た彼我が乞ふまゝに、屢々其の存を圖り危を鄰んだのであるが、此等の事情に因つて觀ても、福智王等の事は、強ちに其跡無しとする所能はざるも本社並に神門・大年の各主神とは考證し難かるべし、要するに當年外人が漂來歸化して文教を地方民衆に傳へしに依り民衆亦之等を敬虔し死後古き創建の前記各社へ併祀せしものを後世主神と誤傳したものと解すべし神門神社は大山祇命が主神であつたことは屢然たる所である

境内神社
若御子神社、祭神 事代主神

一ノ宮神社、同、 大國主神

稻荷神社、 同、 宇賀御魂命

左大神社、 同、 不明

右大神社、 同、 同上

合祀社
菅原神社、 同、 菅原道真公

寶物

鏡二面、圓形、徑九寸八分、鋸文三津穗姬命
同裡一尺二寸鐵文大口黃金

刀九口、長一尺四寸、銚鹿次作
全 尺三寸無銚

全 尺一寸、鉢曾前守作
全 尺二寸五分、無銚

全 尺九寸五分、銚藤原忠吉作
全 尺二寸三分、全源左衛門尉作

全 尺七寸七分、全源原包水作
全 尺三寸、全源川忠正作

全 尺七寸一分、全吉輝作清和源氏野間主
社 畏 大樟巨樹鬱蒼として、頗る森嚴に拜す。

伊勢神社 同村大字椎木、字比木鎮座
社 格 村社 祭 神 天照大神

多賀神社 同村大字同字岩淵鎮座
社 格 村社

八坂神社	同村大字同字四日市鎮座	祭神 伊弉諾命
社格	村社	
菅原神社	同村大字同字田畑鎮座	祭神 速須佐男之命
社格	村社	
水分神社	同村大字同字高城鎮座	祭神 大國主命 出雲大社の分靈を奉齋したと傳うのみ他に由緒なし
社格	村社	
八幡神社	同村大字同字下鶴鎮座	祭神 品陀和氣命
社格	村社	
菅原神社	同村大字同字田神鎮座	祭神 應神天皇、豐前字佐神宮の分靈を奉祀したと傳うのみ他に由緒なし
社格	村社	
菅原道眞公	筑前大宰府天滿宮の分靈を奉祀と傳う他に由緒なし	祭神

日子神社	同村大字同字岩戸鎮座
社格	村社
祭神	壹火出見命
塙原神社	同村大字同字仁看谷鎮座
社格	村社
祭神	菅原道眞公 筑前大宰府天滿宮の分靈を奉祀と傳う他に由緒なし
石神社	同村大字石河内字仁看谷鎮座
社格	村社
祭神	豐岩窓戸神
川原神社	同村大字川原字本村鎮座
社格	村社
祭神	大山祇命
三石神社	同村大字石河内字茅ヶ八重鎮座
社格	村社
祭神	天之御中主神
以上ノ十三神は・創建並に由緒更に不明に屬す	

大山祇神社 同村大字石河内字鶴鳴鑑座

祭神 大山祇命
社格 無格社

由緒 本社の創建は神田他人の祖、重吉が年時不詳社殿を創立して崇敬せしに肇まり、逐年近郷遠

間より崇仰し、舊藩主の内室厚く崇敬して、祭事には代參の恒例ありたり。社に享保年間再興の棟札を藏するに依り、舊きを窺ひ知らるべし。

寶物

神社二枚上大山祇御殿再興、享保三年戊十二月二十一日、赤友斗馬御殿再興、天保十一年二月十四日

多賀神社 川南村大字川南字白髮鎮座

社格 郷社

祭神 伊弉諾命、速須佐之男命、猿田彦命の三神

由緒 當神社は、文政十一年正月二十三日の夜回祿に逢ひ、舊記寶物の類悉く焼失し、爲に創建其他の由緒不明なるも、往時より白髭大明神と稱し、藩主並に庶民の尊崇頗る厚く、秋月氏より神領四石五斗及祭典料米並に祭器社殿造營等一切寄進せられ、尙社の中央より三十間方と畠一町四反九畝二十九歩寄進ありしが、明治初年廢藩に際して之を失なひ、同四年社名は現今に改めたのである。

合祀社 稲荷神社、祭神、宇賀魂命 明治四十年九月九日合祀

大山祇神社、祭神、大山祇命 同年四月十日合祀

寶物

棟札、二枚、寛政七乙卯十一月九日、社主善院、天保九年三月十五日、社主善院

鏡一面、圓形無文徑八寸

劍一口、長二尺三寸七分無銘

社叢

高層の地にして、大杉古樹鬱蒼、頗る森嚴に拜せらる

甘濱神社

同村大字川南字出口東鎮座

社格

村社

祭神

大己貴命

由緒

本社の創建年時詳ならずと雖ども、社蔵棟札に、天文年間のものあるにより、古き建立なるべし。舊藩時代には別當觀音寺あり、藩主より神領高石、社殿の營繕祭典料米、及祭器の

類一切寄進せられ、以て厚く崇敬を捧げたる社である

境内神社

稻荷神社、祭神、宇賀魂命

山の神社、同、大山祇命

愛宕神社、同、火產靈命

水神社、同、水波女命

海神社、同、三筒男神

栗野神社、同、不詳

聖神社、同上

伊豆能女神社、同上

沫那岐神社、祭神、不明

天水分神社、同上

合祀社 火產靈神社、祭神、渥迦美神

明治四十年七月二十六日合祀

愛宕神社、同、大年神

同上

大山積神社、同、速々杵尊宇賀魂命、同上

菅原神社、同、菅原道真公

同上

以上の十四神は、創建の由來詳ならず

寶物 梶札、三枚、奉造立日州新納院、甘淡山觀音寺智坊龍尊

白敬、熊野山三所大權現守護所、天文六季丁酉卯月吉辰日、慶長二
季丁酉卯月吉日、社主觀音寺圓智坊、寛永七丁未十二月二十五日等を有す

鏡、三面、圓形徑三寸八分、同二寸二分圓三寸三分
刀、二口、長二尺三寸七分、無銘長二尺一寸無銘

社叢 丘端臺地にして景勝に富み、古樹蔚然たり

三嶋神社 同村大字川南字中猪ノ久保鎌座

社格	村社
祭神	大山祇命・事代主命の二神
由緒	當社の創建其他不明に屬するも、社蔵棟札に、慶長八年再興とあるに依り其以前なるを證せらる
合祀社	貴舟神社・祭神・關瀧賀美神 稻荷神社・同・倉稻魂命 新田神社・同・高瀧賀美神 稻荷神社・同・倉稻魂命
寶物	菅原神社・同・菅原道真公 櫛札、一札、慶長八年卯月吉日、願主河野久左衛門房通 同上
細野神社	同村大字同字細野鎮座
社格	村社
祭神	続速日命・大山祇命の二神
由緒	創建其他不明
霧島神社	同村大字川南字下山鎮座
社格	村社

祭神 遷々杵尊、宇賀魂命の二神

由緒 本社の由来不明なるも、社に藏する棟札に、奉再興・文明十八年(四百五十年前)並に祭田一段半等の記録を有するにより、創建頗る古きを窺知せらる

合祀社 御年神社、祭神、御年神

字藏座に存た明治四十一年十二月三日合祀

御年神社、同、倉稻魂命

明治四十一年四月二十九日合祀

寶物

棟札、四枚、奉再興神殿二字、文明十八年十二月、承應元年十一月吉日、正徳五年十二月十一日、寛文六年十一月吉日、

参考 當地は上代の交道であつた郡農町に通する順路、藏座、黒岩、沓袋、込口、細、森等あり

市那波神社 同村大字同字虚空藏鎮座

祭神 大物主神

菅原神社 同村大字同字川の上鎮座

祭神 菅原道真公、阿須波神、日本武命の三神

北山神社 同村大字平田字平鎗鎮座

祭神 不明

境内神社 稲荷神社、祭神、宇賀魂命

以上の三社は社格村なるも、由緒更に不明

平田神社
同村大字平田字宮本鑑座

社格
郷社

祭神
日本武命、御年神の二神

由緒
本社の由來に就ては、舊記の類所載せざるに依り、不明に屬す。口碑の傳うる所、日本武命

態麿御征討の當年御駐營ありし其址へ、後年社殿を建てて命を奉齋したと云、社の南方なる丘上に、山城址がある、命の御居城と古く傳稱せり

境内神社
妙儀神社・祭神・健稻種命・若酢媛命

若宮神社、同、御子神

白鳥神社、同、上

愛宕神社、同、火產靈神

稻荷神社、同、宇賀魂神

痘神社、同、大那牟遲神

美年神社、同、大物主神

山之神社、同、大山祇神

境内祖靈社、同、不明

合祀社
菅原神社、同、菅原道真公

霧島神社、同、瓊々杵命

熊野神社、同、速玉男命、事解男命

寶物
女神像一隻、木製座像高一尺一寸壯重神殿ノ御相テ延喜式ノ作

拂札二枚、文祿三年十一月日、高野介正久、元文五年二月、大宮司大善坊

鏡一面、圓形径六寸三分

社叢 小臺の地にして、老檜杉樹、蔚然たるもの數木あり社の尊嚴彌崇し(攝圖第一六、一七)

龍野神社 同村大字平田字琵琶城鎮座

祭社 雷神

阿諱訪神社 同村大字川南字諱訪鎮座

祭神 健御名方神

御年神社 同村大字同字前の大鎮座

祭神 大年神

熊野神社 同村大字西の別府鎮座

祭神 須佐能男命、速玉男命、事解男命の三柱

合祀社 菅原神社、祭神、菅原道真公 大正二年五月二十六日合祀

山の神社、同、大山誓命 同上

寶物

刀、一口、長二尺三寸、装具金銀細工付、山之口神社の寶物ナリ

御年神社

同村大字同字勝司ヶ別府鎮座

祭神

大年神

鴟神社

同村大字同字櫻の本鎮座

祭神

高達根神

以上六神社は無格社にして、創建並に由來等更に不明。

愛宕神社

同村大字同字大内西平鎮座

社格

村社

祭神

大山祇神、火產靈命の二柱

合祀社

愛宕神社、祭神、火產靈命

舊稱山の神社を現名に變更し明治四十二年八月十三日合祀

御年神社

同村大字同字下野田鎮座

祭神

大年神

稻荷神社

同村大字同字登口鎮座

祭神

宇賀魂命、須佐能男命の二柱

以上の二社は無格社にして由緒不明

川南神社

同村大字同字黒石鎮座

社格
村社

祭神
伊弉諾命、大年神の二柱

由緒
當社には舊記所載せざる爲に由緒不明である、同村字杏袋鎮座の大年神社、祭神、大年神を合祀し、往時少宮神社と稱へしを、現時の社名に改めたのである。

八幡神社
同村大字同字八幡鎮座

祭神
品陀別命

山の神社
同村大字同字込の口鎮座

祭神
大山祇命、大年神の二柱

合祀社
早鳥神社、祭神、菅原道真公

明治四十一年四月二十九日合祀

金刀毘羅神社
同村大字同字道東鎮座

祭神
大物主神

御年神社
同村大字同字東肥鎮座

祭神
倉稻魂命

春日神社
同村大字同字須田久保鎮座

祭神
建御加豆智命、天之兒屋根命の二柱

以上の五社は無格社にして、勧請年時其他の由來更に不明

都農町

都農神社
都農町大字川北字宮野尾鎮座

國幣小社
社格

由
縁
祭
神
大己貴命

鎮座年月不詳、或考證云、承和四年八月壬申日向國兒湯郡都農神預官社、同十年日向國無位都農神奉授從五位、天安二年十月二十二日、授日向國從五位下都農神從四位上、推古天皇の御宇秦河勝奉勅奉獻せしなりと云傳うる神寶、鬼面形一枚存在せり古老云都農神は神武天皇を皇日向國を立せ給ひし時奉祀り賜ひとぞ言なる、そは南十一里餘にして宮崎郡に神武天皇を祭りて、宮崎神社とぞ申する北十二里餘にして美々津と云う海邊に立磐神社と云ふを祭れり境内に神武天皇御腰掛の石と云ふあり昔天皇御腰を掛け給ひて此の所より船出し給ひし石とて今にこの石を土民信仰しあり。和漢三才圖繪に、都農大明神兒湯郡宮村にあり、祭神一座大己貴命、號宮崎社とあるにても、神武天皇日向宮崎を立せ給ひし時、重く祭り給ひしによりて宮崎社とも云ひしなりけん、今も鎮座の村の名を、宮尾又は宮村とぞ云ひける、應添塙轟抄日・日向國兒湯郡吐濃峯と云峯あり、神をいます吐乃大明神とぞ申なる
昔神功皇后新羅をうち給ひしどき、此の神を請し給ひて、御船にのせ給ひて、船を令譲給ひける、新羅をうちとりて、販り給ひて後、船馬峯と申す所におはして、弓射給ひけるどき、土の中より黒き物頭さし出しけるを、弓のはずにて掘出し玉ひければ、男一人女一人ぞ有け

る、其を神人として召仕ひけり、其子孫今に残れり、これを頭黒と云、始てほり出さるゝとき、頭黒くてさしだしたたりける故にや、子孫はびこれるが疫病に死失せて二人になりたりけり、其事を刀の國説に云へるは日々死に盡きて、僅かに残れる男女二口といへり、これは國守神人をかりつかひて、國役にしたがわしむる故に、明神いからをなし給ひてあしき病をこりて死にけるなり和名抄に都喰、都農、韓家などいふ綽名もあり、さて神功皇后三韓御征討の時、都農神を請し重み給ひしこども、神武天皇日向國を立せ給ひて、大和國なる八十島師等を擊ち平げ、天下を治め給ふやんことなき神事の跡を追ひ給ひ、新羅を言向賜ひて神功皇后今宮村に、宮柱太敷立、崇敬なし給ひしなるべし、されど天正年間豐後國大友宗麟日向に亂入す、其時の神官金丸紋五郎と云者、神靈を守護して、兵火の難を尾鈴の山中、都農崎と云ふ所に避けて潜居し兵亂治まりて後、また今宮村に祭れりとぞ申する、神殿並に建物、及縁起等兵火に罹り、一切灰燼となれり、惜むべしかなしむべし、されど神威赫々として明治四年十月國幣小社に列せられたり、尊むべし敬すべし例祭十一月五日、私祭大陰六月

二十九日、十一月初申酉

本社は日向國式内神社四座の一で『日向國一の宮』と稱した所である延喜式に見ゆる郡都農神社あり『諸神根元抄中卷諸國一宮神名帳』に都農神大己貴神日向國と見ゆる創建の古きを窺知せられ歴代朝廷厚く信仰せられたること前記縁起書中三度位階昇叙に依つて明瞭せり延寶二年

橋三喜が一宮巡詣記に曰く

九月十三日申刻津野村に至り、大明神にまうでぬるに、豊後の國主大友宗麟薩摩をせめし時
あまたの社を焼きはらひ縁起、古記・御寶物など悉くうせぬ、其後取立る人もなしどて、僅
の小社となり御名をさへ知らず、只明神とのみいへり、されども年老たる宮守を尋出して古
き事ごとも語らせ、棟札など見て、日向の一宮とは知りぬ、是によりて『豊葦原一宮記』を書て
宮守のもとへ遣はし侍りぬ。都農町はづれに、二つの鳥居の趾あり、社より十四五町程海邊
に、三の鳥居の趾あり、其所を鳥居原と云、どあるを看れば、一時荒廢して居つたであろう
現時は舊に復し、境域六千五百四十九坪を有せり（挿圖第一八）

菅原神社
全町大字川北字尾立籠座

社格

菅原道真公
村社

祭神

合祀社

菅原神社・祭神、菅原道真公

八坂神社、同、速須佐之男命

全

年十二月十一日 同

寶物

棟札八枚、寶曆十年庚申十一月十四日願主源吉右衛門、文化四年丁卯腊月十四日、成慶院並氏子、享保十二年丁未十一

月十三日、安永五年丙申霜月十三日外は略す

菅原神社

同町大字同字心見上肥鎮座

社格
村社祭神
菅原道真公

合祀社

菅原神社、祭神、菅原道真公

明治四十一年十一月十九日合祀

寶物

熊野神社、同、速玉男命、事解男命、菊理姫命 明治四十一年十月二十一日合祀
被札四枚、享保三年戊寅月日不明、天保九年戊戌四月二十九日、外は略す

菅原神社

同町大字同字鎧治屋敷鎮座

社格
村社祭神
菅原道真公

寶物

被札六枚、天正九年辛巳十一月廿日、元和九年癸亥十一月、大富司墨木與兵衛、享保七年壬寅十一月吉詳日、享保二年壬戌宿月十九日、願主萬應院外省略す

鏡三面、圓形徑三寸五分、同三寸九分、同四寸七分

由緒

前記三社には、古書記録を歲せず、爲に勅請其他の由來不明である

尾鈴神社

同町大字尾鈴嶺鎮座、遙拜所は宇木和田に在

社格
村社祭神
速日命

由 緒

本社殿は尾鈴山の頂上銅峯と稱し、低地より約五里の所に一小石祠が建てられてあり、爲に容易に參拜するを得ず、故に遙拜所を鳥居尾と稱する、二里餘の上山に建設してあつた、所が明治四年九月火災に罹り、所藏の舊記寶物悉く焼失して、創建其他の由來不明である。

高鍋秋月氏記錄『本藩寶錄』に、天明元年辛丑六月十七日、秋月種頼、爲御祈雨尾鈴山御參詣昨夜御供拝九つ時御出、木和田にて御少休登山脇御止、都農御假屋被爲入御休息、夕方御發駕、曉七つ半時過御歸城云云とありて、雨乞の神として藩主並に領民共に厚く信仰せし社にして、其創建は天明以前なるを窺知せらるべし

「日本地名便覽」に、鉛嶽は日向の高山なり、潔齋して參詣すべし云々とあり、遙拜所より三十町を登る所に、高三百尺の瀑布がある、鐵速日命、御降臨當年鐵を研き給ひし所と稱し、又石舟と稱する巨石舟形をなせるものあり、命御乗用の舟が石に化したと云ひ傳へ、白晝音樂を聞くあり、又號馬場を見出し或は、湖水の表現する等、奇怪事が次ぎから次へと續發するど里俗の傳稱である。

鉛五本、萬能製長一尺三寸六分、形狀三爻、量百九十九、同二尺四寸五分、同形量七十爻、同長七寸、同一尺四寸二分三
又形、量百九外に鐵製一

鏡二面、圓形徑七寸五分無紋、副形徑四寸八分無紋

全二面、圓形徑三寸五分無紋、副形徑八寸九分五厘無紋、遙拜所に藏す

幣一、真輪製、長二尺四寸五分、天保三年平底、夏久しく不爾、新鑄百枚盛七月二十二日、岡本辨從源吉公乞爾供神拜伏

神廟、三蓋表、公受封始止宿供養、故奉幣帛賛

八幡神社 同町大字同字原田鎮座

祭神 品陀和氣命

神社 拾參教

一、寛永三年丙寅十月廿九日

法印源貞金丸善兵衛

一、元十七年庚辰九月吉日

河野久助

一、延享二年丙寅正月廿五日

座主大泉坊

一、安永二年癸巳二月廿七日

寶蓋坊

一、寶曆十二年壬午十月廿七日

座主寶成院

一、享和三年癸亥十月吉日

右仝人

一、天保十二年丑霜月吉日

法應院大勝院實成院

一、萬延元年庚申十一月吉日

寶慶院

一、明治九年丙子九月廿六日

吉川龍康外五名

一、寛永十七年庚辰九月吉日

本願寺司左近

一、享和三年三月吉日

大泉坊、但島居

一、天明七年丁未十月十六日

大願主大樂院、但島居

一、文化六年己巳十月十七日

願主天成院、但島居

山神社 同町大字同字立野鎮座

祭神 龍田彦神、大山津見神の二神

寶物 榊札 二枚

一、延寶五年丁巳十一月吉日
一、享保十九年甲寅十一月吉日

本廟奉申
大願主黒木彌兵衛

以上

八坂神社 同町大字同字都農中町鎮座

祭神

速素戔嗚命、國常立神、水波女神、火產靈神、武甕槌神、齊主命、天兒屋根命、比賣命、
大山祇命、吉備津姫命、菅原道真公、外十二神

寶物

一、榊札 三枚

文化十三年丙子六月十二日

文政三年寅酉月十八日

大願主諸方八重重申
願主経方四郎衛
姓名無之

嘉永六年癸丑六月十四日

一、錢 一面

無銘寸法八寸一分、圓形鈕文なし、重量三百多、明治十四年一月吉日、寄附人河野總吉

以上

合祀社

菅原神社、宇湯の本鎮座、祭神、菅原道真、明治四十一年十月二日合祀

寶物

榊札 二枚

元始元年甲子十一月吉日他は略す

北山神社、宇湯ノ本鎮座、祭神、大山祇命 同上

寶物
社

愛宕神社、前同所鎮座、祭神國常立命

同年十一月二十九日合祀

菅原神社、字都農中町鎮座、祭神、菅原道真

同四十一年十月十五日合祀

亨保十五年戊十二月吉日、寶永二年七月吉日、安政元年十月廿五日を有す

春日神社、字道籠鎮座、祭神、武甕槌命、齊主命、天兒屋根命、比賣命、同年十二月十三日合祀

菅原神社、字藤見鎮座、祭神菅原道真（本社には字木戸平鎮座、吉備津神社、祭神吉備津彦命、吉備津姫命を明治四十五年六月二十五日合祀したのである）四十五年七月十五日合祀

川上神社、字川上田鎮座、祭神國常立命 大正元年八月八日合祀

山宮神社、字川神田鎮座、祭神大山祇神 同

水神社、字木戸平鎮座、祭神、水波女命 同

吉備神社

寶物
社

種札 七枚

慶安三年九月二十三日、享保二年九月二十二日、文政二年卯九月二十三日、他略

鉢 一本

銅製長六寸、巾六分厚一分五釐五十冬

鏡 一面 丹形徑三寸

上名貫神社 同町大字同字川原田鎮座

祭 神

菅原道真公

寶 物

棟札 二枚

天保四年癸巳十一月吉日、大願主寶珠山三法、外塔

八坂神社

同町大字同字新田鎮座

祭 神

速須佐能男命

合祀社

菅原神社 祭神 菅原道真公

愛宕神社 同 水產靈命

八幡神社 同 品陀和氣命

三日月神社 同 月讀命

明治四十一年六月十三日合祀
同年五月二十日合祀
同四年十二月六日合祀

寶 物

棟札 三枚

天明五年乙巳六月十四日他は略

熊野神社

同町大字同、字後谷鎮座

祭 神

早玉男命、事解男命、菊理姬命

寶 物

一、棟札 八枚

大水六丙成化年十一月十二日

代官並大給人

慶長十七年壬子十一月七日

河野藤左衛門

延寶六年戊十一月十四日

河野宇左衛門

享保八年癸卯十二月二十二日

河野四郎左衛門

寶曆四年申成十一月十四日

河野安之十

外三枝略

以上

菅原神社 同町大字同字山神鎮座

祭 神 菅原道真公

寶 物 棟札 三枚

永祿二年十二月十一日

藤原實登

嘉永二年三月十日

金丸達太郎

合祀社

若宮神社 字平山鎮座、祭神、大鷦鷯命

大正二年二月十四日合祀

寶 物 棟札 二枚

外 命 永祿五年八月吉日、明暦二年三月吉日

前上七神社は創立年時を詳にせず、併熊野神社は大永六年の棟札、四百八十年のものを藏し
菅原神社の永祿二年、三百七十三年前の棟札を見るにより、創建の古きを窺知せらる

菅原神社 同町大字同字西原鎮座

祭神 菅原道真公

寶物 榮札一枚

正德三年己巳十一月十六日

河野次郎吉、牛次郎

外略

金刀毘羅神社 同町大字同字尼鈴鼻鎮座

祭神 文物主神

寶物 榮札二枚

弘化四年未年月日不詳、他は略

水神社 同町大字同字岡田鎮座

祭神 水波女命

菅原神社 同町大字同字山末鎮座

祭神 菅原道真公

寶物 榮札六枚

慶長五年、享保二十四年、寛政十一年未十一月二十一日 外略

菅原神社 同町大字同字福原尾鎮座

祭神 菅原道真公

菅原神社 同町大字同字岩山鎮座

祭神 菅原道眞公

菅原神社 同町大字同字鼓鑼座

祭神 菅原道眞公

菅原道眞公 同町大字同字宮川鎮座

寶物 槍札 五枚

享保三年丙戌十月廿日

元祐三年辛未十月吉日

安永二年癸巳端午月八日

元和七年酉十一月吉日

海野八左衛門

今人

海野茂兵衛

海野長助

若宮神社 同町大字同字平山鎮座

祭神 大鷦鷯命

祖靈社 同町大字同宮ノ尾鎮座

以上十神社は、觀請の年時詳ならず、爲めに由緒不明である

美々津町

立磐神社 美々津町字上町鎮座 (捕圖一九)

社格 郷社

祭神　底筒男神・中筒男神・表筒男神の三神
由緒

本社の創建に付ては神武天皇東遷後間もなく奉祀せしと傳うるも、何等徵證となるべきものなきを以て明でない、元和九年二月再興と記せる、棟札を藏せるにより、舊き社たることは窺ひ知らるゝのである、境内に神武天皇腰掛け給ひしと傳うる石か社頭に存じて居る、此地天皇東遷の時船を縦し給ひし所にて、社の東方河向に、立岩櫻現と稱する小社がある、其社の後方に高五十尺位の大岩あり、同所より御出船遊ばされたと云傳ふ

傳説　美々津町は、神武天皇御東征御乘船の港とぞ、今も此地の風俗、毎年八月朔に、天皇御出船の日なりとて、家々闇子を製して祝ひ奉る、之を搗き入れだん子と云、天皇の御出舟早くなりし爲、小豆と粉と練り難せて天皇に献つたと云、今に其風習が遺つて居る、そして其が黎明時であつた、其遺例が今も尚存し、各戸の人は朝早く起き出でて起きよ／＼と呼びある年之を嘉例となして居る

『太宰管内志』に、

耳川を渡りて、町はづれ地方に立岩櫻現とて、耳川の邊、町の入口に社あり、御社の後に大岩あり、廻り貳町計りにして、高さは五丈計り、築立たる大岩なり、此地、神武天皇の船出給ひし所なりと云ふ、耳川は船渡しなり
又た『日向雜記』に

美々津は、神武天皇東征御乗船の港とぞ。今も此地の風俗、毎年八月朔に天皇御船出の日なりとて、家々餅を製して祝ひ奉る。其日東雲の時より人々起き出て、民家の前をオキヨ〜と呼びあるくを以て嘉例となれり、美々津は古名御津歟とも曰へり。立岩神社の境内なる御腰掛石も、神武帝此にいこはせ給へる跡と傳へり

『日向藝高千穂神代圖』にも

美々川ハ、神武天皇東夷御征伐ノ時、御乗船ノ港ナリ

『日向神跡考略抄ニ』

此社・神武天皇社・八月一日、家々餅ヲ製シテ、御船出ヲ祝シ奉ル、前夜ヨリ通夜シテ朝日ノ東雲ニ御發ナリ、起キヨ〜ト謂テ戸モ破ル、如ク叩クヲ以テ嘉例トシ、男ハ篠竹、女ハ何カ木ノ枝ニ短冊ヲ付ケタルヲ神前ニ奉ルナリトアルモ、當時ノ名幾ナル可クオボエレバナリ大年(一時高鍋藩主ニ任ヘタル大阪ノ人名和大年ナラン)云フ、此事美々津ニモ嘉例トスルヨシナリ。ソノ地立磐神社ノ邊ニ神武天皇御腰掛石ト云フ有リ、又地名ノミ、ツト云フモ御津トイヒシガ、ナマレルナルベクオボユ、サレバカノ宮崎ノ宮ヲ發シ給ヒテ、此御津ヨリ御船ニノリタマヒタルナルベシ云々、

『都農神社纂記』ニモ左ノ如ク記シテアル。

(前署此ノ方二里余ノ處ニ、美々津川ト云フ川アリ、此川ヤガテ、天皇御乗船アラセラレシ)

港口ニシテ、爰ニテ御腰ヲ掛けサセ給ヒシトイフ石、今ニナヲ現存セリ云々。
なほ本社に關して左の如き事を傳へて居る。

一、美々津港口に三個の岩喰がある。その東方の一嶼を八重といひ西方の二嶼を黒瀬といふ
そして之れを總稱して黒八重(礁)と云ふ。周園約十五町もあるべく、此の兩喰の間を「ノ
瀬」といひ、天皇の御船の通路に當つたとて、地方の船夫等深く之れを畏み、古來こゝには
船をやることをせぬ。

一、八朔は天皇海路御出發の日にて、遂に御還幸なかつたので、これ亦た地方の船舶は其日
に常港を出帆して東航することをせぬ。

一、八朔の日に、御通路に當つた家々では『搗き入れ團子』といつて、米粉と小豆とを混搗し
たる一種の團子を製して之れを神前に供ふる慣例がある。これは天皇に献すべく準備せし
に、御出發の時刻切迫して、精製の遅なかつたので、未成のまま献じたと云ふに起る。
一、御出發前、日々紙風を揚げて、遠く海上の風向を測らしめられん故、今も八月には、紙
風を揚ぐる慣例がある。

一、天皇御出發に際し、立ちながら御衣の綻びを縫はせたまうた。故に神社附近の地を『立
縫里』と稱する。古歌に

美々津とは たかいひそめし旅衣

きみきてゆるや たちゆひの里

寶物 一而二個 (攝圖第二〇)

拂札 八枚

元和九年二月再興

修造奉行 内田市衛門
内田助之助 坂田富内

大宮司 天氏
寺原八右衛門

寶文八年三月再興

内田助之助 坂田富内
山田隼人 森平左衛門

寺原五右衛門

寶永二年十一月再興

寺原若狭守 藤原常質
守原若狭守 藤原常質

享保九年甲辰四月再興

三好源太左衛門 大宮司 宮木中務

享和三年九月再興

大宮司 宮木中務

他略

一、鏡 五面

無銘鏡文なし 徑五寸重量八十匁

二面

全上にして徑四寸五分重量四十匁

三面

右何れも傳來の品にて前附人年月日跡所等不詳

一、劍 一口

無銘にして劍身不明寸法二尺一寸重量二百二十匁、年月日等附人傳來の所由不詳

社 義 美々津河に沿ひ古樹鬱蒼として景勝森嚴にある

愛宕神社 同町大字高松字上別府鎮座

祭 神 火產靈命、大物主命の二神

賈物

九
五

慶長三年十二月再興

秋月三郎稿

外略

貢文十二

鼎宇左衛門尉、西村內藏臺、于學院清東

鍔鎗、寸法徑五寸九分，重並一百二十五分。

祭
神

伊弉諾命

實物

明治四十二年十月一日合記

七
分

十一月再歸

菅原神社

同町大字同字前田鎮摩

寶物

一
枚札
五枚

天正十一年十一月卽

龍虎朝日錄久

他
略

以上三神社は、舊記の類なきにより、由緒不明

住吉神社 同町大字同字別府鎮座

祭 神 表筒男命、中筒男命、底筒男命の三神

寶 物 糠札 三枚

正徳三年癸巳十一月再興

御祠主印鑿大千水

他略

今宮神社 同町大字同字別府鎮座

祭 神 蔴道稚郎子

寶 物 糠札一枚

元禄八年乙亥九月再興

本願休善坊

霧島神社 同町大字同字沖別府鎮座

祭 神 產火々出見命

寶 物 糠札一枚

寛政二年十一月再興

甲斐利部

若宮神社 同町大字美々津町字新町鎮座

祭 神 大鷦鷯命

寶物	檍札一枚	
菅原神社	寛政十二年五月十二日	甲斐豆重忠
祭神	菅原道真公	
合祀社	菅原神社、字高島鎮座、祭神、菅原道真公	
寶物	檍札一枚	
菅原神社	同町大字高松字田の原鎮座	
祭神	菅原道真公	
合祀社	菅原神社、字高島鎮座、祭神、菅原道真公	
寶物	檍札一枚	
菅原神社	天明六年正月再興	祝賀主黒木出雲
祭神	菅原道真公	
合祀社	若宮神社、祭神、大雀命	明治四十三年九月二十五日合祀
寶物	八幡神社、祭神、大己貴命	同上
寶物	檍札一枚	
菅原神社	弘化三年丙午十一月再興	祝賀主波多野
祭神	菅原道真公	
寶物	同町大字同字余瀬鎮座	

文化辛未歲十一月再興

神祠主甲斐源後

若宮神社 同町大字同字高松鎮座

祭神 大鷦鷯命

寶物 積札 一枚

寛政四年十一月再興

神祠主 甲斐源部

天鏡神社 同町大字美々津町字中町鎮座

祭神 大日靈命

寶物 積札 二枚

文政四年五月再興

神祠主 甲斐源後

龍宮神社 同町大字同字新田鎮座

祭神 綿津見命

由緒 慶長五年十二月奉建其他由來不明

境内神社 八坂神社、祭神、素盞鳴命 寛永七貞十一月、同町石田家に奉祀せしもの、明治二十年七月二十七日合祀し、境内神社となした

寶物 積札 三枚

嘉永五年十月再興

神祠主 甲斐源中

		享和元年十一月再興	御顯王	甲斐成中
		安永九年十一月再興	御顯王	甲斐成中
		鶴	一面	
		圓形徑四寸五分長四十多		
愛宕神社	祭 神	祠孤津智命 天照皇大神の二神		
	寶 物	拂札 一枚		
		水戸十年十一月	實行院清美	
		鏡 一面		
		圓形 徑三寸六分長百七十多		
霧島神社	祭 神	同町大字同字別府鎮座		
	寶 物	查火々出見命		
		拂札 一枚		
		天保十六年正月再興		
霧島神社	祭 神	同町大字同字丸山鎮座		
	寶 物	查火々出見命		
		拂札 一枚		

安政四年十一月再興

甲斐三河正

八幡神社

同町大字高松字新宅鎮座

祭神

應神天皇

寶物

棹札 一枚

嘉永元年十二月再興 直轍院、橋口久兵衛

稻荷神社

同町大字美々津町字新町鎮座

祭神

倉稻魂命

寶物

棹札 四枚

一、元文元年辰十一月 麋善院大工東吉左衛門、御領主秋月佐渡守、長福寺清長書すこあり、其他梵字般多記載あり
一、天明九年丙四月 圓成院

他略

一、鏡 一面

但無銘跡に、松竹の形制、丹形寸法徑四寸、重量百冬、古より傳來の品にて由緒不詳

元宮神社

表筒海津見命・底津海津見守・中筒海津見の三神

祭神

同町大字字同石並鎮座

由緒

本社の創建に付ては詳かならざるも、天德四年十一月奉祀（四是申で二が午に當る九百七十年前）とあるにより、其由來頗る遠きを窺ひ得らるべし、本社の創建年時により、地方開

發の遠く民衆集落般販の地であつたことが知られ、神武天皇東征の傳説等考うる所あるべし

寶物

被札一枚

寛保三年四月再興

甲斐政右衛門

若宮神社

同町大字同、字義崎鍵座

祭神

大鷦鷯命

寶物

被札一枚

安永九年二月再興

秋月山城守種辰

菅原神社

同町大字同、字宮の下鎮座

祭神

菅原道真公

寶物

被札二枚

文政十二月三月再興

龍正院

以上

寺院佛堂之部

高鍋町

稱光寺

高鍋町大字高鍋字町に建立

所屬

真宗本願寺末

本宗派

真宗

由緒

阿彌陀如來 木製立像高一尺六寸五分

當寺は筑前國栗田郡に在りて覺永寺と稱せしを元和六年八月八日此地へ移して僧の淨安が開基したのである住僧淨安は齊領主秋月氏に御目見を得て並に寺地一反四畝十五歩拜領した天和二年成年本願寺十四世寂如上人木佛尊像の裏書を下賜せられた爾來相繼ぎ以て今日に至る

圓福寺

總本山智恩院末

所屬

淨土宗

本宗派

阿彌陀如來 木製立像高三尺五寸

同上

觀世音菩薩 同二尺二寸五分

同上

勢至菩薩 同二尺二寸二分

由 緒

らす

所藏佛

聖觀世音菩薩 木製立像高一尺四寸

阿彌陀如來 同上

同二尺五寸

圓淨寺

同町大字蚊口浦字蚊口に建立

所 屬

總本山知恩院末

派 宗

淨土定鎮西派

本 尊

阿彌陀如來 木製立像高一尺八寸

由 緒

寛永八年九月當地日高九兵衛藤原實友東松山と號し稱名院圓淨寺と稱し圓町圓福寺十七世聖譽賢西和尚を以て開山開基となした爾來法燈相繼ぎ以て今日に至る

所藏佛

阿彌陀如來 木敷座高一尺七寸 (捕圖第二〇) 優秀ノ作

光 福 寺

同町大字同字同所建立

所 屬

直宗本願寺末

宗 派

直宗本願寺派

本 尊

阿彌陀如來 木製立像高一尺八寸

由 緒

本寺は寛永三貢年年二月七日開山開基した、天保十二年災火に逢ひ、舊記什寶の類焼失の爲に由緒詳かな

其由來詳らかに知るを得ず

大平寺趾 同所字大平寺に在り財部城(高鍋)舊城主土持氏の創建で同寺には同氏累代の過去帳があつて
其事記が見へて居る明治四年廢寺した數基の墓碑が寂然と残つてゐる

龍興寺址 禅宗で蚊口浦に在り前同時廢寺

江上庵址 前寺の西方六町に在り宗派不明廢寺前同

觀音寺址 前同所に在り宗派廢寺等は龍興寺に同し

光音寺址 字光音寺に在り大平寺の末派で同廢寺

地福寺址 高鍋墟城内に在り真言修驗宗であつた廢寺前に同し

上 江 村

日光院址 真言修驗宗で、字萬月に在り同上廢寺

飯長寺址 真言修驗宗高鍋圓實院の末派廢止同上

天神寺址 真言宗日光院の末派で、字黒谷に在り同上廢止

愛宕寺址 真言宗同上字同所に在り、同上廢止

仙藏寺址 宗派並に廢止不明

昌福寺址 禅宗で高鍋大平寺の末派、字羽根田に在り廢寺不明

羽根寺址 字羽根田に在り、宗派並に廢寺不明

田尾寺址 字羽根田に在り、宗派並に廢寺不明

- 松崎寺址 字羽根田に在り、宗派並に廢寺不明
- 長法寺址 字山王に在た・宗派並に廢寺不明
- 川田寺址 修驗宗で字川田に在り、明治四年辛未廢寺
- 安藏寺址 字安藏寺に在り・宗派並に廢寺不明
- 東光寺址 大字持田字東光寺に在て、真言宗高鍋日光寺の末派、明治四年辛未廢寺
- 大仙寺址 宗派並に廢寺前に同し
- 正祐寺址 字牛ヶ道原の西南に在り、宗派並に廢寺不明、現今小叢祠が遺つて居る
- 安養寺址 淨土宗大龍寺の北に在り、前同廢寺
- 龍雲寺址 當寺の本尊であつた釋迦如來座像木彫高二尺六寸並に聖觀世音菩薩立像木造高二尺六寸二の體同村大字上江坂本家に奉安して居る（挿圖第二二圖第三二圖）
- 西迎寺址 禅宗安養寺の末派・同寺北に隣る地に在た前同上
- 法福寺址 禅宗大龍寺の末派で龍雲寺の西に接した廢寺前同上
- 覺照寺 上江村大字上江字平原建立
- 所 屑 真宗本願寺末
- 宗 派 真宗本願派

本尊 阿彌陀如來 木製立像高一尺六寸

由緒 當寺は秋月中務大輔種方の隨臣・篠原新四良の男新六が一寺を建立して覺照寺と號し、釋了善元をして開山開基となし、以て今日に繼承す

寺院址 大龍寺址字松本に在た、禪宗で明治四年辛未廢寺

城福寺址 富田村大字三納代に在る

當寺は真言宗、都於郡村黒貫寺の末派、明治四年辛未廢寺となつたのである、現今一小堂宇を造し、藥師如來を本尊に奉安している、本佛像は座像で高さ三尺二寸、胎内銘に左の文字が墨書きしてある本像は優秀ノ作

奉再興城福寺藥師如來一体

御上下氏、武運長久息災延命所

元祐六年十月中旬二日成就

之庄屋

堂守

清水小左衛門

井上字兵衛

加口施主

三納代上、中、下村

佛師

富田村馬場木津久日

長友孫左衛門

前記事は佛体修理の状況で、本寺の創建を窺ひ知り難いと雖ども、本尊に依り考察するに、頗る舊き寺院であつたに違ひない、明治四年廢寺となりしは、佛教文化の歴史を壊滅せしめたる眞に惜むべし（挿圖第二三）

源齊寺址

同村字新馬場に在て、淨土宗佐土原高月院の末派、明治四年辛未廢寺した

彌勒寺址

同村字越馬場に在て、真言宗都於郡黒貫寺の末派、明治四年辛未廢寺した

久福寺址

同村字奥に在た、興宗高鍋大平寺の末派、明治四年辛未廢寺した、現今小堂を存し、十一面

觀世音菩薩、往年の本尊を奉安している、立像にして高さ二尺六寸七分、漆黒の金色燐どして輝き、造像當年の餘溫崇仰にある（挿圖第二四）

蓮華寺址

同村字宮の首に在る、宗派不明廢棄前同じ、今尙其寺址へ小堂を存し、阿彌陀如來立像高さ

二尺八寸を安置す

淨蓮寺址

字淨蓮寺に在た

東福寺址

字井手の口に在た

引林寺址

字日置に在た

中山寺址

字前同所に在た

以上の四寺は、廢棄並に宗派不明である

萬福寺址

同村宇野中の北に在た、禪宗高僧大龍寺の末派、明治四年辛未廢寺した、併舊時の堂宇を存じ説教所とし本尊を始め左の諸佛像が奉安して居る

本尊 薬師如來座像 木製 高さ九寸五分
脇侍 日光佛立像 同 同

同前

所藏佛
達摩大師座像

胎內鑄書銘明和五年戊子薩滿武克竹下貳筋鑄

十二神將 立象木製 高サ七寸

阿彌陀如來 同上 同二尺三寸

釋迦如來 塹像木製 同一尺一寸

絹本著色長四尺一寸八分橫一尺八寸七分

新田村

田
村

新田村大字新田字花園に在た。禪宗都於鄧大安寺の末派。明治四年辛未廢寺。龍福庵址。宗辰廢寺前同。

宇陽の宮に在た、

字竹齋之在幼，法華宗玄士原吉祥寺末，

牛乳源は在り。酒井家作土屋百福寺元。明治四年崩歿。

1

常本寺址

字成法寺に在た、禪宗佐土原大光寺の末派、廢寺前に同じ

成法寺址

字山坊に在た、宗派並に廢寺前に同じ

妙貞寺址

字古城に在た、法華宗で佐土原吉祥寺末、廢寺前に同じ、一字小堂を残し、不動明王立像高二尺六寸を安置す

妻町

仙光寺

妻町大字三宅字尾筋建立

所屬

眞宗本願寺末

宗派

眞宗本願寺派

本尊

阿彌陀如來、木製立像高二尺
由縁

本寺は慶長三戌年三月十日、釋の深源開山開基した、其他の由来詳かでない
所藏佛

阿彌陀如來、木製座像、高一尺四寸
釋迦牟尼如來、同立像、同一尺六寸

清水寺

同町大字清水字寺山建立

所屬

佐土原町大光寺末

本尊

臨濟宗、妙心寺派
聖觀世音菩薩、木製立像、高二尺六寸

由 緒

本寺所蔵の由緒に、天正年中伊東三位入道義祐、西京清水寺の觀世音菩薩を拜請して、安置す。依て清水村と號け、寺を清水寺と稱す。伊東氏滅亡後は、微々として觀音堂宇のみ存し。寛文年中高鐵龍雲寺六代・天雪慈陳和尚を請して中興し、禪臨宗妙心寺派に屬し其後天雲徒弟、廣州禪黃檗宗に改派し、法幢を建て宗旨を立する所、時運の變遷に遭遇し、明治四年發寺となり、同十六年三月十三日復舊す。

所蔵佛

聖觀世音菩薩、木製座像高九寸

額面

横額木庵禪師の書を刻入したるもの「圓通堂」は本堂に「紫福山」は山門に掲げてある

延命寺

同町大字清水、字大尾田に建立

所 屬

都於郡村黒貫寺末

宗 派

真言宗智山派

本 尊

毘沙門天王、木製立像、高一尺六寸五分

由 緒

本寺は人皇古四代、後水尾天皇の御宇、延寶元年三月二十日、國家安穩庶民快樂祈願の爲め一寺を建立して、僧の深念を開山開基と爲し、延命寺と號し、黒貫寺の末となつた。爾來法脈相繼しが、第二十二世義海の代に至り、弘化二年十一月二十七日の災火に古文書、實物並に什器類悉く焼失した。爲に由緒詳ならず、辛して一堂を建説し明治四年七月十四日、延岡藩主より當町仙光寺に合併せられ、十六年八月二十日復舊したのである

所藏佛

毘沙門天王、木造立像高三尺

將軍地藏菩薩、木造座像、高三尺五寸

延喜十三年酉正月、開眼惠心僧都の作と傳ふ

聖觀世音菩薩・同・同・同三尺

宗光寺

同町大字右松・字下鶴に建立

所屬

越州大本山永平寺末

宗派

曹洞宗派

本尊

釋迦牟尼如來、木製座高一尺四寸五分

由緒

本寺は安政十年の火災に、舊記寶物焼失し、爲に由緒詳ならず、永平寺二十九世惠輪永明禪師の開基とのみ判明せり、泰寛の代明治四年五月十八日廢寺し、同十五年五月二十九日、再興したのである

所藏佛

地藏菩薩、木造座像、高九寸五分

毘沙門天王、木造座像高二尺二寸七分

藥師十二神同、立像同各六寸八分

觀世音菩薩同、座像同九寸五分

同十一面、金銅立像同一尺八分

東泉寺 同町大字黒生野字柳田に建立
不動明王、同 同 同一十八分

所屬 都於郡村大安寺末

宗派 曹洞宗派

本尊 釋迦牟尼如來、木製座像、高一尺八寸

聖觀世音菩薩、同上、同五寸一分

由緒

天文九庚子年、義芳光訓禪師を開山とし、猪俣常闇、關屋永辛、兩家一致して開創し、座禪觀法の道場也其他不明に屬す、當寺所藏の由緒左に

日向國兒湯郡、總北郷黒生野全傳山、東泉禪者者、不知開創之歲月、黒生野村老所傳說、天文庚子曆、猪俣常闇關屋永幸兩家一致而開創、當寺安置阿彌陀如來、春夏秋各間耕耘收藏之暇修念佛三昧之靈地、爲座禪觀法之道場也云々、或曰明憲妙光禪師、當國御制之時、少時嘗居于玆、歲月尚矣、蓋想持寺名、洞庵期道之熟時之至時、北原氏歸依明憲妙光禪師請真幸開都卒山建長壽寺、禪風大起法情四高、伊東氏天正之始、在城都於郡漁獵之因、見猪俣常闇之女、具面歸城、鍾愛最深一子誕生、成長之後、文祿年間、豊太閤秀吉公、如朝鮮陣伊東大和守是也、猪俣常闇、書川猶泉、由緒分明也、近里遠鄉之椎夫牧童、口號銀岳來峯之匹婦之諺是這是河洞川庵繪灸者明憲妙光禪師當居之時也、而伊東氏請義孝萬庵禪

師開開好龜山長持寺、道風散意霧心月輝智光門流繁榮異ふ他伊東氏沒落之後、島津氏以長持寺之舊跡、安大錄之御牌號、大中寺不忘、萬切當寺者爲大中寺末寺也、如上之由解同一不論焉、夫當寺過去帳者、歲月深遠、或紛失、或破壞而如絕舟人乘以育人材因而、登本山改法號、就担家尋姓名數雖修補、住職數十年之間、破壞不分明、摹紙舉、雖爲老筆漫書寫、絕筆賦一偈終

維時延享三丙寅年秋九月上旬

東泉八世、龍吟虎雲叟、七十二歲書

當寺所藏過去帳に、歴代の住僧を記されてある、左に明憲妙光禪師、北原氏、翼幸長善寺を立つ

當山開基、義芳光大和尚、伊東氏長持寺を立つ

二世樹翁守柏和尚

三世京山立甫和尚

四世月庭長潤和尚

五世連實中變和尚

六機道龍田和尚

七艮山龜久和尚

八大透玉圓和尚

再興開山玄寶存智和尚

二世光山海禪和尚

三世文寂活鱗和尚

四世明山仙哲和尚

五大登仙長和尚

六世實明末衡和尚

七世寶道祖參和尚

八世練石棟天和尚

九世運山惠良和尚

十世實明和尚

十一世宗欽和尚

境內佛堂 本尊大黑天王、木製立像高八寸

鎮守堂 白山妙理大權現、木製立像高一尺

本堂は、天正二年戊午建立、其他由來不明

麟祥院 同町大字右松字銀杏に在

所屬

都於郡曹洞宗大安寺末

宗派

曹洞宗

本尊

釋迦牟尼如來・木製立像高三尺

由緒

本寺の創建詳ならず、往時八禪宗で、都於郡大安寺の末派であつた、明治四年辛未廢寺となり居りしを、昭和四年三月三十日復興許可せられた

傳説

本尊に就ては、舊佐土原藩主、島津以久か、熊本城受取に赴きし歸途、阿蘇に於て一美女を見（阿蘇大宮司の娘であつたとの説）之を伴ひ歸り同女の念持佛であつたものを佐土原町天昌寺に奉安し明治四年廢寺となり大安寺の所藏佛となつて居つたのである

所藏佛
地藏踏地下像・木製座像高サ四寸

十一面觀世音菩薩同上 同七寸

寶物

大般若波羅密多經六百卷内十巻卷帙本本經卷ば凡て原本て萬さ都萬神社別當神宮寺に所藏せし所
各所に散在せるを萬地保管す

奥書第一卷

喜附「二
一
三
月
十七
日
菩
薩
石
像
內
房

右爲出歿生死頌證菩薩乃至四恩法界父母二親也
大熊玉蔵原後宗二世悉地成就也

嘉慶四己巳八月四日
筆者長門房誠意

有爲出塵生死相續苦惱乃至四恩法父母二親也

大施主藤原氏現當二世安穩奉不乃至砂法界不等利益也

奧書第一百三十卷

元德二層大歲午年時
筆者頤意

有爲出塵生死相繼苦惱乃至四恩法界父母二親殊者檀那藤原後宗二世所求皆令法界普等利益也

萬葉結縛字治良實 為字治虎弔息滅延命

此第十卷至要法大明神衡寶前施入經本にして書寫仁每行紙拾六十五風十七風十九任本書終畢

全第一百五十六卷
一文の祐乘

元德二年大才卯月二日
筆者頤意

右爲出塵生死相繼苦惱乃至四恩法界父母二親別者

信心大檀那藤原後宗現當靈地圓滿乃至法界利益也

萬葉結縛字治良實 為字治虎弔息滅延命

過現皇所頤朝宗翁林家志願煩惱俱來歸如意

奧書一百九十四卷

建武二年乙卯三月九日

右爲出塵生死相繼苦惱乃至四恩法界父母二親者曾貢西已禡滅罪生養自他不等利益也

殊者力大施主藤原朝宗後宗現益悉知成就也

右筆者 金剛佛子

入筆 結緣可玉

宰相房
一二夫了

正應三年二月廿二日

今第五百二十五卷

正應元年中乙十月廿一日右筆金剛佛子願意

有為師具父母自他法界有緣無緣衆生平等利益也

大檀那藤原後宗

一義早

執放

全第五百八十八卷

舊後筆令開佛子願意

有為師具父母七世四恩出離生死願證菩提也

大檀那藤原後宗

一實了守
習

今第六百卷

享德三年己亥廿五日

有此經者庶兒島之經師乞仕名は民德云省修福仕候

手傳家嗣房號次號已上日數五十日

奉再與 諸代官 乘水
破 祖昌

文明十年戊戌四月九日

御祝に太刀三ぶり

さくしゅうゼニ五貫

のり米五斗

飯米 五斗

五俵に米四斗五升

此外御財物にて仕候

社家方同心仕候

今第四百卷

天文十一年十一月より十二年十一月五日まで書之第一巻一百卷

日向國要風宮大般若一部之内四百卷

國中製刷之時分失申候か毎月參詣申候折簡見付心願候へ共料紙不辨拂候而思立不申然み新田郷花間寺先達重鑑那

奉願而

輪藏院一百巻一筆書爲前進之是一馬に

現世安樂後生善處ため別者國中靜藏寺中泰平特名將軍藤原利臣善祐碑身跡至同堂

御愛子各御立災安種武運長久弓箭勝利

顧主 花開寺 重應
白敬

重應御手孫繁昌死金致武運長久弓箭

勝利一切徳事他方消除ため

國分寺址

同町大字三宅字國分に在 〔攝圖第三一〕

本寺は聖武天皇天平十三年、諸國に勅して國分尼寺各一寺建立せしめ給ふた、金光明王四天

王護國寺か僧寺即ち國分寺て、法華滅罪寺か尼寺、此兩寺は國府を中心に対立するのが、各國概ね規を一にして居る、然るに當二寺は之に例はず、國府は僧寺の南方約八町、現印鑰神社附近と見られ、尼寺は僧寺の西方約六町に在を以て其異例を知らる。

國分寺址は中臺の地で、往時の建築物並に佛像等一も遺存せず、痛く荒廢して一小堂宇と寛政年間木食と云沙羅が、當時に殆ど十年間留錫し、酷苦辛酸を嘗め形造した、五智如來像が奉安されている、寺址には高二尺四寸圍り十二尺の礎石の中央に長さ七寸幅四寸五分穴あるものがある五重塔の中心礎石ならんかと思はる。

當寺は寛政三年回祿に罹り、建初以來寸變なき、さしも輪奐の美を極めた彩額高樓に鳥有に歸し丁へたのである、左に木食留錫中の一節を記して参考とせん

オヨソ日本國々山々タケ／＼島々ノ修業ニ心ヲカケテ、日本アラ／＼成就ニイタル、ソノセツ九州修行ノ節ニイタリ、日向國分寺ニ、コン所ナキエンニヨツチ、ト、マリ、住シヨクイタシ、三年目ノ正月二十三日ニ、シエツ火ニアイ、ソレヨリ七年間、ナンギヨウクヤヨウニテ、ガランコソリユウ、成就シテ、ノチ、寛政九已歲四月八日ニ國分寺出立ス云々

勅願所、日州兒湯郡府中、國分寺

天一自在法門

五智山、國分寺隠居事

木食五行菩薩 花押

境内銀杏樹の空洞に、地蔵菩薩を彫んで入れ、世人に告て曰く、此樹皮が空洞を包む時、吾再び現世に生れ出ん、上人が國分寺へ來た經路其他を左に略記す

天明八申歲彌生初九日、四國八十八ヶ所を願拜し大洲町に達した、此所より舟に乗して佐賀關に上陸したのが三月十二日である、馬場村を過ぎて白杵城下に出て、國分寺に詣て寺に一宿大野川の流に沿ふて、向野・中津留・水ヶ谷を経て、白石・可愛・加草・岩脇村に至り、笠野に地蔵尊一軀を遣す、名貫を過ぎて國分寺に詣て

奉納大乘妙典 一部

御智如來 御寶前
藥師如來

天明申八年

四月二十日

日州國分寺 印

行者丈

納經帳に記入を得て、立去んどした所が、住僧は滞留を乞ふに任せ錫を留めた

『無據因縁によりて止りて』と自から記帳して住職となつた

三年目の正月二十三日出火にあり、堂宇倉炎上し、其歴史的となる古刹は、鳥有に歸した、年は寛政亥である

「七ヶ年の難行苦行にて伽藍を建立した」寛政四年再建に着手・吉野三左衛門は本食の爲めに庵を設け日々の糧を供給した

五体の佛像を彫刻して奉安した、中央大日如來を初めとし 南方寶生如來、東方阿閦如來、西方阿彌陀如來、北方釋迦如來の五智である

寶生如來の脊面に、陰刻せる銘文がある

タワニセイ四、子ノ八月十五日作、木食

阿閦如來の後脊頭部の裏面に、墨書きで左の記銘がある、木食の書ではないらしい

施主、右松大口川 桑右衛門

寛政五年彌生穀且

細工人 當邑 八木傳六信口

清水 猪俣清右衛門

細江 猪俣兵衛口

圓額徑二尺四寸三分、中央に梵字、大日の種字大きく書き、其周圍一面に、細く梵字を書き、裏面に白書き

南無大師遍照金剛

寛政五ミスノト丑、六月六日コレヲカク

日本廻國三界無庵・木食行道・花押・永々
國分寺本尊なり

住持行道事

五行大菩薩

行道の名を五行に改め、更に大菩薩と自稱したのは、五戒に身を守り、勅願所再興の大業を成就したるに因るのでないかと解す。

寛政七年四月中旬國分寺を發し、霧島山大權現に詣て、翌八年末、一度國分寺へ歸り、間もなく、同九年四月八日當時を去つた、時に歳八十、數首の歌がある。其内の一首を左に

朝日さすその日に向ふ國分寺

國安の人を守れ五智山

中興の緣起を、木版に彫書したもの、長一尺一寸八分、横八寸二分、其記文次に掲ぐ

抑日州兒湯郡、五智山國分寺ハ、人皇四十五代、聖武天皇天平九年丁丑ニ始レリ、御宇ソノ比、夫人ノ御別ヲカナシヒ、給ヘルノアマリ、二十六ノ盧遮那ノ尊像ヲ、南都東大寺ニ安置シ給ヒシニ、諸國ノ府ニ勅使ヲ立ラレ、各一寺ヲ置給ヘシ、中ニモコノ精舍ハ行基ボサツ、ミコトノリヲ、ウケテ開基ト、オウセ給ウ、サレバスヘノ世ノ印トテ、スナハテ御作ノ如來ノ、ヤクシヲ本尊トシ、並ニ丈餘ノ五智ノ如來ヲ寶塔ニソナヘ給ヘリ、マコトニ

是六十六寺隨一ノ尊容タリ、境内數丁ニヲヨヒ、十二ノ坊、四ノ門、東西ニ巍々トシテ南北ニ堂々タリ、常住灯ノ光り明カニ、不斷香ノケフリヘン、トシテ、トク經ノコエ、谷ニヒヤキ、嶺ニコタウ、カ、リケレドモ、エイウンスデニ清エヌルニヤ、武臣タガヒニ、弓箭ヲアラソウノ砌ニアタリ、僧徒タヘ、田地スター、タウ、シエウクノ人モナク、アル、カマニ、年月ノウツリケル、ヤウヤクノコレル、御佛ノ御クシバカリヲ、ヒロヒアツメ、前持寂雲修補シテ本ノ如ク（以下界）

右斯界縁起者、就「本堂建立」爲「結縁是」をあらはすもの也。（插圖第三八同三九）

國分寺址附近部落民所藏の木版（插圖第三九）

龍福寺址 同町字松本に在り真言宗延命寺の末派明治四年辛未廢寺した

鞍馬寺址

字鞍馬寺に在り真言宗で京都仁和寺の末派廢寺前に同じ現今一小堂宇を存し毘沙門天王立像高さ六尺二寸と吉祥天辨財天各高さ一尺六寸を安置す

福壽寺址

前寺の東方二十五町に在り禪宗高麗大平寺の末派廢寺前に同じ

照明寺址

字大筋西平前寺の東八町に在り真宗本願寺の末派前同廢寺

光福寺址

字今井前寺の南十三町の地に在り都於郡光熙寺の末派時宗で明治四年辛未廢寺字松本に在り真言宗京都仁和寺の末派で前同廢寺現今一小堂を遺し聖觀音像高さ三尺を奉安

している（插圖第二五）

轉法輪寺址 前寺西一町に在り真言宗で京都醍醐報恩寺末派廢寺前に同じ

神宮寺址 都萬神社の南東一町の地に在り都於郡黒貫寺の末派廢寺前に同じ都萬神社の別當寺であつた

西明寺址 字界代に在り禪宗で都於郡大安寺の末派廢寺前に同じ

尼寺址 同町字鷹田に在る法華滅罪の寺、聖武天皇天平年間の創建、國分寺と相待つて文政に力を致

し、又一面に佛教宣化に從事したのである、址は現時妻中學校敷地となり其開拓の際布目瓦
其他の遺物多く出土した址に通する北側の小坂を尼坂と今に呼び傳へている

都於郡村

大安寺 都於郡村大字鹿野田字池の友に建立

所屬

宗派

本尊

由緒

釋迦如來・木製・座像高一尺二寸五分

曹洞宗

本寺は舊ど、鹿兒島直林寺の末派であつて、總稱院と稱した、總稱は伊東祐堯の諱號にして
文明年間祐堯の爲に創建したものゝ如し、慶長八年丙午舊佐土原藩祖、島津以久の開基にし
て、現時の寺名に改めたのである、開山は大庭宗徹と云ふ、爾來繼承して現今十七代に達せ
り、初め以久の父、島津忠將肝付河内守と兵を交へて利あらず、永祿四年七月十二日、大崩

國福山に戦死す、時に年四十二（忠勝公御記）、其の子以久佐土原に對せらるゝに及び、總昌院を改めて大安寺とし、寺領百石を寄附し、忠勝の偏墳を設けたるもの即ち之れなり。總昌院は伊東祐堯の法諭なり、蓋し其建立に成る所が天明六年以來屢々火災に罹り古文書什器殆ど焼失せり左に塔銘並實曆十年記載の同寺由緒の一部及系圖の一部を錄す。

心翁大安大居士塔之銘

夫以心翁大安居士戦死越者去永祿辛酉伴氏肝付押領守護城郭逆心逐日煩爰隅州賢君大安居士執三州權柄故急功相關忽焉戰死雖然嫡子武運享通爲萬軍一將矣逆心凶徒強敵退海外武威忠孝名震飛千里陵廟日如鼎立君臣民如鍊明奇哉領亡父落命地會稽焉哉頤聯甚深孝心奉彌刻七寶塔稱亡父善提真容仰慕依此大功力頓到覺場者也專希之子乃孫常安常樂萬歳々々萬々歲殊者當職役加世田家庶吉田清勝抽佃其功果矣子爰小比丘綴十六向描備奉呈上

尊靈伏望照鑒

法身露現七寶塔

雲靄不帶聳大千

百倍莊嚴含寂照

五分功德發香烟

祖師心地鉄牛吼

賢聖靈場木馬邏

古往今來無別法

朝參暮詣一如禪

溪邊流水奏奇曲

岩畔松風彈妙絃

卷之三

河漢夜闌藏雁宿

江波月朔白鷗眠

機械動暗鹿々激

智鑑投明物々鮮

群體公平從是得

增家萬歲賦長年

清江先生集

山東通志

卷之三

一
鴻臚

慶長十二丙午年、當但馬守

關山

此
地

一忠將福山御陣，所繪圖長五尺四寸、巾二尺四寸五分

元祐丁丑年，町即加賀左衛門尉、藤原久武寄進

一
如
其
所
說

富士遊記之四

鳥津忠寛寄附

等數種の文書を藏せり

境内四千百三十餘坪、老樟古形半空を磨し、公鵠鳥語、自らか俗耳を洗う、近時島津家の寄進に係る、大書院修繕の企あり、工成るあらば、寺觀更に一層の莊嚴を加ふるものあらんと

所藏佛 韓駄天、木造座像、高一尺二寸五分

同 同 立像、高一尺二寸五分

地藏菩薩、木造座像、同一尺九寸

末寺永福山常徳院の本尊であつた、明治四年廢寺の際移奉したのである

日光菩薩、同、立像、同一尺一寸二分

日光菩薩、同 上

達磨尊、同、座像、同二尺一寸

地藏菩薩、同、同、同二尺一寸五分

位牌堂 德雲院の爲建立、承應元年二月二十日、亡者の靈屋と云ふ

光 照 寺 同村大字同字原口建立に

所 屬 相州鎌倉、藤澤清淨光寺末

宗 派 時宗
本 尊 阿彌陀如來、木造立像、高二尺一寸

由 緒 本寺は、舊鹿兒島淨光寺の末派であつた、光照は、都於郡城主・伊東祐堯の子、祐國の釋號なるに依り、文明年間の創立なるべし、天明六年災火に罹り、舊記什寶の類悉く焼失して由來不明となつた爲に本寺の由來不明

黒貫寺 同村大字岩瓜字蘭田に建立

所 屬 真言寺、新義派、京都智恩院末派

宗 派 真言寺

本 尊 正觀世音菩薩、木製立像、高一尺二寸

由 緒 本寺は人皇六十一代、朱雀天皇御宇、天慶九年二月陞元僧都の開基にして、維新以前は京都醍醐寺に屬して居た、今を距る九百七十三年以前の古刹なるを知る、往昔土持・伊東・島津の諸侯を経て、其尊崇厚きを致し、國中宗寺の總本山として院室號を有し、寺格實に門跡寺に亞けり、惜い哉屢々祝融の厄に遭ひ、殊に明治七年二月十八日の火災には、殆ど寶物什器文書類の全部を焼失したり、依て末寺宮崎郡廣瀬村久峯觀音堂より、本堂及正觀音の像を移して今日に至る、本堂の棟木には、天正十年竣工云々の文字あり、而して久峰觀音堂は、別に建設せる所なり、現今本寺に殘存せる文書にして、往古を徵すべきは、唯一卷の過去帳と院室の文字を刻せる、斷碑一片あるのみ、境内は隣接地と共に、一帯高臺にして、傳へて景行天皇行宮の舊址と稱す、蓋し古事記に、帝兒湯の都に駐蹕、丹裳の小野に上りて、思邦の

歌の詠じ玉ひ、又御刀媛を妃として、日向國造の祖、豐國別皇子を生み給ひしことを載せたるに由れるか、四境、閨寂、苑泉、古蒼、心字の池、亦奇趣あり、地僻険に在りと雖、賓客常に絶ゆることなし、左に過去帳卷尾の文を掲ぐ

當寺過去帳殊之外、古損候故、以古過去帳、謄寫之者也

寶曆二壬申年三月□日、□□現住□亮純寄附之六十一代、朱雀院御宇、天慶九年二月、隆元僧都開基、安永九年迄、八百五十二年也

所藏佛
聖觀世音菩薩、木製座像、高三尺(採圖第二十六)

大日如來、同、同、同三尺

不動明王、同、立像 同三尺

四天王、同、同、同三尺

釋迦如來、同、座像 同一尺二寸

四臂十一面觀世音菩薩、木製立像、高二尺二寸

不動明王、木製立像、高二尺五寸五分

不動童子、同、同、同八寸八分

愛染明王、同、座像 同八寸五分

彌勒菩薩、同、同 同八寸五分

將軍地藏菩薩	同	同	同八寸
傳藥師如來	同	同	同一尺二寸
弘法大師	同	同	同三尺一寸
興教大師	同	同	同二尺六寸
二王二對		木製立像	高各六尺二寸
同 一對	同	同	同各四尺五寸
祇園寺址	字山田山田神社の東麓に在	禪宗大中寺の末派明治四年辛未廢寺	
谷坊址	前寺址の西南四町に在	宗派廢寺不明	
高瀬坊址	谷の坊址の南五町に在	宗派廢寺不明	
岡の坊址	前坊址の南東四町に在		
海雲寺址	前坊址の南一町に在		
池の坊址	山王神社の西南一町に在		
	以上三址は宗派並に廢棄年時不明		
圓光院	字都於郡町大安寺の西南二町に在	同寺末廢寺不明圓光院は伊東義益の釋號なるにより同人の爲に創建したのである	
欣淨寺址	字前町の西側に在	淨土宗佐土原高月院末明治四年辛未廢寺	

西福寺址 字同所前寺の東北隅に在佐土原崇稱寺末廢寺前同上

宗英寺址

前寺の東南に在禪宗大安寺末廢寺前に同じ

傳受院址

字同所前寺の北三町に在宗派並に廢寺不明

大中寺址

前寺址の西に在禪宗鹿兒島福昌寺末明治四年廢寺本寺域に釋迦堂があつた伊東氏全盛時の天

文年間に同氏が創立で四隅の柱に重臣十二人の氏名が彫刻してありしが幾多の星霜を経爲
に剥減し明治初年迄判明せるもの一、福永伊豆守祐昌二、伊東相模守梁三三、山田土佐守宗
誠四、伊東源四郎祐長五、落合又八郎兼由六、落合河内守兼代七、伊東參河守祐昌八、河崎
四郎左衛門尉良治九、荒武因幡守恒十、長倉四郎十一、深口口口口十二、米口口口口口
伊東相模守祐梁は永正命後の士で大永三年癸未十二月十日卒福永伊豆守祐昌は天文二年癸巳
九月二日卒以上により同人等か遺せしものならん乎

定徳院址

大中寺址の東南に在禪宗大安寺末廢寺同上

一乘院址

前寺址の東北三町に在真言寺黒賀寺末廢寺前同

東興庵址

前院址の北三町に在宗派並に廢寺不明「日向記」に享禄四年辛卯六月下旬都於郡の青年等は
權臣福永伊豆守を除かんとせし時城下の東光興庵を夜討云々とあり此庵なるべし

徳應寺址

前庵址の北に接して在禪宗大安寺末明治四年辛未廢寺

西林乾址

光照寺の西に接し同寺の支坊であつた廢棄前に同じ

徳泉寺址

光耀寺の東三町に在同寺末で廢寺前同

正覺寺址

大字鹿野田字青山山神社西方に在時宗光耀寺末廢寺前に同じ

寶珠寺址

大字同上字八木佐野に在立花觀音窟の南十一町の地禪宗大安寺末廢寺前に同じ

傳昌寺址

前寺址の南三町に在宗派並に廢寺不明

安養寺址

荒武坂の北側に在禪宗大安寺末明治四年辛未廢寺

徳祥寺址

前寺址の西北十三町に在宗派並に廢棄年時不明

三 納 村

淨土寺

三納村大字三納字九流水に建設

所 屬

都於郡大安寺末

宗 派

曹洞宗

本 尊

藥師如來、木製座像高二尺一寸

脇 侍

日光菩薩、同 上一尺二寸

月光菩薩、同 上一尺二寸

十二神將、同 上一尺二寸各像

本寺の創立に就ては天正年間と傳稱し舊時は當村字上九流水に在りしを明治四年廢寺に及び

しを再興したので該寺の縁起に曰く

由 緒

原夫淨土寺者三納鄉中而有號物見所經二百二十四歲昔天正年中高甫主柱和尙開創號淨土寺原來珠山妙明寶富契林之四僧相續司香華雖然其宗系不考可既到盛歲也附洞門宗派故大安寺二世正宗侃大和尚慶長年間爲中興開山逝去元和元年又到雲岩和尚望庵時慕拙家數寺地於九流水村本堂於在舊處堂與寺相去數百步故代々前住恭而酒掃太多也享保七壬寅冬現住默音代稟公廷聽許鄉中男女捨家少鳩集若干淨財諸營藥師堂宇到文化九年中酉向九十九霜食柱根腐朽額傾倒前柱祖代見焉不忍捨門謬志新鼎建庫裡修補惣門藥師堂與茶堂梁棟連而修補于三百中之間奉安置藥師如來日月光十二神將左右之間客座茶室立願輪所轉仰鑑堅因終到落成撰同請本山並同門忠修禮讚奉祈福國家安寧境內永昌佛日增輝者也

長谷觀世音堂 同村大字同字長谷に建立

所 屬
都於郡村真言宗黑賀寺末

宗 派
真言宗派

本 尊
十一面觀世音菩薩、木製立像、高二十二尺 (挿圖 二・七)

脇 侍
聖觀世音菩薩、 同 上、十八尺 (挿圖第二八)

同 勢至菩薩、 同 上、十八尺 (挿圖二九)

由 緒
當堂は人皇四十四代、元正天皇の御宇、養老元年月不詳、道德上人と云名僧、諸國巡錫中當

山に來り堂宇を建立し、初瀬山長谷寺と號した。宏大なる伽藍輪美の美を盡し居たりしが、大永二年正月廿八日炎火に罹り、佛体を始め、舊記寶物の類悉く焼失した。領主伊東大和守尹祐之を痛惜して嚴堂を再興し、現在の三佛体は、越前大野庄、重嚴、及周兼の二人を、招請して彫作せしめた。而して伊東氏の祈願所として、信仰頗る厚かりし當寺も、天正五年同氏滅亡と共に、逐次衰頽し、堂塔、伽籬、梵燈、薦坊、遂に倒壊の悲運に追まりしを。領主島津氏の再興に依り、幸して維持し來りしが、明治四年廢寺し、同四十年七月觀音堂と名稱し、保存するに至つたのである。三納村役場所蔵の、長谷寺由緒あり、左に掲ぐ。

抑も當山は、今を去る一千二百年前、人皇四十四代、元正天皇の養老年間、高僧德道上人諸國を巡錫して當山に到るや、錫を留め勅許を得て、一大伽藍建立す。名けて初瀬山補陀樂院長谷寺と號す。筑紫鎮謹三密具行の總道場たり。

寺域頗る廣大にして、全山に亘り七堂伽藍の壯觀を極め、遠近其教化を慕ふて、善男善女常に群となし、晝夜讀經讚呪の聲を絶めざりし此の靈場也。

幾多の星宿を過ぎ來りし後、大永二年の初春、不幸同霧の災に罹り、行基菩薩の作と傳へし佛像を初め、殿堂に至り、悉く灰燼に歸せり。

於是日向の大守伊東大和守尹祐之都於郡城主悼く惜み、越前國大野庄の住、大佛師重嚴周兼の二人を請し、飯田肥前守後藤出羽守を任じて普請奉行どし、令を國中に發して之れが

再興を謀る國內の貴賤競うて淨財し、翌三年二月上旬工を起し、同四年十月八日工竣へて、高十二尺の中尊十一面觀世音菩薩・脇侍樂觀世音菩薩・勢至菩薩各高十八尺の入佛開眼を行なへり、本堂は方十間高三丈、傍院十二坊を算し、以て輪奂の美を極めたり、伊東氏歴代の祈願所にして信仰頗る厚く、寺領五百石寄せられたり

天正五年、島津氏の所領となり、寺領數十石寄進し、營繕又は燈明田を附し、以て崇仰せること伊東氏に異ならざりしなり

明治維新に際し、衰運に傾むき、殿堂傍院溝兩廊風に破れども之を補うを得ず、遂に廢寺するに至れり

明治十一年、村民相謀りて現時の堂宇を建て、巨大なる三尊佛体を保存することを得た
り

根來寺址 同村同根來寺に在り平郡の東方三納川に沿う所真言宗都於郡黒買寺末派明治四年辛未派寺した観音菩薩を奉安した小堂が存立している

吉祥寺址 真言宗で黒買寺の末派廢寺前に同じ明治初年には村長役場が一時其址にあつた

西林寺址 吉祥寺址西六町の處に在り禪宗て都於郡大安寺の末派廢寺前に同じ
寶來寺址 同村字平野城域に在り真言宗黒買寺の末派廢寺前に同じ

淨土寺址	字九流水に在り禪宗で都於郡大安寺の末派廢寺前同上
國昌寺址	字野竹に在り淨土宗で佐土原高月院の末派前同時廢寺
養德寺址	字鶴ノ寺に在り禪宗で所屬不明なり廢寺前に同じ
圓福寺址	字笠原に在り淨土宗で佐土原高月院の末派明治四年辛未廢寺
寶城寺址	同村字札ノ元に在
所屬	都於郡村光熙寺末
宗派	時宗
本尊	阿彌陀如來、金銅立像、高一尺六寸一分
脇侍	觀世音菩薩、同 上、高一尺
同	勢至菩薩、同 上、同一尺
本寺	本寺は明治四年辛未廢寺以來、部落民の協力に依り、其儘存置信仰して居る、開山開基の由來不明なるも、元祿六癸酉春、大山氏綱寛が、由來書を見るに、其以前の開山なるべく、尚享保十八年癸丑四月日、社寺奉行能勢惣左衛門、新納辨官の記録等藏せるを以て、舊藩主島津氏時代・公認寺院たりしを窺ひ知らるべし
觀音堂	同村字同前寺址の下部に在

本 築 十一面觀世音菩薩、木造立像、高六尺二寸

不 動 明 王 同 同、同二尺二寸

毘 沙 門 天 王 同 同、同二尺二寸

以上三尊を奉安して居る貴重なる遺物である

三 財 村

東福寺址 三財村大字寒川字楠八重に在た禪宗で都於郡大安寺末明治四年辛未廢寺

總善寺址 上三財神社の東に在て真言宗黑貫寺の末で前同廢寺

長福寺址 總善寺の西字金倉に在て宗派前に同じ安政年間廢寺

法隆寺址 字闇に在て淨土宗佐土原高月院の末明治四年廢寺

福王寺址 真言宗黑貫寺の末で字福王寺に在た明治初年廢寺福王は都於郡城主伊東祐立の諱號で文政の頃の創建と傳う明治四年廢寺今堂宇を殘す

天徳寺址 字小豆野に在て淨土宗佐土原高月院の末安政年間廢寺

興禪寺址 禪宗大中寺の末派岩崎神社の西南二町に在た明治四年辛未廢寺興禪は都於郡城主伊東祐重の諱號で天授年間祐重の爲に創建した寺である

西 米 良 村

西福寺址 當村大字小川字西澤に在禪宗都於郡村大安寺の末派明治四年辛未廢寺
 不動院址 大字同所に在真言宗で都於郡黑貫寺の末派廢寺前同時
 新立寺址 大字村所字園に在宗派廢寺詳ならず
 長德寺址 前寺の西北三十餘に在禪宗で都於郡大安寺末廢寺前に同じ
 善法寺址 大字上米良字植田在熊本市真宗願正寺末前同廢寺

東米良村

榮岸寺址 大字銀鏡字中ノ屋敷に在禪宗で都於郡大安寺末明治四年辛未廢寺した
 大雄寺址 大字尾八重字上村に在宗派禪宗で都於郡大安寺末明治四年辛未廢寺
 甘露寺址 大字同所甘露の北四町に在真言宗で都於郡一乘院末廢寺前同
 一遠寺址 大字中ノ尾字桜木に在熊本願正寺末前同廢寺
 西法寺址 大字八重字元村に在宗派不明文政十年の頃廢寺

上穂北村

光源寺 上穂北村大字南方字下水流に建設
 所屬 本願寺末

宗派 真宗本願寺派

本尊 阿彌陀如來・木製立像・高二尺一寸

由緒 本寺は天正六年八月十一日僧の勝力開山開基したのである其他由來不明

長安寺 同村大字調嚴宇壽屋敷に建設

所屬 本山仁和寺末

宗派 真言宗御室寺派

本尊 聖觀世音菩薩・木製立像

由緒 常寺は僧の濟惠か元祿七甲戌年三月二十一日創建開基し以て今日に及ぶ

竹尾寺 同村大字總北宇竹尾に建設

所屬 京都新義真言宗・智山派・總本山智積院末

宗派 新義真言・智山派

本尊 十一面觀世音菩薩・木製立像・高二尺七寸 (插圖第二四)

脇侍 特國天王 同 同一尺三寸

多聞天王 同 同一尺三寸

由緒 當時は人皇五十四代、淳和天皇御宇、天長四年、真言宗僧智圓の開山にして、神佛兩部當時

慈北總鎮守妙見大菩薩の別當寺として、總北一圓の祈願所であつた、元龜二年本當庫裏等再

建し、其後天明三年火災に罹り、古文獻其他の寶物焼失せしも、間もなく齊觀に歸した、明治四年十二月四日廢寺となり、同三十七年六月十六日再興し、以て今日に及べり

所藏佛

十一面觀世音菩薩、木製立像、高七寸

聖觀世音菩薩、

同 座像、同 六寸五分

千手觀世音菩薩、

同 立像、同 八寸五分

弘法大師、

同 座像、同 八寸五分

阿彌陀如來、

同 立像、同 一尺六寸

如法寺 同村大字穂北字園に建設

所 屬 延岡臺雲寺末

宗 派 曹洞宗

本 尊 釋迦牟尼如來、木製座像、高一尺八寸

由 緒 本寺は穂北村上野城主、伊東彈正少弼實幸の開創なるも其他の由縁詳ならず

長 徳 寺 全村大字童子丸に建立

所 屬 鎌倉總本山、清淨光寺末

宗 派 時宗

本尊 阿彌陀如來、木製立像、高一尺六寸

由緒

當寺の創建は、人皇百四代後水尾天皇の朝、延寶二年十月三日、僧の淨雲開基にして佛光山長徳寺と號した、夫より二十一世智正和尚の代、即ち弘化元年二月五日災火に罹り、本堂を始舊記什寶の類悉く焼失した、直後復舊、明治四年十二月四日廢寺となり居しを、同二十九年六月四日再興したのである、併日向記を纂するに、本寺は永正年間以前の創建でありしこどが窺はる、日向記中の一節に

永正中都於郡主伊東尹祐、其家臣福永伊豆守ガ女、既ニ垂水又六ニ嫁シタルヲ強奪セン
トテ、尹祐又六ガ後ヲ慕テ、其知行所三宅福野ニ追ヒ行キケル時、近習ノ輩方便ヲ以テ、暫タ尹祐ヲ童子原ノ寺ニ入レ参ラストアルハ、即チ此ノ寺デアル

所藏佛

一通上人、木造立像、高一尺八寸六分

金剛寺址

宇杉安に在て、真言宗派明治四年辛未廢寺堂宇を存す

宗源寺址

宇杉尾に在て、禪宗都於郡大安寺の末派・廢寺前に同し

光明寺址

宇岡宮に在て、禪宗都於郡大安寺末派、明治四年辛未廢寺

延命寺址

宇四日市に在て、禪宗東泉寺末派・前同廢寺

安樂寺址

安千畑に在て、真宗本願寺末派・廢寺前同

木城村

妙興寺 木城村大字椎木字田畠に建立

本宗派 所屬 本門寺派

日蓮上人

本尊

日蓮上人

本寺は相州鎌倉の產、按察使阿闍梨日安上人、本姓南條氏で日蓮聖者第九世の嗣法者、博識多能の高僧、當時當國內に本宗派衰頽に傾くを深く憂ひ、鎌を當地に留め銭意布教に精勵せしに依り、漸次快活し信徒亦歸依するもの多きに至り、舊佐土原新田郷字塙原の山地をトして草庵を結び、塙原山妙興寺と號し、爾來歴世二十九代を累ね連綿として嗣襲せしに、明治四年十二月廢寺となり居りしを、全二十九年七月三十一日、本山久遠寺第五十三世、日紙上人の法弟野崎智靈之を再興、全三十年一月八日現地へ移轉したのである

觀音堂 同村大字高城字木寺に在

本尊

小本寺細島觀音寺持

本尊

曹洞宗木寺の宗派に同

本尊

如意輪觀世音菩薩、木製座像・高一尺二寸

由緒

本堂創立其他の由來不明

興福寺址

真言宗高鍋圓覺寺の末派、高城址の北麓に在た明治四年廢寺

圓城寺址

真言宗高鍋日光院の末派、高城町の西岸に在た、廢寺前に同し

高源寺址

高城址の麓に在た、宗派並に廢寺年月詳ならず。今に小堂が遺つて居る其堂宇に同寺の本尊であつた十一面觀世音菩薩座像高二尺五寸を安置してある左の胎内鏡が墨書きせり

榮傳喜繁史同天宣宗譯書記

蓬萊山興福禪宗本尊立

住持比丘

孝屋房忠和尙

藤原氏有屋田

天文十三年乙酉四月吉祥日 同弟子

於日代被成白佛

仲圓
春林
敬

泉州界住

大佛師隆惠法眼作之

當地頭源朝臣山田新助有信

建長寺址 高城城の東南に在た宗派並に廢寺不明

長照寺址 真言宗高鍋日光院の末寺で字北木に在た、明治四年辛未廢寺
 慈恩寺址 真言宗派末で、字童木に在た廢寺前同
 善門寺址 宗派前に同し、廢寺亦同し

川 南 村

妙 章 寺 川南村大字川南字下肥に建立

所 屬 本願寺本

本 尊 真宗

阿彌陀如來、木製立像・高一尺六寸

由 緒

當寺創立の年時を詳にせず、明治三十一年十一月一日、豐後の國より移轉したのである、抑
 も本寺は毛利元成の家臣、渡邊筑後頭宗久入道して中興したのである。永祿十三年二月十三
 日卒去せるにより、本寺の古刹なるを窺知せらる。降年即ち安政五年二月十六日寺號公稱し
 渡邊法道の代大分縣宇佐郡豊川村に在りし妙章寺を移して寺號としたのである

所藏佛 阿彌陀如來、木造立像・高一尺二分

卒 手 寺 址

真言宗高鍋日光寺の末派で、字卒手に在た明治四年辛未廢寺、今一小堂宇を存し、十二面正
 觀世音菩薩の立像、高二尺八寸を奉安してある

海藏寺址 禅宗高鍋大平寺の末派で、宇匠ヶ別府に在た、明治四年辛未廢寺
觀音寺址 真言宗高鍋地福寺の末派で、字甘瀬に在廢寺前に同し

都農町

圓通寺 都農町大字川北、字福原尾に建設

所屬 佐土原町大光寺

宗派 臨濟宗妙心寺派

本尊 聖觀世音菩薩、木製座像高一尺四寸

由緒 當寺は僧の天雪なるもの、元和四年二月開山開基にして、宮崎郡佐土原大光寺末に屬し、宗内傳法地の寺格に列せられた、寺敎宣布に勤勵し居たる所、明治三年二月廢寺、同十五年十月十五日再興したのである

徳泉寺 同町大字川北字分子村に建設

所屬 觀音寺末

宗派 僧洞宗

本尊 釋迦牟尼如來、木造座像、高一尺二寸

由緒 本寺は天正五年三月、僧洞益の開基する所にして、東臼杵郡細島町觀音寺末に屬し、宗内に於ける傳法地の寺格に列せられて、布教に勤行して居りしに、明治三年八月廢寺となり、同十五年六月二十日再興した

所屬佛
釋迦牟尼如來、木造座像、高二尺

地藏菩薩、
同 立像、同八寸五分

迦葉尊者、
同 同、同八寸

阿難尊者、
同 同、同八寸

觀世音菩薩、
同 同、同七寸五分

韋馱天尊、
同 同、同一尺五分

大黑尊天、
同 座像、同六寸五分

達摩大師、
同 腰掛像、同九寸五分

承陽大師、
同 同、同一尺六寸

常濟大師、
同 同、同一尺六寸

誕生佛、
金銅立像、同四寸五分

德林寺址
禪宗で都農町の西側、字藤見に在た、明治四年辛未廢寺

美々津町

專修寺 美々津町大字高松字中の別府に建設
所屬 總本山智恩院直末

宗派 淨土宗鎮西派

本尊 阿彌陀如來

由緒 本寺の開創年時詳ならず、俗の清譽淨祐なるもの開基したりと傳う、明治三年六月廢寺、同十六年二月二十日再興したのである

正覺寺 同町大字美々津町字上町に建立

所屬 總本山本願寺直末

宗派 真宗本願寺派

本尊 阿彌陀如來、木製立像、高一尺八寸

由緒 本寺創建年時不明文明三年三月寺號公稱せるを以て、足利時代の開基に係るもの如し
寶物 缺物觀音ノ觀音ト佛ワシモノ

境内堂地藏庵

本尊 地藏菩薩、木造座像

城壘址之部

高鍋町

高鍋城址 新田原の臺地に聯繫する丘陵の一端に據り築ける城廓であつて、規模宏大にして、一の丸、二の丸、三の丸の三廓と、之を繞すに東方に外城を以てせり、築城の年時が詳てない、「延陵世鑑」に依れば文徳天皇の齊衡年間、日向の豪族縣の城主、(今の延岡)土持氏の支族飫肥太郎秀綱を封し、之を財邊士持と稱して居城せしめたことが文献に表はれて居る。一説に柏木左衛門尉の築設に係ると傳ふ、康正二年丙子、都於郡領主伊東祐堯と互に隙を生し、同年十一月二十二日、祐堯兵を出して當城を攻むるに、新納の目白よりして行々民屋を焼拂ひ、土持氏は之を毛作に激へ、戦て利あらすして和議した。幾千ならずして和議破れ、長祿元年丁丑七月十九日、祐堯再び大軍を卒ひて財邊鉢の瀆に本陣を張り、小浪川に於て激戦、遂に土持氏の敗戦、勝に乗じて追撃頗る急甚、直に財邊城に逼り、敵首を槍薙刀の鋒に貫き、之を縛して一時に閻聲を揚げて突入せんとするに際し、城中より使僧を以て馬程として地を分與せんことを乞う、依て新名爪の地、六十町を與て和成る、同年九月十二日土持左衛門尉景綱城を開いて祐堯に授けた、部將落合民部少輔を封し、廢城守し、天正五年丁丑迄、一百二十一年間居城し、天正六年戊寅島津氏に攻略せられ、同氏之を領すること十年間、同十五年丁亥秋月

種實、新納及び楠間に封を受け、種實楠間に居城し、當城には部將を置きしか、慶長九年甲辰種實の嫡男種長、楠間より移城し、延寶元年癸丑正月種信工を起して之を改築し、此年財部を高鍋と改めた城制頗る整備を告げて、累世居城せしか、明治四年辛未廢藩置縣となりて、廢棄した、併し本城は、地方領有上権要の地區で、伊東・土持・島津の諸氏屢々攻争を重ねた歴史的城壁址である。

富田村

上城址 本村字古城に在、該城は茶臼原の高原地に續する突端陵岡にして、東、南、北の三面、断崖、削立高四十五米餘にして、展望濶く、北方臺地の一部に磐隠を盤據して、敵襲來の防備となし、陰巾八米、深さ三米半、南北の兩側に腰郭を設け、巾二十米にして頗る要害堅固である、本城築造年月を詳にせずど雖ども、都於郡城主伊東氏四十八城の一にして、城主は沼出雲守であつた、天正五年十二月八日、島津義久が伊東義祐の居城、佐土原を抜き一氣當城に迫まりて之を陥れた、伊東氏敗走の後、島津氏の有に歸し、元和遷武に至つて廢棄したる乎

下城址 前城址の十町東方に位す、地形前に同しく、山岡の嶺に築設してある、城域三段、南、北、兩地、壁立、斷崖、高四十五米餘、南、東、西の三方擴闊、景勝に富みしのみならず、頗る堅要の地である、北方の一隅に深隠を築ち、其幅十米、深三米、本城の創築並に城主不明、伊東氏時代の創築にして、其屬將の居城なるへし、廢棄前に同し

妻
町

穂北城址 同村字千田の上丘に在、断崖一重、高七十米、東、南、西の三面は穂北川其城脚を洗ひ、北方新田原の高原に聯續せる地に、塹隍を穿ち、城域別つて三割となし、南端に在を複城と呼ぶ、東西二十八間餘、南北十九間餘、中間に介在するもの中の城と稱へ、東西三十八間、南北二十間、其東方に在るもの東城と名く、方郭にして十三間、各城間に陸を設けて、各城割をなしてある。規模大ならざるも、展望洞達、頗る要害の地域を占めたる城壁なるへし、當城の創築に付ては、其年月並に初城主を詳にせず、『日向記』に永祿十一年伊東氏、日向國內四十八城を築設せる其一にして、穂北城主、長倉洞雲齋と始めて記に表れて居る。天正五年十二月九日、伊東氏没落當年迄、洞雲齋の居城て、伊東義祐、佐土原城を放棄し、通路を新田原に取り、財部に赴かんとするに、財部城主落合藤九郎は、屬將なるに叛心を抱きて、部卒をして逃道を塞かしめたるを以て順路を轉して新田村花園原を經、長倉洞雲齋が居城穂北城に入れりどある。即ち當城のことなるべし。

上 穂 北 村

有峯城址 同村字千畠隅の丘上に在、城脚・懸壁・高五十米、西側穂北川の流に沿ひ、東方溪谷を帶び城域方、約三十間、其西方に陸を穿ち、深さ四米、幅員五米、東方に一陸を設く、深二米、幅二米半

深さに相同じ、當城の創築年月並に其城主を明にせず、傳云建武年間、長友兵庫頭行安が居城せしと、後年有嶽某か改築占居せしに依り、此名となつたのである。

都於郡村

都於郡城址 都於郡町の北に位し、舊稱高屋山宮址と云ふ山岡に在る、北方三財川其山麓を繞くり、遠く之を望めば兀立として往時の城樓宇空に聳へ、恰も雲間に懸れるかと思はしめた、歌に『春は花秋は紅葉に紅の雲霞なる浮舟の城』と、詠ひし程であつた。（插圖第三三）

城は本丸・奥の城・二の丸・三の丸・斥候城・西の城の五區割となし、奥の城は伊東氏の居城であつた、東方三町を隔てる丘端には日隱の城・向城・東城等を築き、南方市街を挟んで、南の城あり、規模宏大、日向四十八城中隨一として知られ、日向大半を領せし、豪奢の跡を追憶せしむ、城主伊東氏は、工藤祐經の嫡孫で、建武元年（庚寅正月二十六日）、源賴朝・工藤祐經を日向國地頭職に補し、諸縣の庄四百五十町、田島の庄九十町、宮田の庄八十町、縣の庄百二十町及兒湯郡内に於て二百四十町を所領せしむ、祐經・日向なる任地に着かず、部下屬僚を遣はして代領せしめ、租税の徵收をなさしめ、嫡男祐時父の業を襲き、其より祐光・祐宗・貞祐に至る五世皆伊豆に居住、貞祐の子祐持・足利尊氏に從ひ戦功ありしを以て、其賞として更に日向國内都於郡の地を増封せられた、仍て延元二年丁丑四月日向に下り、都於郡に城を築て占居した、祐持の子祐重の代更に當城を改築し、宏大なる山上山

下に亘つて、さしも廣潤なる地域も、城櫓及部臣の邸宅を構築し、城制を改むると共に、頗る偉觀を呈するに至つた。永正元年甲子三月二十一日、城中火を失し、其壯麗偉大なる櫻廊を始めとし、廓外なる城下民屋に延焼し、歷代の典籍付寶の類大半焼亡せしめし、故に支城又は佐土原・宮崎の諸城に移住すること多かりしも、元來本城を以て根據として居つた、三位義祐の代に至つては、佐土原城に常に居住し、當城には嫡男義益を置き、義益天死後、嫡孫義質を置いた。天正五年丁丑十二月七日、部臣福永丹波守・野村刑部少輔叛を策り、關軍と通し之を野尻城に納れし爲に盛力を衰ひ、領民亦伊東氏に叛し、遂に同月九日義祐は佐土原城を放棄し、義質當城を棄てゝ俱に北走した。建武元年より天正五年迄二百四十四年間、日向國內の霸王として振ひし威權者も、茲に終焉を告げた。天正十五年丁亥島津以久佐土原に封を受け、同所を本據どし、當城を支城となし居りしが、元和復武一國一城の制令に依り、廢駁するに至つたのである。

三 納 村

平野城址 三納村大字平郡に在り、西方山を負ひ、南方谿谷に枕み、東方平地に接し、極要なる要害地區を占む。(日向記)天文二年癸未十一月十七日、伊東武藏守の嫡男・佐衛門佐米良山を賴て平野に落るどあり、又裏山の一揆左衛門佐を大將として、都於郡に押し寄せ來れり、等の記事を見るにより、強將の居城址ならんか。

三納城塙 本村字府下に在、東方谿谷に接し、西方三納川城底を洗流し、斷壁二丈、南方低地を擁し、北方の一端連山岡阜に聯續し、城廓三區に分ち、今尚濠隍を在し、規模大ならざるも頗る堅要の地である。『日向記』に、永祿十一年伊東氏日向四十八城を置きし、其一であり、驍將飯田肥前守を三納の地頭となし、以て此城に居らしめた。天正五年丁丑都於郡城陥落後、飯田肥前守は陸軍の爲めに死し、長倉勘解由左衛門佐恢復を謀り、伊東の舊臣遺存するものに謀計を回らし、天正六年庚寅十月二十四日、三納平郡の兵士之に應し、平郡、久米田の二村に火を放ち、烽火の舉るを相圖に、河原田に押寄せ都於郡へ打入らんとせしに、合圖の相違に依り事遂げずして戦死するもの頗る多かつた、當城には八代駿賀守を初めとして、佐土原攝津守・湯地駿賀守以下立籠り、百折不撓の勢で十一月十八日迄支へた、島津氏は城攻難として計略を廻らし、六つ野原に兵を置き、當城の剛を解きしも、城孤立て援兵なきに依り、敵の退敗を好期とし、城を出ても退却するに、待ち受けし六つ野原の伏兵、忽ち起り、駿賀攝津參河の各大將を始めとし、同士三十四名悉く敗死した。

木 城 村

(插圖第三四)

高城址 木城村大字高城に在る、新納山の派丘なる突端、北方は宗麟原に相對し、西南は尾丸河近く城脚に接し、東・南・西の三面平夷の低地、一望展開、城脚、壁立、截縫、頗る景趣に富むと共に、要害櫛屋の地である、西方の一隅丘脈に連續せる狹頂を切斷して、七隙を穿ち、敵の襲來に防備してあ

る、當城の創築年月を詳にせずと雖ども、日向の豪族・土持氏の族將が居城であつたことが窺はる。建武二年乙亥薩州島津の武將・新納近江守時久、足利尊氏の爲に、高城の地頭となりしどあるにより、當時を測る遠きにあらざるか、時に時久尊氏の召に依り、上洛中・島山修理亮直顕來り攻めて之を陥れ、間もなく亦財源城主・土持の爲に略取せられ、同氏の領有となつた、長祿元年丁丑七月、都於郡城主・伊東祐泰・財源城を攻取し、同氏の有に歸した。而し永祿十一年には、日向四十八城の一にして、野村藏人佐を以て城主となせしが、天正五年丁丑伊東氏敗走の後は、島津氏の所領となり、同氏の部將山田新助有信を當城に封じた。同六年戊寅十一月十二日、豐後臼杵の城主・大友宗麟五萬餘の大軍を擁して、四面五所に陣を張つて之に迫る。時に城兵僅かに五百餘、島津家久、兵一千餘人を率ひ來り援く、大友氏兵少きを侮り、且つ城内糧乏しきを知り、糧盡くるを待んど、往々二十有餘日に亘り大友氏の將齊藤某は、樹木を伐採して、城の西丘へ運び、之を堀間へ落し埋て、一、二の尾の深溪を平地の如くにし、以て風上より火を放ち、一、二の城牆爲に支う能はずして放棄し、本丸に引下げた。島津義久急を聞き、薩・隅・日三州の兵を自から率いて、佐土原に着陣、弟兵庫頭義弘は、都於郡に、右馬頭以久は財源に、着陣し高城を繞りて一大會戦を演じ、大友氏の敗北となつて美々津川へ退却せしに依り、當城全きを得た。天正十五年丁亥豊臣氏・島津氏を征するに當り、羽柴秀長を大將とし黒田孝高を參謀として、同年四月六日當城を圍繞し、五十一所の陣營を設け以て攻勢を示した。城主山田新助は、兵一千三百餘を以て能く拒守し、圍みを受けること二十餘日に及ぶ、時に島津義久秀吉

と和を講ずるに至り、始めて城を秀吉に開放した、以後城主並に廢棄年月詳かでない、然も同時に廢棄したものゝ如し（島津以久高城軍記川南村六地蔵塔の部に掲ぐ參照せられたし）

松山城址 高城址の東五町に在り、高城に相對する臺地にして、壘を別つて五割となし、縱横に二つの重濠を設け、規模大ならざるも頗る堅要にして、石壘今に顯在す、天正六年大友氏高城を攻むるの時佐伯宗夫が屯營せし所と云、同十四年四月羽柴秀長、高城を攻むるに該り、該壘に據つたのであると云

目白坂の古壘 妻往還の東側にあり、南は新田の平原に連り、北は断崖に枕み、四周高さ七尺の濠壁を環して居る、羽柴秀長、天正十五年五月六日より、高城を攻むるに該り、五十一ヶ所に砦を設けし其一で、當壘には宮部是辯坊をして、屯營せしめた所である

古壘 同所の東に古壘がある、天正十五年丁亥五月藤堂高虎、尾藤長左衛門の二氏が屯營した所である

高城興亡記の一節に、左の事項が載せられてある

高城の役に、島津義弘夜半、襲撃せんとするを 高虎之を覺つて、宮部に告げた、宮部迎撃の備をなした爲、義弘進撃が能きずして、都於郡城へ退却した、時に宮部が追撃せんとせしに、尾藤固く制止して事成すを得なかつた、全年七月豊臣秀吉歸坂の際、赤馬園に於て、義弘を討遁したのは惜むへしだと、部臣に語け、宮部が僻易した故を秀長に問ふ、秀長曰く、宮部が躊躇したのではなく尾藤か怯懦失態であつたと答ふ、秀吉怒て、尾藤の領地讃岐を奪つたと云

古墳 宮部・尾藤二氏屯營の東方にあり、高城攻撃當時、黒田孝高を屯在せしめ、財部城に屯在せる島津以久の押へとなしたのである。

石城址 字袖八重の山麓・尾丸川に突出する丘阜、三面川を以て繞り、西隈の一端僅に山嶺に接し、高十四丈五尺、塗壁深く穿ち、要害頗る堅固、東西一百間、南北一百八十間、東方は低地で、凸凹にある、『日向記』に、永祿十一年、伊東氏、日向四十八城中營城に、長友源次郎を置くとあり（日向記中、伊東義祐・石城を築くとあるは、改修の意であるへし）天正六年戊寅四月十五日、縣の城主土持氏、大友の爲に亡され、全氏の有に歸し、當時伊東義祐、大友家に寄寓し、本國の恢復を策り、石城を築いて、全六年六月十五日より、舊の都將長倉勘解由左衛門・山田匡得等恩厚の將士、數百名をして之を守らしめ、全年七月六日薩摩・伊集院右衛門太夫忠模、大兵を率い笠置の如く、來り無二。無三に攻め登る、城兵少しも怖れず、山田匡得太刀始めとして、諸兵勢を涌まし、戰ひければ、薩兵多しと雖も進むを得ず、手負五百餘人、戰死も數多なれば、佐土原さして引去ぬ。伊東兵も戰死多からける、早速此趣きを豊後に報じければ、宗勝行て米良四郎右衛門・山田匡得、兩人に平翰を添えて其功を賞す、然る處全年九月十五日、薩兵は又復、先度の恥辱を洒さんとて、總大將は島津右馬頭彰久、副將伊集院忠棟、平田義謙守光宗、上井伊勢守覺兼を始めとして、再び石城に攻め来る、薩兵大木を斫り川底に沈み、浮橋を造て諸軍を濟し、競ひ進て攻登る、伊東兵少しも屈せず、三日三夜支ふと雖ども、衆寡敵せず、且俄かに築きし山城にて、兵糧乏しく外援も來らざれば止むこと得ず城を開

き門川のやうに引ききける

美々津町

美々津古戦場 天正六年十一月島津、大友の兩氏高城に於て戰ひ、大友氏大敗美々津川畔に退き、川を挾んで交戦した地にして、當時の戰狀を『日向纂記』に載せたる所は左の通りである。

高城已ニ難義ニ及フ由鹿兒島ニ聞エクレハ、島津義久ハ後詰セントテ、三州(日薩隅)ノ勢ヲ催シ、天正六年十一月上旬、佐土原ニ着陣アリ、兵庫頭義弘都於郡ニ陣ヲ居エ、右馬頭以久ハ財部ニ陣ヲ居エラル、大友宗麟ハ之ヲ聞テ、高城ノ寄手ヲ美々津川マテ引カセラル、斯テ豊後勢ハ美々川ノ北岸ニ陣ヲ張リケレハ、薩摩勢ハ美々津川ノ南岸ニ陣取クル、兩軍ノ旌旗風ニ翻リテ冷シカリケル形勢ナリ、大友家ノ先手吉弘近江太夫鑑理、齊藤貞實ハ牟志賀ニ使ヲ立テ、宗麟ノ旗ドヲ美々川マテ寄ラレ候ヘト云ヒ遣シケレトモ田原紹忍ハ、其儕牟志賀ニ在ヌヘシト中シ送ル、宗麟固ヨリ信仰シ紹忍ナレハ、一議ニモ及ハス其意ニ任セテ出馬セス、鑑理鑑實ヲ始メ大友家ノ諸大將、皆歎忌シテ申シケルハ彼紹忍者ナレハ吾等カ申上ルコトヲ惡シトハ申スソ、餘ノ義ニ於テハ免モ角モナリ軍旅ノ事ニ於テ、吾等ヲ差質、紹忍カ申スコトヲ好ト思ハル宗麟ノ心コソ大友家運ノ盡タル所ナラスヤ、只今味方大勢ナリト雖モ皆國々ノ集リ勢ナレハ、旗本ノ後楯トナクナハ、吾等何程先ヲカクルトモ、後ヨリ崩レンコト疑ナシ、サレハ此儘ステ置ヘキコトナラストテ、再應評議ノ上、重テ宗

講へ軍略ノ程ヲ言上ニ及ヒシカナレトモ宗講少モ用ヒサレハ、鑑理鎮實等モ此上ハ尾ヲ美々川ニ開スヨリ外ナシト思ヒ定メケル

『九州記』佐伯宗天モ、薩摩勢ノ十分戦ヒ持タル體ヲ見テ旗本ノ後詰ヲ受ント云、田北鎮周聞モアエス先手ノ大將承リシ武士ノ身トシテ、未タ一戰ニモ及ハヌ旗本ノ後詰ヲ恃ムヘキヤ、鎮周ニ於テハ、宗禰公ニ申上ルマテモナシ、懸ツテ一戰仕ント答フ、其時軍師角隅石宗諫ヲ申シケルハ、鎮周武勇ハサル事ナントモ血氣ニハヤリテ萬一仕損シナハ、味方總軍ノ弱ミナリ、是非ニ本陣ノ一左右ヲ待候ヘ、鎮周首ヲ飼入ス、人々ハ異モアレ某ニ於テハ明朝ハ必ス斬ヲ出テ打死シテ見セ由サント云ヒステ、已カ陣所ニ歸リケル、宗天モ力及ハス、斯ル血氣一途ノ人ト合陣スルコト、吾カ冥命ノ盡ル所ナリトテ備ヲ三段ニ立テ、打テ出ル仕度ヲナセリ、石宗モ之ヲ見テ、斯ル上ハ、某トテモスヘキ様ナシト歎息シテ、十二日ノ戰ニハ打死ヲ達ニケル、（西國衰盛記、高城興亡記）斯テ十一月九日には兩方ノ軍勢、美々川ヲ挾ンテ陣ヲ張リ、其日ハ矢軍ハカリニテ止ム、其夜吉弘、鑑理諸將ニ向ツテ申シケルハ、明日ハ敵必ス川ヲ越エテカ、ルヘシ、味方ハ川端ヨリ三町程引退テ、敵ノ半濟ル處ヲ擊ツヘシ、佐伯惟定申シケルハ、イヤ〜、川ヲ越テ來ル敵ハ、其勢銳トクシテ喰留カタシ又敵ヲ待テ川端ニテ戰ハントセハ、渡ル敵ヲ上ントスルニ敵味方混雜シテ川中ノ懸引自由ナラス、思フ敵ニ逢ヒ難カシヘシ、惟定ニ於テハ、明日早天ニ川ヲ渡テ打死セント存スルナリ、諸將之ニ同シテ、明日辰ノ刻ノ合戰ト約束ヲ定メ、各々陣屋ニ歸リケル中ニモ、鑑理ハ（西國衰盛記ニハ佐伯

宗天ナリトス) 鎮實カ(西國盛衰記)ニハ田北鎮周ナリトス) 陣屋二人ヲ遣ハシテ尙又明朝川ヲ渡ス時刻ヲ向合ケルニ、鎮實カ返詞ニ、某ハイマタ時刻モシカト定メ候ハス、御邊ノ渡サルヘキ時刻重テ知セ候ヘト、サリケナキ體ナレハ、鑑理不審ニ思ヒ、再ヒ人ヲ遣シテ陣屋ノ様子ヲ窺ハシムルニ案ノ如ク鎮實ハ士卒ヲ集テ最後ノ酒宴最中ナリ、手下ノ者冷酒ヲ進メケルカ、鎮實怒ツテ、時コソアレ。此寒夜ニ冷酒ヲ進ムルハ何事ソト云フニ斯ナシト申シケレハ此ニ届竟ノ薪アリトテ、乘代ヘノ鞍ヲ出シテ之ヲ破ラシム近習ノ者、此ハ如何ニ名作ノ鞍ニテ候ト云フ、鎮實聞テ、命ノアランニコソ秘藏ノ鞍モ愛カルヘケレトテ、打破テ酒ヲ温メケル、鑑理カ使ハ此體ヲ観ヒ見テ、急キ走リ歸リ斯ト告ク、鑑理、サレハコソトテ、手ノ者共ニ下知ヲ傳ヘ、十一日ノ未明ニ、美々川ノ上ノ瀬ヲ舟ニテ押渡ル、鎮實之ヲ見テ、鑑理ニ出シ拔レタルコト口惜ケレトテ、美々川ノ下ノ瀬ヲ、人馬共ニサフト打渡リケル、薩摩勢二千ハカリニテ渡口ニ馳セ合セ、豊後勢ヲ川中ニ追ハシメントスサレトモ鎮實ノ兵其面セフラス喰ヒテ上リ、敵ヲ一町ハカリマクリ上ケタリ、鎮實ハ縦横ニ馳セ廻リ敵ヲ五騎マテ斬落シ、餘ニ亂軍ノ中に打死ス、鑑理ハ上ノ瀬ヲ渡ツテ後口ヨリ打テカ、ル、卯ノ刻ノ初ヨリ未刻ノ終マテ、七八度ノ合戦ニウタル、者數知ラス、其日ハ相引ニ引ケリ、(九州記)十二日(日向紀)ニハ十一日トアリ、之ニ依ル豊後勢又々喰キ叫ンデ、薩摩ノ陣ニ斬カ、ル、固ヨリ必死ト定メタル戰ヒナレハ其勢ヒ如何ニモ烈シク見エタリケル(豐後勢又々以下ハ宮城ノ殺ナ温)以下略ス、大友氏ノ軍此所ニテモ大敗、十三日ニハ豊後勢四川ニ引退タ田原紹忠ハ牟志賀マテ逃ケ來リ、敗軍

ノ由ヲ述ヘケレバ、宗麟聞テ、勝敗ハ兵家ノ常、悔ヒテモ益ナシ、宜シク時節ヲ待テ此懲憤ヲ散ス
ヘシトテ、十四日ニハ豐後ニ引取ケル

『日州平治記』には高城の戦況を左の如く叙して形容頗る誇飾してある。

於是大守舍弟中壽君、出高城門、不保武夫之從而來、單騎而入友遠敷之軍中、要第冠遂走壯、親殺
將士者十餘人、而況我十餘萬之甲士、無一人而不殺戮其敵軍者、我軍士之勢如亂雲數空、仇兵之敗
如秋葉亂雲、其向蒼嶽而走者、高城宰山田新介逐之、皆悉獲之、高城與耳河地之相去者七八里、其
從橫無際涯悲哉、夫伏屍於草萊之際、墮骨於沙礫之間者數十萬矣

政教史傳之部

高鍋町

秋月氏ノ由來 秋月氏は、漢高祖より出づ、高祖の後裔靈帝である、靈帝の曾孫を阿知王と謂ふ、魏の亂を避けて本朝に歸化し、播磨國赤石に居る、應神天皇召して大和國高市郡榎前村を賜ひ、此地に移居せしめた、子孫繁昌歷世官に任うるもの多かりしも、戴典不備其由來を詳にし難して雖とも履中天皇太子と爲り、住吉仲ノ皇子叛を謀りて東宮を焼くに該り、阿知王豫め之を知りて變を上り皇子其危難を免がれ給ひしより、親王厚く之を遇し、百濟の博士王仁と内藏出納の職に任ひられ、曾孫掬の代に至り、雄略天皇大藏を建・掬を主鑑と爲し大藏性を賜ひしにより、始めて族を別つたと傳ふ

第十四世、春種の代に及んで、記録略整備するに至つた、朱雀天皇の朝、春寶を右衛門志に補し、對馬守に任せられた、天慶四年純友反し春寶山陽道より進んだ、而して首將小野好古に從ひ、任せられて主典となり、戰艦二百余艘を備へて伊豫に赴、純友敗れて大宰府に走つた、好吉陸路より、春寶海路より進み、筑前博多津に會合して賊團を衝いた、時に春寶火船を縱つて敵船を焼き、純友爲に大敗之を捕にす、其の功に依り征西將軍に任せられ、錦旗菊桐御紋章及天國の寶刀を賞與せられ、居を筑前三笠郡原田に移した

春實の子、種光太郎と稱し、長門守に任し、大宰貢主に補せられた、其子種材岩門小三郎と稱し、後一條天皇の寛仁三年、朝鮮刀伊族入冠し、種材藤原明則、菊地則隆等と討つて之を退けた、種材功に依り壹岐守に任し大宰府大監に補せられた、子種弘父の後を嗣き、其子種賀三郎と稱し亦父の職を襲ふ、子種生大郎太夫と稱して父の後を嗣ぐ、弟種成兄の後を承けて、安德天皇に奉任し、大宰大監の職に居る、子種直大宰小貳と爲り世々岩門少郷と稱へた

壽永二年天皇西海に幸せられ、種直の館を以て行在所に充た、賴朝忿つて鎌倉扇谷に之を幽し封を没収し、平山季重をして監護せしめ、後幽を解かれ赦を得て筑前に還さる、時に舊臣既に散し去つて残るものなし、怡士郡に在る高祖の祝官、上原兵庫の豪族なるを聞き、之に據つて再起し、原田本宗と爲つた

種直の弟を種雄と曰ひ、三郎と稱した、建仁三年武田有義反して、九州擾亂するに依り、急を鎌倉に告げしを以て、家頼大に喜び、筑前秋月の莊に賜封し、此地に居城す、始めて姓を秋月と改めた嫡子種幸太郎と稱し、其子種家三郎と稱した、弘安四年元寇あり、種家兵三千を引率し、諸將と共に撃て功を奏した、其子種頼父の職稱に同じ嗣子種貞小太郎と稱し、延元元年三月王事に勤め、菊地武俊等と兵を起し、足利尊氏と筑前多々良濱に戦ひ、利らず郎黨二十餘人と戦死を遂げた
嗣子種高左衛門尉と稱す、其子種顯三郎と稱し、其子種道父の稱を襲つた、嫡子種忠長門守と稱へ、其子種氏左衛門尉と爲り、子種照中務大輔と爲り、其子種朝父の職務に同じ

永正四年大内義興、足利義植を京師に入れ自ら、留まつて管領と爲つた。九州大亂、大友義鑑菊池武朝等と屢々來り攻む、種朝古所山下に戦つて勝利あり、子種時中務大輔と爲り、後伊豫守となる。大永四年義鑑、種時を招く、曰く 王孫著姓他意なしとて敢て肯せず、同五年義鑑陶氏の地を侵し援を種時に請ふ、之に應じて援軍を果さなかつた。子種方中務大輔と爲り、弘治三年種方毛利元成と謀り、大友宗麟を攻んどした。宗麟之を知り其老臣戸次丹波、高橋三河、白杵越中等を兵に將として、來り古所山に戦ひ、種方大敗後門より逃れ出でしと、小野九郎左衛門追蹤して、種方を討つた。(九郎の從弟に和泉なるものあり、大友の臣となり居るに因り、和泉は九郎を利を以て陥り、爲に反應し居るを種方察知しなかつた爲に、禍害身に及したのである)秋月氏の宿将坂田和泉、小田下野、桑原内膳、坂東次郎等を始めとして數百名此時戰死を遂た。

時に僧の高韻、密かに孤兒を抱いて周防に遁れ、毛利に倚つた、孤児幼名黒帽子と呼び、年十三、周防の士豪内田壹岐力を竭して之を扶育し、新館を營なんて居住せしめ厚遇して成人せしめた。是則秋月家二十九代目、筑前守種實氏である。

永錄元年毛利元成八十貫邑を與ふ、舊臣深野美濃努めて恢復を圖る、時に深野は大友に屬し居るを以て之を難詰するにより、嫡子彈正を質となし他意なきを示し、其間に乘じて秋月氏の舊臣を糾合し、筑前馬見城を攻めて之を抜き、種實を迎へ入らしめた。元成兵三千を遣はして之を援助し、同二年正月古所を陥れて舊有に恢復し、爲に威名傾に四隅に振ひ、筑豊前十一郡二十六城悉く歸服した。

同年九月大友氏、部將吉岡鑑忠等に兵萬余人を授け、寶滿城を襲はしむ。戸次鑑速、臼杵鑑速、吉松鑑理等各万余の兵を以てす。八月十四日甘水に迎へ討つて勝たず、退いて古所を保つ。大友の三將三方より迫る。種實夜襲して大に之を敗つた、大友氏が占有せる、豊、筑、肥の各所日に不利に傾き十一年種實と和す、天正八年三月大友盟を破つて來り攻む、各所に交戦して敗られ、種實敵の優勢を懼れ、同十四年正月款を島津義弘に通じ、大友氏を討ことを約す。大友氏畏れて急を大坂に告ぐ。時に秀吉已に中國を平定し、將に西下せんとす。種實、恵利暢堯を以て大坂の内狀を詞はしめんとするに、秀吉既に廣島に在りしを以て、秀吉に降を請ひ約するに兩筑の地を以て、秋月氏に與うることとした。暢堯欣然歸つて種實に其頬末を告ぐ、種實怫然色をなして曰く、盟を渝へて勢に趨むく不義焉より大なるは莫し、何を以て他日島津氏に對せんや、汝命を焼け私かに和を納る、其何の自慢なる哉と、遂に死を賜ふた。十五年秀吉の先鋒、豐前岩石城を攻めて之を陥れ、其勢敵し難し、四月三日嫡子種長と、古所及二十四の屬城を以て秀吉に降り、高鍋三萬石に移封された。

文祿元年征韓に兵三千九百を卒ひ、釜山に上陸し江原道を○ひ、八月昌平城を攻落し、慶長二年七月我軍忠清道・南原城を攻むるに當り、一日終須賀其他の諸将と、東門及び宣州城其他の戦に參加して戰功あり、同年八月秀吉薨して師を班した。種實在韓七年一千五百六拾九人の斬歟あり、豊臣秀賴大閣の遺品大原貢守の一刀を賞與せられ、家資として傳ふ(宮崎徵古館に出陳するもの夫である) (秋月家記ニ據ル)

島津義久の將伊集院恒久・日向庄内城に據つて叛きし時、種長徳川氏の命を奉して之を討つた。豊臣氏の將浮田秀家等の諸將伏見城を攻めるに譲り、亦命を奉じて兵を進め、高橋元種と大垣城に開ひ大垣七槍の名を得た部臣がある。關ヶ原の役、豐臣氏の意にあらずして、石田三成の奸策に出でしを知り、城將覓和泉・熊谷内蔵を斬て、家康に降り以て舊封を有つを得た。

高鍋城初代

第三十七代

種實

日向郡高鍋に居る今の福島

第二代	種長	第三代	種貞	第四代	種春
第五代	種信	第六代	種政	第七代	種弘
第八代	種美	第九代	種茂	第十代	種德
第十一代	種任	第十二代	種般	第十三代	種樹
第十四代	種繁	第十五代	種英(現主)		

秋月種茂氏 秋月種茂氏は舊高鍋藩主で、寛保三年十月生る、幼名兵部と稱し、寶曆六年十一月十四歳にして、始めて將軍家宣に謁し、同十年十八歳の時、家を繼ぎ山城守に任じ、寶曆十一年五月入城した。種茂藩改革に心を須ひ、始めて奉行制度を設け、總奉行を置き、藩政を統一した。同年六月比木神社、八幡神社、向山神社其他六社に參拜して、入封奉告を行ひ、以て敬神思想の範を領民に表示した。而して藩主の養育年中一回なりしを、茲に二回に改めた。又革新施行の實を擧ぐるに、人材登用を行ひ、小臣小田岡右衛門を抜擢して家老職に任じ、同時に老朽淘汰を行ひ以て因習打破の例を示し、衆

庶に接する敢て權賤を問はず、徒士を書齋に引見する等、新なる革新を開いた、山野遊獵するに武人百姓を間はず、集獵に加はらしめ以て上、下の融和を圖り、尊鄙、際隔の弊風矯正に勉め、人を遇する寛・身を儲いること、頗る嚴・和衷、能く庶民を導いた、天明元年の旱天に、雨を尾鈴權現に祈るや夜四つ(今の十時)城を出で、登山徹宵、翌朝歸城したる如き、藩祖忌日と雖ども、練武の訓致に從事、苟且にせず、事務、敏捷を期し、民俗の改善・百姓の子供三人目より、一日米二合若くは烟物三合を以て扶助し、雙子に十歳迄救助するの示達を發した、勤儉自ら之を行ひ、江戸の藩費二百兩を半減にし、「宿元在邑」中食物一切一ヶ年、銀十八貫を限度とし、頗る非薄、儉素を極めたのである、而して下民の奢移を禁じ、勤儉を獎勵し、下り酒(上酒のこと)停止、頗る母子講座會跑走、其他禮祭には一汁二菜等に節制せしめた

文武獎勵には、役人中小供小給以上に學問を勧め、講師を任命し、父兄をして進んで其督勵を嚴行せしめ、本業たる農事精勵の訓告、頗る懇命であつた

官記の振薦に至つては、頗る格嚴に、登城退出の時刻を勵行し、會計、檢校、嚴密に、諸士の勤怠、行跡を考察し、臣僚のもの、遊蕩放埒者を嚴罰する等、上下悉く儀容を改め、之を一新し又菩提寺を修復、賽詣、頗る恭敬、尊祖の志を叙へ以て根本の示道を布令せしめた

安永七年藩校・明倫堂を建設し、學規を定め職員を置き、大に學事獎勵を策り、自ら開校式に臨みて式辭を陳べ、氏著す所の『晝鄉問學規、聖語國字解』等で、其事績顯著にして、藩政亦大に舉り領民安

逸となつた

因に彼の名聲世に高き、上杉謙由は種茂の實弟である。此兄にして此弟ありとは宜なる哉

一、君臣の間は義を以つて合ふもの故。君は下をつかうに禮を以てし、國家をよく治め、民百姓に至るまで不憚を加へ、着物食物居り所まで、よくありつく様にするが君の持前なり、臣下たるものには、上に忠義を盡して、爲になる様に致し、各、我が任前を務め、我身を上へ差上げ、打任せどうならうとも我身を思はず、務むべし、云々

一、子たるものは、兩親へよく孝行を致す事第一なり、父母我を生み、三年の内は懷に入れて養ひ育て、成人させ、食物着物其他何にても、親のかげに非ざる事なく、成人しても、親よりは子を賣くも忘る事なきなり、此の恩の深き事は、天のはてし限り無きが如く、大海より深く、高山より高し、かくの如き恩故成人しては相成だけ、食物・着物・居所・身上・相應に致し、不自由なき様に孝行いたし、たどひ無理事も、無理と思はず、親の氣に叶ふ様に致す事なり、水の深きは遠く流れず、木の根なきは枝も衰へるぞかし、孝は有行の源にして、父母は家のもとなり云々

一、父母は家内をよく治め、惣体の者の手本と相成やうに我身を正して家職を油斷なく、子供嫁ともに不憚を加へ、筋よく差圖を致すべし

一、母親は家の世話をよく致し、子供嫁に無理なる事なく、惣体のものに恩愛を加へ、家内睦じくあら様に心掛くべし

其他兄弟仲良き事、嫁の心得、夫婦和合、婦女の心得、一座集會の心得、老人を大切にする事、自分を知る事等、頗る多くの割合がある（氏の顕毫揮園第三九）

秋月種樹氏 秋月種樹氏は、天保四年江戸に生る、性天資、聰明人と爲り淡快、高潔、敢て貴賤を擇ばず、文藻、英發、書畫亦通勤超凡、寸絹、尺楮、世争て珍藏す。

氏は少時學を、西島蘭溪、塙谷岩陰に受く、才名噴々、精背誦に高く、小笠原、本多の二侯と併せ、世に三貴子と稱せられた。壯年に及んで、幕府に參じ、若年寄となり、外様大名入間の異例を開き、以て其非凡の材見るべし。維新の始め、建議して公議所を設け、任せられて其長となる。蓋我國會議の嚆矢である。時恰も封土返還の唱道に、薩、長、土、肥あり廢藩置縣の主張には、秋月種樹氏あり。別藩に移した檄文は、氏の手に成り、論文卓拔、自ら各藩主の心を動かす所があつた。明治元年侍講となり、同二年大學大鑑に任せられ、其後諸官に歴任し、同四年辭して歐洲に遊歴し、歸朝するや元老院に入り、一旦辭して閑に就き、悠遊自適、風流自ら樂しみ、明治十八年一學堂を設けて、英、漢文、歴、數の諸學を教授し、田村義勝、内田文次郎、藤田愛次郎等を以て教授となした。又自ら修身漢文、作文の諸科を受け、史を講するに、忠君、愛國の心強に至りては、情過り、情忌、憲激、子弟をして知らず識らず、感泣せしめ、教化の子弟に及べる所、頗る大なるものがあつた。斯して尊て錦鶴の間紙候に任せられ、貴族院議員に勅選せられ、獻體是大に努めた。明治三十七年十月相洲片瀬に薨去せらる、享年七十有一であつた。氏揮毫（揮園第三六ノ三）

城竹窓氏 城竹窓氏は、父を志津馬景正と云、文政十一年七月五日高鍋城大手門内の私邸に生る、諱は重淵、通稱男雄、又勲の字を須いた、竹窓は其號である、十一歳にして明倫堂行修齋に入り（今的小學校）十七歳の時、答審齋に進み（今の大學生）十九歳にし明倫堂助教に任せられた、若年にして人の師たるを聽ぢ、強て任を辭し、江戸に遊學して古賀講堂に入り、佐藤一齋・安積良齊・羽倉簡堂・安井息軒・據谷容陰等の卓識者と交り、業成り歸つて郷土の士を育英に努むるに志し、再び明倫堂助教となり、其子弟を訓陶するや、其材に應じ、其器に伴ひ、循々指教し、人材其の門より出で、維新以前王事に鍛錬し、又邦交に盡したるもの少なしどせず、竹窓傍ら藩治に參與し、自代を兼ね、吏民の正邪を辨する頗る峻厳を極め、又風俗改善に是努めた、三十歳にして物頭役となり、勘定奉行に補せられた三十四歳の時、物頭使審に進み、併せて明倫堂教授に任せられ、經筵侍講を兼ね、元治元年三十七歳で總奉行兼社寺奉行に擢られ、費算する所頗る多しどす、累進して年寄り家老となり、明治二年廢藩置縣大參事に任せられ、其後諸官に歴任し、専ら育英事業に鍛錬し、開地に就くや、黒田長成侯、之を招聘して賓師となし、優遇頗る厚かつた、明治三十七年歿す、享年七十有三であつた。

秋月種殷氏 秋月種殷氏は舊高鍋藩主、文化十四年に生る、幼にして懶惰學を好む、天保三年十二月佐渡守に後長門守に任せらる、嘉永年間寄宿寮を設置し、藩校子弟の俊才を選んで資を給し學に就かしめ、更に藩費を以て洛中に遊學せしめた、入寮及遊學を欲するものは試験し、之を拔擢して學資半額を支給し、校費一千五百石を給與し、以て益々大學の獎勵、研鑽せしむる所少しどせず、文久、慶

應の交、海内騒然、種殷訓を守り、深く心を王事に須いて止まず、文久三年一月參勤の任了へて歸城、京都を過んどするに、朝廷詔勅して海防の備を嚴にせしむ、領地に歸するや、細島、美々津、福島の各要港に砲臺を築き、人を聘して英式練兵を訓授せしめ、兵備大に革まり、鎌三千石を以て其費に充つ、元治元年北征の命に接し、軍を送りて仁和寺の宮に屬し、以て越、羽の戦に參加し、先鋒となりて大に功あり、時に種殷氏は、上杉氏の緣故に依り、部臣を米澤に遣はして、義節を説かしめた上杉氏亦其頼理を容れて伏歸し、諸國の叛者風を望んで降を朝廷に請ひ、茲に至つて越、羽の地悉く平定せり、後京師に凱旋するや、朝廷其功を嘉し給ひ、賞錄八千石加増せられ、尙維新に及び、高鍋縣知事に任せられ、明治七年病逝、享年五十有七、大正四年十一月、從四位を追贈せられた

(氏の撰著『播磨第三六の二』)

秋月種節氏 秋月種節は、高鍋舊藩主、秋月の庶族で、性強毅、活潑、寛嚴、其宜しきを得た人で、種任種殷の二公に側近・臣侍し、物頭より累進して家老となり、食錄二百石を給せられ、種殷公に従つて東征したのは

文久、慶應の年間幕府の威權、日々に衰頽す、是に於て幕府天下の英俊を集め、以て持衛せんと欲し舊藩主秋月種樹氏、夙に令名の聞へあるにより、之を抜擢して少老となした、種節云へらく、我領主のなすべき職にあらずとて上洛し、京都守護職會津侯板倉其他の閥僚に講うて辭任せしめた、時恰も幕政大に亂れ、全國騒然たるあり

明治元年徳川氏闕を授すや、種等、種樹の爲に京師に在て王事に勤めしめんことを薦む、藩兵寡少なるを以て止む、當年奥羽悉く平らき、三年十月、成辰の變、京師陪嫁の際にあつて、勤王の機を決し鳳闕を守つて、赤誠を捧げしを賞せられ以て恩賜に與かつた。

明治十年の戰役起り、各藩士雷同響應すれど、順逆を説て更に戰役に従はず、藩軍種節を疑ひ、官軍に内應するものと爲し、遂に之を捕へて牢獄に投じた、氏常に持疾あり、苦熱酷烈なるに堪へ難く、病目に重り、同年六月二十三日享年六十三歳、忽焉として長眠した。

明倫堂 明倫堂は舊高鍋藩儒學の始めにして寶永年間藩主長門守種政が、屬領福島より儒學者山内仙介を呼んで、子弟に學問を授けしめた、種政の嫡子種弘始めて城内に精古所を設け、文學、武藝を教演せしめた、其子種茂の代に至り、儒臣千手八太郎の策を容れ始めて明倫堂を造築するに至つた、堂を分つて、初等教育する所を行習齋と號し、大學生を教育する所を著察齋と號した、邸内別に一字を設けて寄宿生を置く所を切偲樓と稱した

明倫堂は現高鍋學校で、地域と當年の建物の一部今尚遺存している

高鍋藩主には、明君が多かつた、就中清觀公(種茂)は、宏識卓見の爲政者にして、領民を憐れむ事深く、治國の要道に達成し、育英の事を以て經綸の根本義とせられ、文武の講習には多大の力と、浪金

を容まれなかつた、明倫堂は、此趣旨に因つて経成せられたのが、安永七年（今を去る百五十二年前）行習齋を了へた者は、著察齋に入る、此課程を卒つたものでなければ、七籍に列せぬと云つた位であつた、其年始、開講は勿論、定時或は臨時、藩主親しく講堂に臨まれ、且參勤出發前と、歸校際とは定期に登校せられた、又毎月一回、執政、參政等にも臨席し、年四回は閑僚悉く出て學習の状況を観察し、優良の生徒には、それ／＼褒賞の儀もあつた。

學校以外では、藩廳に於て毎月二回、國學及び漢學の教官が、法制、經濟の書を講じたが、其時藩主は席を下つて教官と對座し、以て學問を尊重し、師を虔敬するの範を、自から示された（挿圖第三五の一、二、三 種茂の書）

上 江 村

孤兒院 岡山孤兒院、茶臼原分院は、上穂北村茶臼原に在り、院長石井十次氏は、高鍋町の人、二十歳の時、岡山醫學校に入り、業將に成らんとして諫然學を止め、孤兒養育の志を起し、該事業に着手せり、時恰も明治二十年にして、原野六十町歩を買ひ、義兄岩村真鐵をして青年男女六十名を呼んで此所に移らしめ、茶臼原農林部と稱し、開墾及植林の業に從事せしめ、稍々成績を告るや、岡山より男女孤兒全部を愛に移し、岡山孤兒院茶臼原分院と始めて名けた、其後逐時附近に接續せる土地を買收し、總面積二百十七町五段歩に達し、熟舍、學校、事務所、共同販賣店、倉庫、住宅、精米所、肥料

粉碎所等約六十棟の建物を有するに至つた

男子百十名を八家族に分ち、女子六十三名を四家族とし、之を十二戸の熟舎に住せしめ一家族を十三名乃至十七名とし、其れに一名の保母を置き、一切の世話をなさしめ、之に附與する耕地一家族平均田二段・畑一町九段三畝、内陸稻五段・甘藷三段五畝、桑園一町、菜園八畝歩・貸付耕作せしめ、保母及兒童の方及ばざる所は、獨立せる院の卒業者をして之れが補助をなさしめた

二、教育 半日は、院内の校舎又は林間學校に於て、小學校教育を施し、半日は桑園の除草、草刈、原野の開拓・甘藷の植付等、農業労働に從事せしむ。人は自然を開拓し、自然は人を開拓す』孤児の教育は彼等をして偉大の自然に接觸せしむるに在るを期した

三、農業見習生 義務教育を了りたる少年にして、農事に適する者は徵兵適令まで附近の農家に預け實地の練習をなさしめ、丁年以上に達し一人前の百姓となりたるものは本院出身の女子と結婚せしめ、漸次茶臼原農村に歸り、獨立自營せしめた

尙見習生の得たる報酬は、其の中より各自の小遣錢を引去り、殘餘は將來の獨立資金として、院内に設立せる報徳社に積立しめた

四、植民とは、見習生を畢り、結婚獨立せるものを以て植民と名く、明治三十六年八月、獨立の一戸を構へたるを始めとし、年々增加し十九戸となり、十九組の夫婦と四十名の子供より成る植民村の人口、七八八名に達した（大正四年調査）

五、報徳社 明治四十三年一月より、植民見習生並に職員の爲め院内に報徳社を組織し、定期貯蓄をなさしめ、之を稱して茶臼原報徳社と云。積立金一千六百五十五圓七十錢八厘、内見習生積立八百五十九圓二十一錢一厘に達した。（大正四年の調査）

尙里子と稱する學令以下の兒黨は、岡山に在り其他の分院を大阪に置いた、大正三年一月院主病死す危篤の報天聽に達するや特旨を以て正七位に叙せられた

理事岡山大原孫三郎氏代て院務を總理した、大正三年大正博覽會に於て金牌の褒賞を受けた
以上列記の如く、孤児救済事業著々開展發達、其裨益少なからざりしに、昭和二年一月廢院となつた

米 良 村

菊地氏 菊地氏の先藤原氏、後三條天皇延久三年、大宰少輔藤原則隆に肥後菊地郡を賜はり、茲に居城し地名を取りて姓菊地と改む、則隆の祖父隆家は、攝政關白道隆の子で大宰權師に任せられ、嫡子政則嫡孫則隆と羽鱗東北に住する、刀伊族を討つて功績多かつた、則隆の子經隆其子經則、經則の子經宗其子經直は、鳥羽上皇の武者所に仕へ、其子經直は壽永二年、安德天皇を奉じ源義仲の兵禍を避けて大宰府に幸せられた、時衛護し奉つた嫡男隆長、三男秀直は、文治元年櫛の浦の戰役に天皇に殉した

隆直の次子隆定は、後鳥羽上皇の武者所を勤め、其後を繼ぎ、能隆は京師の大番役に任せられ、承久

三年北條茂時の大軍京師を侵すに該り、院宣を擧じて一族と宇治、勢多に防禦し、戰利あらずして所領地を失ひしが、隆泰十代目武房の世に至つて、文永十一年十月五日元寇對馬に來襲し、戟を提さげて困難に赴むいたのは武房で、第三郎有隆、同八郎康成、叔父西郷三郎隆政、同六郎隆經、竹崎五郎兵衛、大矢野十郎種保・同種村等の一族郎黨であつて、敵中に突撃奮戦少なからざる功を奏した（弘安四年元軍、十四萬大舉來寇した、七月晦日の颶風に元艦悉く顛覆、殘兵僅かに三人と傳ふ）

大正天皇即位大典に武房の功を追賞せられ、從三位を贈られた
 元弘元年より北條高時暴逆を逞しうするに當り、武時護良親王の令旨に接し起つて義兵を擧げた。武時は武房の孫・父を隆盛と云つて佛道に歸依し、大智和尚を師とし、入道して真空寂阿と號した
 元弘三年三月十三日、武時は博多に於て北條時英を始めどし、少貳大友を向に廻はし、時英の都將武藏四郎、武田八郎等と戰ひて之を破りしに、間もなく少貳貞經、大友貞宗は六千余騎を以て押寄せ來り、乘寡敵せ乍、武時遂に戰死を遂げた。嫡男武重に遺訓して、急ぎ故城に歸り一族と戮力、再び義兵を擧げ大君の御心を安せ奉れど、此時に三郎頼隆、四郎隆輝、第二郎三郎豊勝等も戰死を遂げた。武時の辭世に

故郷に今宵ばかりの命とも

知らでや人の我を待つらん

明治天皇は、武時の忠功を嘉し給ひ、從一位を贈られた。嫡男武重は父の遺訓を守り、弟武敏、阿蘇

惟武等と菊地へ歸り、再舉を策ることとした

足利尊氏叛くに及び、武重召に應じて京師に參朝し、義貞の軍に從ひ、建武二年十二月十一日、手兵一千を以て篠根の險に直義の先鋒三千と戰うて之を破つた、然るに大友貞載佐々木高貞等と叛旗を覆へて尊氏に投じ、爲に官軍大敗退却の運命に至りし時、武重は殿軍となつて、尊氏の追撃を能く防ぎ義貞を無事歸京せしめた

武重の弟重敏は、父重時の志を嗣ぎ、延元元年二月阿蘇惟直等と、大宰府の少貳貞經を攻め、遂に自殺せしめた、次で尊氏の軍を破らんと欲して博多へ進發せしが、尊氏少貳頼尚、大友島津等の諸軍と多々良済に憤戦、利を失ひて肥後へ退いた、然るに尊氏は部將仁木義長、並に其屬僚松浦等を率ひ肥後に進軍し、武敏の居城菊池を攻め、遂に武敏は一族を從へて深山へ潜入した

菊地氏と共に尊氏を討んとせし、秋月種道は自刃し、阿蘇惟道、弟惟成は武敏と別路を取り、肥前的小城に逃まんとして、賊兵に圍まれ衆寡敵せず、百六拾四人と討死した（明治四十四年十一月惟直に正四位大正四年十一月武敏に從三位惟成に從四位を右生前の忠節を嘉せられて贈位があつた）

尊氏九州全島の兵を卒ひ東上の時、菊地武重は駿屋義助と舟坂山を攻めて居つた

官軍日に非にして、楠正成自刃、武重の第七郎武吉は正成と共に割腹した、延元元年十月十日、尊氏花山院に天皇を監護し奉り、而して公卿以下の官職を奪ひ、諸將を拘禁するに至つた、武重も此難に逢ひしが、潛かに遁れて菊池に遁つた、此時武敏は義長と戦ひて敗退、義長佐竹重義に命じて追撃せ

しめ、戦勢盡きて遂に追間の駿谷に潜隱した然るに兄武重の歸國に力を得再び義兵を擧て寺尾城に據り、惠良惟澄阿蘇等と南郷城を攻・菊池氏の勢力挽回に努めた

延元二年四月十九日、武重一色範氏を益城大塚原に敗つた、同七月賊將合志太郎幸隆を、合志城を攻めて陥落した、同三年正月武重一万余騎を率ひて、筑後に來つて弟武敏と會合し、石垣山に入り、間もなく菊池城へ歸り家憲を制定し數年ならずして卒した（明治天皇は三十五年勅王の志節を嘉し給ひて從三位に贈叙せられた）

武重嗣子なく弟武士^{トモシキ}を以て嗣かしめ、肥後の守護となし、逆賊叛徒を討つて功を奏せしも身病もあり兄武光に職を譲りて菊地の家領とならしむ、是即第十五代目である、武光西征將軍の宮を擁護し、菊池城を以て御在所に充て、正平八年正月肥前に赴き、諸處に轉戦し筑後探題一色直氏を討て大に之を破り、又針摺原の戦後肥後菊池へ歸つた（武光の兄武澄は肥前へ進發、多々良城の敵を攻めて、九月之を陥れ正平十年八月十八日、筑後頼貢、木屋行實、有間澄明等の軍を卒ひ、親王を奉じて肥前の國府に入、小牧城を攻落した、終始親王を補佐し奉り、専ら恢復に專意なかつた）

武光は、南征して薩、隅、日の官軍と呼應し、不歸の叛徒を歸順せしめた、單り島山直顯か、日向國、穂佐城に在つて從はず、正平十三年十一月自ら兵を卒ひ來りて穂佐城を圍む、直顯其子重隆が居城、三股城へ走つた、武光同城を攻め十七日にして之を抜き、兵を收めて凱旋し、直顯子氏衛を失ひ遂に不明となつた

正平十四年三月、親王再び豊後大友氏時征討に出御せられた、武光、武澄之に従ひ、氏時の部將志賀頼房の居城を改、尙氏時を高崎に攻圍した、時に少貳頼尚官軍に屬して居、叛いて氏時に應じ、阿蘇惟村亦叛旗を翻すに至つた、爲に戦略不利の立場に至り、親王を奉じて菊池城へ歸城した。氏時は同年六月志賀氏房等を卒ひ、肥後南部を侵すを以て之を擊退し、少貳頼尚を壓すべく戰備を進め、筑後川附近の平野に於ける、所謂大原合戦の序幕は、茲に開始さるに至つたのである。

八月七日、兩軍の戰闘は頗る激烈を極め、懷良親王は、冬納の部臣芳賀五郎房則の矢に中り、其他三創を蒙られた、此時武光の兄、武明戦死を遂ぐ、難戦闘を重ね、武光の奮闘能く主力を盡して、頼尚を攻撃退散せしめ、而して陣を收めて高良山へ親王を奉して歸つた、尋て隈府の根據地に歸城した時に武光此戰闘に、旗の蝶本に起證文を付し、其文に曰く

少貳は古浦の危難を免がれたるに依り、子孫七代まで、菊池に對し弓を引き、矢を放つことあるべからず、若し之に背くに於ては、神罰を蒙るものなり

と、今や菊池氏を討んとて大兵を擧げ來りたる、變節を天に訴へ、人に知らしめん爲、旗の蝶本に着けるものなり

正平十三年、少貳頼尚、一色直氏と交戦し、古浦城に(高良ノコト)於て重圍に陥り、援を菊池氏に請うた、氏は大軍を以て之を援はんとせしに、其兵威に恐れ圍みを解き、頼尚危難を免がれたるを喜び熊野牛王の裏に、前記の起證文を血書して、武光に呈したものである。 其時の軍整

第一軍、第二軍、武信、赤星、武貫千五百人、第三軍武光四千人、第四軍親王三千餘人、第五軍新田の一族二千余人、右翼五千五百を三隊に、左翼一千人を二隊に、各陣容整然として進軍した。又武光は兄武安を遣はして、大宰府の賴尚を討たしめ戰勝を得た。武光正平二十一年七月、筑前に賴尚を攻其領を焼き、進んで博多に屯營した、其間各處各城を陥れ、賴尚支うるを得ず、走つて豐後大友氏時に頼り、髪を剃つて入道し、本道と稱した。斯て親王は大宰府に入城し給ふ。

武光博多を發して氏經氏時を高崎城に圍む、氏經援を大内弘世に請ふ、正平十八年來り戰ひ敗られて周防に歸り、剃髪して世を遁る。氏時を捕虜とし大宰府に凱旋した（阿蘇惟澄五月二十九日卒去、次子惟武職を嗣ぎ阿蘇大宮司となる（明治四十四年惟澄に正四位大正四年惟武に從三位贈叙せらる）

九州平定し、更に後村上天皇第六皇子、良成親王御下向せられた。

鎌倉幕府は、今川貞世（了俊と號す）を九州探題として向はしめ、文中元年八月大宰府を攻めて之を陥し、武光、親王を奉じて高良山城に入った、此時武光遁去す（明治天皇生前の忠節を嘉賞し給ひ三十年從三位に贈叙せられた）

嫡男武政家名を嗣ぎ、阿蘇惟武と力を戮せて賊軍に當りしが、文中三年五月二十五日年三十三にして卒去した（明治四十四年從四位贈叙の恩命に浴した）。嗣子賀々丸、武朝幼にして武澄の子武安之を輔佐し、能く敵の侵略を拒いた、而して敵勢盛にして抗し難く戦ひ利を失ひて、支うるの術なく、其年十月初旬高良城を拠棄し、親王を奉して故土菊池城

へ歸つた。天授三年正月十三日、肥前國府附近に於て、大内義弘、大友親世の諸軍今川の軍と合し來り、之と激戦し、菊池武義、武安、阿蘇惟武を始どし、糸室善安以下悉く戦死し、菊池城の宿將も此地に亡ひ、武朝僅かに良成親王を奉じて戦死を免がれ、漸くに肥後に歸城するを得た。敵將丁俊機逸すべからずと、之を追撃し來つて大に官軍を敗り、親王の宮薨去遊ばされ菊池城の一族以下百余人戰死した（親王御名定ならず）。

天授四年九月十八日、丁俊菊池城を攻む、武朝良成親王を奉じ糸室親善以下の兵を督して、丁俊の軍を大に破つた。時に武朝年僅十六歳。

弘和元年四月二十六日、丁俊は菊池の諸城を陥れ、武朝の據れる隈部城と良成親王の御在城染土を有するのみとなつた。六月二十二日、隈部城攻略せられ親王の居城染土城は今川五郎をして略取せしめた。其後武朝屢々苦戦を重ね、力を盡して勤王の志節を全うせしが、應永四年三月二十八日歳四十を以て病没（明治四十四年從三位贈叙せられた）。

子兼朝後を嗣ぎ、持朝爲邦を経て其子重朝に至り大友氏を攻め功少なく、其子能連に至り、菊池氏の勢力全く衰へ、政隆、武包を經て義武に至つて後を継ぎしと云ふ。併し爲重の代、米良山へ潜入して其家を繼ぎ、現代に及べるもの其正統なりとせり。

菊池氏米良潜入の歴史は、更に左に記述せるが如し、然し何れか是乎將た非乎、是別問題として、系譜並に其所傳を附して、識者の参考とせん。

其初代を、米良岩見守爲重と號した、爲重の父を菊池肥後守武運と云、世々肥後菊池郡に居り、南朝に忠精勤王の士であつた、足利氏盛なるに及んで爲重亂を避けて、其一族郎黨を從へ、米良山中に潜入して、今の西米良村大字竹原に居る、元米良と改めて姓米良と稱した、爲重の孫、石見守國重銀鏡に居を移し、此所に二世、重次の孫宮内大輔の代、村所に移り居ること五世、（重治、重鑑、重良、重隆、重直）を経て重季に至り小川に移住した、慶長六年丑九月始めて、豊臣秀頼、徳川家康等に謁見し、徳川氏の代に及んで 旗下の班に列せられ、五年毎に一度は必ず幕府に參勤せしめた、然し獨立領主たるに乏しきを以て、球磨郡相良氏に附屬し、以て同藩の従属に従つた、重隆より十二世の孫主膳則忠の代に至り即ち明治元年戊辰島津氏に附屬し朝廷に參勤以て朝臣となつた

二十三代	爲重	石見守	米良入山の初代(姓米良と稱う)
二十四代	國重	石見守	
二十五代	重次	石見守	
二十六代	種石	石見守	
二十七代	治石	石見守	
二十八代	重石	西米良に移城した	
二十九代	鑑石	西米良村八幡宮に合祀せらる	
三十代	良石	彌太郎	
	隆石	石見守	
	水主	介水	

シタ、菊池氏入山ヲ重爲ト云、或ハ重次ト云、重次ハ菊池能連ノ子テ、二十三代目トナル、而シテ重次ハ懷良親王ト、一子僧松丸ヲ奉シテ入山シ、元米良ニ居ヲ定メラレタト傳ヘ、又村所ノ中央ニ大王御所、又ハ大王屋敷ト稱ウル地名カアル、又同所ニ明治四年八幡神社ト改稱シタ、大王神社カアル、親王薨後御佩刀並ニ御齒髮ヲ神寶トシテ、創建シタト云神社デアル、故ニ親王御入山後初着ノ地、元米良ヨリ此地へ御移住ニナツタモノノ如シ、同村ニ大王ヅル(出)ノ地名カアル、深堅幽鬱ノ山中ヨリ、始メテ小開ノ場所ニ出ラレテ、休憩アリシ地ト云傳

懷良親王ハ菊池武朝ノ世ヲ重次ヨリ六代前ニ湖ルノテ、米良入山ハ親王テアルヤ否ヤ、判證ナキニ依リ謎メ難シ、後世親王ニ假托シタノデハナイ乎、後日ノ精究ニ讓ルベシ

菊地忠 菊地忠、舊米良領主にして、天保元甲寅十二月五日領地小川城に生る。幼名を廣次郎と呼び、父は米良主膳榮叔也、嘉永三年家を嗣き則忠と改稱した、維新後菊池の舊姓に復し、次郎と稱し次で忠と改めたのである、菊池氏の祖先は鍾足公より出で、累世肥後菊池に居城し、爲重の代に至つて、部臣宇土彌正爲光足利に屬し、限府を襲ひしを以て、嫡子重爲を部臣に托して難を米良山中に避けしめ、西米良竹原に居を占め地を元米良と改め、本姓を米良と稱した、爾來屢世僻遠に隠住して、微カに家系を繼き來りしに、王事に盡瘁の道訓は、歴代之を傳守し、重爲より十八世忠に至り、即ち明治天皇の御宇、國事多端なるに、幕府の威令日に衰へ、外患踵に接するに至つた、此秋に當り、宸襟を安んじ奉らん爲、臣下甲斐右膳を上洛せしめ、右膳書を奉携し歸りて忠に拵げ、拜戴して優渥な

る天恩に感激し、部兵を率いて上洛し、王事に勤めんと欲せしに、幕府の忍憚壓迫に逢ひ、禍害身に及はんとするを以て、家系斷滅を慮かり、嫡男武臣に文武修養と危難同遊の目的より、甲斐右膳をして熊本藩、名和直民に學を受け、又小川重任をして、鹿児島藩に赴かしめて、遊學を請ひ、全藩校に入るを得、隨臣米良誠部、小川重任、那須民三等を附従せしめた

忠漸くにして、甲斐右膳、米良要人、米良英一郎以下の家臣五十餘人を卒ひて京師に入り、寺町光明寺に宿營し三條公を經て、素志を奏し敕旨を拜した

幕府失政横暴を極めるを以て、神武天皇山陵御參拜の名目の下に、行幸討幕の軍議密圖を謹請し奉り待命中、土方・山田・直木の諸志士に謀りなす所あらんとする際、親王の内、非とするものありて事敗れ、公卿の參朝を停め、三條公外六卿罪を負に至りて遁走せしも其所在を得て、米良要人、甲斐右膳を遣はして七卿を三田尻に迎へ、意圖を問はしめることと忠は私かに歸國したのである

人吉藩は、家老濱谷用人、初瀬及杉田市右衛門等に吏卒を從へて來り、相良氏の意を告げしめて曰く藩規を破り、亦幕府に請はずして狼狽に上洛したる理由、三條公、直木、和泉、山田十郎、土方楠右衛門等に往行の顛末を要めた、菊地氏之に答うるに、非常の時は非常の手段に出でざるを得ず、當時國事多端、宸襟を憤まされ、將軍諸侯陪臣に至るも、釐下に召さる、此時に當り座視するは、臣下の分に背くを以て、直に素志を奏し、堂上名士に會して、世事を知らんと欲したるのみと嫡子武臣召還を迫まるも、學修の缺くべからざるを力説し之を斥けて應じなかつた

相良氏は、練兵に名を借り、菊地氏を招く、氏は嘗て身危きを豫知し、死を期して人吉に赴いた。七
地村相良氏の別荘に之を幽閉して仕舞つたのである。

世子武臣、父の幽閉を聞き、島津公に事情を具申して曰く、父の上洛は勅令による、諸侯藩士皆同し
然るに單り父の上洛を非として、人吉藩之を幽す、願くは救済あらん事をと、懇請した、公は伊地知
壯之丞を人吉に遣はし放釋に努めた、文久三年十二月二十九日、放たれて歸邑するを得たのである
朝廷、徳川慶喜征討の命下るや、菊地氏は二隊の兵を卒ひて鹿児島に到り、武臣と各一隊宛引卒して
京都へ赴むき、皇城警固の任を全し、五月十五日参内して本領安堵の書を拜受した

領地奉還後、鹿児島貢屬となり、明治六年官内省難室を拜命、六月大舍人に任じ、二十二年十月十二
日從五位に叙せられ、二十七年六月一日菊地神社宮司に任せられた

甲斐石膳 甲斐右膳は米良領主菊地主膳の臣下で、父を右近重質と云、文化十四年西米良に生る、初め
豊前と稱し、後右膳と改めた、其祖は肥後菊地氏より出て、世々其家臣となり、遠祖重房菊池城陥る
に際し、城主武連の命を奉し、世子重爲を擁し、中武、小河、西郷の諸郎黨と共に、遁れて米良山中
に潜入した

重爲姓米良と改め、歴世米良一圓を領し、以て菊池主膳の代に至つた、右膳壯年にして熊本藩儒者名
和桂之介に漢籍を學び、性豪邁果斷にして節を屈せず、菊池の一族と山間僻陬の地に潜んで世を隔つ
ど雖も、勤王志士の道訓を体し、武を練り文を修め、以て時運の至るを俟つた、嘉永年間浦賀に米良

の來港するや、内外多事煩る騒然たるあり、右膳並に於て蹶然奮起、身を國難に殉せんと、領主、主膳に菊池忠語るに意中を以てす、主膳堂に王事に志あり、其に密かに謀り命を以て 築紫の志士真木和泉に策るに、微力にして事成し難く、勤王の大志を達せんには、雄藩の力に依るを良策として、世子龜之丞(男爵菊池武臣)を、熊本藩に遊學せしめ、右膳補佐として隨行した、暫くして考うる處あり、師名和を招聘して米良に還り、更に密かに款を蘇藩に通じ、同藩士山内作十郎の紹旋に依り遊學せしめ、藩士頗る厚く之を遇した、菊池氏は、相良氏の爲に從属の關係より冷遇せらるゝに依り、熊本鹿兒島の二藩に密かに款を通せしは、是相良氏の藏絆壓迫を脱せんが爲であつた

右膳は、嫡子大歳に世を譲り、出でゝ浪士となり、京家の御家人となり、公家の名を藉り、幕府の注視を巧に免れ、東諸郡縣、本庄町鶴柄神社宮永主水氏が、白川殿の執達を幸に、同氏の添書を以て、白川家の家人と爲り、同家御用の符を利用し、大に活動を開始するに至り、天下の志士、即ち人吉藩士新宮某と會托し、又毛利到と豊後鶴崎に訪ひ、互に是等と結合した

尙真木・和泉・土方松右衛門(土方伯)山田十郎(山田信道男)等の手により、三條公及び勤王の諸公卿に會うて、時事を謀議する事頗る切であつた、書を學習院參政所に捧げて、領主、主膳出京の御沙汰状を請ひ、奏請勅許ありしを以て、其御沙汰書の下賜を得るに至つた、勅書に

方今時勢不容易候に付、上京御用奉窓度旨、神妙に候、祖先の遺勅も有之間、速に上京可有之事右膳勅書を携へて歸り、主膳に拵げ、恭しく拜顕し、右膳を始どし十數名の下臣を從へ、密かに京師

入り、聖旨を拜す、時に幕府は右膳主従を捕へんとす、機を見て遁れ歸つた、時に人吉藩主は上洛並に勅書を得たる理由、及真木、山田、土方の諸志士と往來の顛末を糾問した、主膳答うるに、（二二九頁參看）人吉藩士又右膳に就て其顛末を聞くに、多を曰はず、同藩主文久三年（癸亥）十一月九日拂曉、輕卒百餘人を以て、主膳及右膳其嫡男大蔵を捕へしめ、人吉藩士日野佐一郎宅に禁錮した

薩藩主は伊地知宗之重を人吉に遣はして之を諭し、主膳の幽閉を解かしめた、主膳薩藩に請うて、右膳等を救はんとす、事切なり、元治元年六月本田彌右衛（親雄男）を人吉へ遣はす、着する其前日、右膳、忽焉として牢獄に死した、是即ち六月九日であつた、氏が獄中述懐の詩歌がある

夏日炎威冬夜霜

獄中孤座説勤王

偏欣正氣有仲處
一寸窓闊拜太陽

露霜のおきての後や紅葉の

赤き心は人のめづべき

甲斐重達 甲斐重達は、父を右膳と云。天保九年五月米良越の尾に生る。幼名は國衛、長して大蔵と稱す、幼にして人吉藩校習校館に學び、漢籍を修め、稍々長するに及び、父右膳と時局に感する所あり安政甲寅の春、京師に上らしめて皇學を學はしむ、時に幕府權を擅ましにし、外患急を告ぐ、重達天

下の情勢を観て大に憤慨し、驟然書を閉ぢて王事に奔馳するに至り、三條實滿公以下の諸公卿と計策を廻らし、萬治元年郷士に歸り、領主主膳並に父右膳に會うて詳に京師の近状を陳べ、以て機の至るを待つこととした、文久元年主命を帶びて薩藩に到り、世子龜之助の（武臣）遊學を託して歸つた、右膳秀一郎（武智）等は、京師に赴きしも重違單り止まりて氣脛を京師及薩藩と通じて、父の壯圖を助けた、幕吏之を嫌忌し文久三年父と共に捕はれの身となり、獄裡に繋がれしに、雄心壯圖を抱き由々しき時局に當面するを憂うるも、縲縶の身、如何ともなし難きを嘆きし而已て、獄中に在るや、端然として大義明分を説き、順逆を論じて止まなかつた、元治元年八月二十四日獄裡に怨死した、享年二十九七、明治二十四年九月靖國神社に合祀、詞三十五年十一月從五位追贈の恩命に浴した、獄中一詩、一歌あり

身在幽囚夢又迷

尊鄉幾過米山西

孤魂一夜歸家處

失父三兒伴母啼

誰知父子兄弟情

各抱孤忠隔死生

欲識幽囚無限恨

狂風吹落滿櫻花

天津日の御ために消えて匂うかな

吉野の山の花の下露

驛址と其他の址

妻
町

兒湯驛址 當址の所在地詳ならず、延喜式に見へるも其址跡を失へる已に遠し、當驛は妻町に之を求めんせんか、同町を流るゝ一ヶ瀬川流の、往時の流跡は、式内都萬神社々前を貫流せし形跡を遺し、又同町内に國府・國分寺等の設置せられたる、往年の遺蹟を存するあるに依り、當地方は上代頗る権要風氣を極め居りしを以て、當驛は此地に設置し居たるものと考察せらる、式に驛馬五匹・傳馬五匹と見ら、併し大宰管内志は、當驛を海岸に求めあり、或は高鍋地方に當てしにあらざるか更に考究を要す。

當驛址 此址又不明に屬す、當磨は『タイヤ』『ツマ』と讀み其何れなるかを詳にせずと雖ども、兒湯驛の異名同地にはあらざるか、併し之を現時の妻町に當驛を當つるとせば、兒湯驛なるものは木城村高城地方に求めざるべからず、兒湯の院即ち新納院は、新納山を以て代表して居るに依り、院の所在地は前記の地にありとし、兒湯驛も亦此所に在りたりとせん、併し兒湯當磨の二驛は、其何れを以て何れの地に定むべきか、今之を即断するを得ないのである、當驛も式に驛馬・傳馬各五匹設定されてあつた

都農町

去飛驛址 當驛は書記の誤寫なるものゝ如し、喜田文學博士の考察に、都農を以て之に當つ、上代各地に設置せし、驛所の距離よりし又式内都農神社鎮座の舊きは、以て當驛の所在地を證するに足る、驛馬五匹・傳馬五匹の設備ありしこと式に記してある

美々津町

美々津驛址 美々津町域なる美々津川・沿岸附近に設置せしものなるべし、該所は東南海岸に接し、西北の二方山丘に聯繫して咽喉を扼する如きの地區で、殊に美々津川の急流は、海濱に趨へられ爲に激浪を起し、渡河頗る難所である、式に驛馬五匹・傳馬五匹の制置があつた、併し其址所を失うて今釋ぬるに由なし

都農町

馬牧場址 都農町大字川北・字岩山に馬牧場が在る、該場は慶長十四年、舊藩主秋月種實氏が設置した併し同氏の開場より其起源頗る遠きにあり、「延喜式」二十八、諸國の馬、牛牧を叙したる文中に、日向國、野波野馬牧、堤野馬牧、都農馬牧とあるにより、前記年間秋月氏の開設は、始てなく復興で

あつたことが窺はられ、上代既に日向馬匹の名が、大和朝廷に聞へ、而して同場は官設であつたことが亦想像せらる、『日本書記』推古天皇二十年春正月朔、酒を賜て群卿を宴す、時に天皇群臣の奉つた歌に和して、摩蘇我豫、曾我能古羅、劍奈良波、久禮乃真佐美、宇摩奈良波、辟武伽能古摩と御詠し給うたことが記されてある、以て其由來遠を窺るる

去往今來既に一千三百三十余年前、該牧場より産出せる馬匹の幣價を、廣く全國に博して居つた、而して其馬齡五六歳に至れば、主馬寮に献納したのである、當場に産したと傳うる池月、摩黒の駿馬は源賴朝が愛用と傳へ、鎌倉武士の間に噴々たるものであつた、私記に、駿威道別に、日本鍛冶、日向駒、信濃真弓、灘波音笠などが見へて居る

都農馬牧には、秋月氏より常備の役人三名置き、知行を與へて之を警護せしめた、然るに草保十年山犬が群り出で、牧馬を害するにより、牧場内に收權現を建立して祈祓し、祭祀料米一俵毎年寄進せられてあつた

寶曆四年四月に牡、牝多數山犬の爲に害せられ、川南村白鬚大明神に祈禱をなし、同五年十月亦山犬の害を蒙り、依つて牧馬の方一千四百間を限つて完全な垣を施し、常に五百の人夫を付して警戒せしめた、明和六年亦山犬の害を受けた、斯くして馬匹の繁殖を妨たげられ、逐年減縮し安政六年七月の頃收支相償なほざるに至り、歴史的此の牧馬は、遂に廢止したのである

新田村

牧場址 新田村大字新田原字石船に、寶永四年舊佐土原藩主島津忠興氏が、小數の種馬を放ちて開設したのが起源である。年時不詳牧神を創建した島津忠雅公の代神領二石寄進せられ、外に祭典料米四斗宛一ヶ年中、三度寄奉嚴かに祭典を舉られた。

當場には骨骼魁偉、狀貌肥滿、優秀の馬匹を產出したもの少なくなつた、而して牧場に對し、牧畜制規を設けて、交尾方法、馬籍、斃死馬牛、取締等大に見るべきものがあつて、隣藩秋月氏經營の其れど、規定同一にして能く整備して居つた、然れども維新の廢藩に廢止するに至つたのである。

妻町

兒湯池（一に產湯址）妻町字妻、郡萬神社の西南五町に在る一小池で、面積約三十歩、雜樹四周、清水湛々、旱天水を絶たず、天孫の皇子產湯に用いし遺址と云。之を兒湯池と傳稱し兒湯の郡名因て以て是より起しると。

丹裳の小野 同町大字三宅、三宅神社へ參拜する往時の道路に小坂が在る、其坂名丹裳と云。

丹裳の坂は、景行天皇熊襲町征討の當年、思邦の歌を御詠になつた地と傳稱し、同坂に天皇御狩すみ給ひしと云、石が地下に埋没して居る。

『大宰管内志』

『景行天皇紀』ニ十七年春、幸^三兒湯縣遊^三丹裳小野^二云云是日涉^三野中大石^一憶^三京都^二而歌^一之曰

波辭枳豫解、和藝幣能伽多由、區毛位多知區暮、夜摩皆波、區珥能摩保羅摩、多多難豆久、阿烏枷枳夜摩、許莽例屢、夜摩苦之干漏破試、異能知能、摩曾福務比苔波、多多禪許莽、幣愚利能夜摩能、志遷伽之鐵延塙、干受珂左勢、許能固ト、（良古云）兒湯郡ニ覆野村アリ、景行天皇ノ蹕シ玉ヘル石ト云モノアリ、今ハ土ニウヅモレテ見ル所、ワヅカニ六尺ニ三尺ナリ云々
或ハ曰ウ、三宅村ノ内覆王大明神ヘ上ル小坂ノ下ニ、景行天皇ノ竹スミ給ヘリト云石アリ、今ハ梵字ヲ工リ込ミアリ云々

丹裳の小野の地に就ては、異説ありて定かならざるも、此地上代に於ける、各種の遺蹟等に依り之を考察せば、強ら附會の説として、排すべきにあらざるを思はしむ

金木石文之部

妻町

見湯ノ印 様子の池の東方二町、河野喜純宅に郡司時代の銅印を藏して居る、鑄造年代に付ては異説あり併し貴重得難き遺品である。（第三七插圖）

木版 國分寺再興、則ち本食の彫造木版がある、同寺址附近部落民が所藏し、長一尺三寸八分横八寸二分ある。（第三八圖）

妻町都於郡三財三納西米良上越北川南の各町村

禪座修驗址 現存國分寺址の北方に在、該所は往時國分寺境域で墙壁の址と認められ、現今樹林となつて居、其中に自然石高一尺五寸巾二尺のものを數並べ、其上に高二尺五寸巾一尺六寸の自然石を建て、臺石と共に、左の文句が彫刻してある。

碑石の前面に 血脈相承 臺石に 元祿十五年壬午九月廿八日

八大守祖

向て左側に 雲海雲山

勢宥妙見

六地藏塔 都於郡村字都於郡町、長友忠助邸内に在、總高八尺三寸、竿石長四尺一寸五分、巾一尺五寸
空の部は六方にして、六地藏菩薩の立像各高一尺を陽刻し、竿石は方で、四面梵字を陰刻しあり、正面なる其の梵字の兩側、向て右に天正三歳己亥

同左に、七月十三日欽立之の十四字がある（今を去る三百四十七年）

同 三財村大字下三財、村社稻荷神社境内に在る、總高十尺六寸、竿石長五尺二寸巾一尺五寸角、空の部は六角で、各々六地藏の立像が陽刻してある、高各一尺五寸悉く面部は缺損している
正面に奉爲前且州大守桂丹法光遠證大覺

背面に永祿十二年巳巳夷吉施主（永祿十三年は元龜元年で三百六十二年前のもの）

同 三納村字長谷觀音堂境内にある、高八尺二寸竿石長四尺二寸巾一尺二寸、空の部六角で、六地藏

菩薩の立像

奉造立長谷山伴爲守橋朝臣朝豐實山主真道修善根願望成就所

永祿十三年甲寅施作者敬白士賢

爲妙海尼公逆修大朝也

爲妙鏡逆修大善根也

四月吉祥 日

爲諸阿彌陀月心禪定門佛果增進爲妙養逆修善根一也

四月吉祥 日

常院主、權大僧都法印盛瑜

背面に、鎌倉島中之住、孫右衛門尉

墓石 同村字長谷に劍鋒形の碑石が在、長三尺二寸

巾八寸六分厚さ五寸五分

中央に爲三遺禪定門證大口辨

向て右に、天正二年甲戌

同 左に八月吉日、施主敬白

同 同所に同形式のものがある

中央に、爲妙貞禪定凡證大辨

建立年時前に同じ

外に同種の石碑五基あり、何れも同時のもので、銘文中逆修は、後年供養の爲に造立したこと、次の天文十七年の記銘に依りて知られる

五輪塔 前同所に高四尺二寸水の部に左の銘文を見る

爲三權大僧都法印

大和尚位盛瑜

逆修善根故也

天正二年甲戌八月吉日

一面に横大僧都

法印清遍

逆修善根所

天文十七年

霜月二十一日（三百八十七年前記）

墓石 西米良村大字村所字大王（俗稱向寺）に、玄武岩の粗製臺石なく地中に直立した石碑がある。地上高五尺巾一尺一寸七分厚一尺一寸

正面に、大巖院殿茂山崇繁大居之墓

右側に、天正二甲戌年

左に、六月三十日卒

向て右横に俗稱米良彌太郎重鑑

同 左に施主天姓榮叙 敬白

同 前同所川を隔て、南方一町の距離に、玄武岩の粗造石碑高四尺五寸巾一尺厚さ一尺が在る

正面に、照眼院月窓妙心大姉

右に、天正二甲戌曆

左に、六月三十日

横側に、文化二年丙正月中院、御施主天姓則須と記してある、前碑石も之と同時に、追善供養の爲め同族の建立であることを知らる

米良彌太郎重鑑は、菊池氏米良入山後、二十八代の領主である。一説に同族中家領奪を謀り、之れが爲に斬殺せられ、照眼院は其妻女にして、通走道繋に逢ひ、此地へ葬りしものと云ふ

地藏塔 上穂北村大字杉安、長福寺址内に在る、塔は空の部を失ひ、竿石高さ四尺二寸中央に六つの

梵字を鏤刻し、其右側に永正十八年壬巳一月二十四日、左側に本願主大僧都聖尊□證各々敬白

碑石 木城村、字下鶴田瀬の中に在る、高一尺九寸巾六寸五分の自然石臺石長一尺二寸高四寸ある、前面に左の文字を刻せるを見る

奉ニ寄附 干時寛延己巳脣涼月下津留村中

忠臣院殿孝山源照居士

右は北郷彦人の墓で、後年供養の爲に建立したことは、年號で窺はる、彦人は薩州島津の部將にして天正六年十一月十二日、大友宗麟の軍兵と戦ひ、壇見城主右松四郎左衛門尉と、名乗を上げて互に鎧を削り兩士刺違ひて相果たのである、「日向記」は此時の戦争を叙述して、十二日豈後勢又々喚き叫んで薩軍に斬りかかる、固より必死と定めたる戦なれば、其勢如何にも烈しく見えたりける、當家より伊

東常陸守は、薩摩の大將市久軍時と刺達へ、右松四郎左衛門尉は、北郷盛人と刺達へ云々とあり

同村字諭訪 墓石

墓石

基石 大字高城字源訪谷光源寺址に在、自然石地上三尺二寸巾一尺三寸石碑の上部に梵字下方に永徳三年中央下部に共衣其左脇に四月 日

川 南 村

墓石 (首塚と云) 川南村大字川南字篠原の平野・川南驛を西北へ距る二里の地、中瀬川の上流臺地に、玄武岩で造つてある

墓碑 一基 臺石なく地中に直立し、形は劍鋒で高さ三尺五寸巾一尺二寸、正面に首塚、下方に元龜三年五月四日と刻入してある、里民之を呼んで首塚と云う

天正六年十一月高城に於て、島津大友の兩氏が大戦に大友氏の將率か戦死せる其の死骸を合葬して建立したと傳ふも、元龜三年は天正の前年號なるにより、何人の墓石なるか不明に屬す

カソノ・佛 故味方の碑又は供養塔とも稱す) (挿圖第四〇)

六藏地塔 同村大字川南、字國光原の高丘にある碑で「宗篠原と云、世呼んで之をカソノ・佛と云、木城村高城町を北方へ向て、右に東面小徑を登ること三町にして丘上に達し、其丘端に一小堂宇があ

る、後方は雖然たる方墳で、其南側の一部を開いて塔碑が建られてある、高さ九尺四寸二分、臺石高一尺竿石長三尺九寸五分中臺に蓮瓣を彫刻し高九寸二分六地藏の部高一尺一寸笠石高一尺五分寶珠高尖端迄一尺四寸以上の各部より成れり碑銘左に

正面 謹奉訓誦大乘妙典一千部爲戰亡各靈

右側 干時天正十三年

大施主

同 右脇面に、二月彼岸日、源有信山田新介

同 右脇面に、本來無東西何處有南北

同 右同上に、迷故三界城悟故十方空

裏面に、諸行無常是生滅法生滅々已寂滅爲樂

カン／＼佛の語原明かでない、唯堂の號に、鳴鐘塚の文字あり、カン／＼佛なるものは、元來碑の名にあらずして、塚と關係あるものにあらざるか、往古此塚より、鐘聲の響けるを聞きたりなどと云へる傳説ありて、建碑既に此塚に附したる名にあらざりしか、墳中より小鐘の如きものを發見して、鳴鐘塚と呼びたるにあらんか、出來右墳には『白牛の立てるを見たり』『白衣の美入現はる』『天災地變の來らんとする時必ず鳴動す』などの俗説を伴ふものあり、埋藏物の種類、若くは塚の形に依て命名せられたるものゝ如し、『鐘の鳴る塚』と、此碑に刻せる地藏菩薩などを混じて、起りたる名にはあらざるか、尚稽うべしだ

古來碑の周邊なる土壤を以て、之を耕地に撒布すれば害虫の發生することなしと稱し、麥者必ず携へ歸るを常とし、以て碑の背後なる塚は崩壊空洞となつて居る。

本碑は天正六年十一月、島津、大友の兩將卒が戰歿した、彼我の亡靈を慰さめん爲め、高城々主島津氏の部將山田新介の建立である。正面なる「爲三戰亡各靈」並に側面「本來無東西何處有南北」の文字は明かに敵味方、戰亡靈を追悼弔慰するを示し、敵となり味方となるも、各其主君の爲に、精忠義烈の最後を遂げたる幾多勇士の亡靈に向つて、一視同仁、切に推奨哀悼の至誠を表したるものなるを認む。春風秋雨殆ど三百五十四年、荒涼落寞の丘隅に、幸くも残れる一基の碑石は、高潔なる古武士道の眞情と、醇美なる日本國民性の精髄とを物語つて尚餘ありと謂ふべし、尙重ねて山田新介が、博愛仁慈の至情深きを感謝して止まない。

其博愛仁慈の至情は、之を彼亦十字軍に比して敢て遜色あることなく、推して以て國外に誇示するに足るべし、左に参考として高城戦争の概要を記せん。

『日向國史』

天正六年十一月十二日黎明豐後軍ノ先鋒・佐伯宗天・田北鑑周・吉弘鑑理・齊藤鑑實・角隈宗岩・佐伯惟定等高城川ヲ渡リテ薩軍ヲ襲ウ、鍾鼓天ニ震ヒ、鰐波地ヲ動カス、伊東ノ將・長倉祐政・右松左衛門等先登タリ、義久軍ヲ分コト五・本田親治・北郷久盛(藏人)前軍ニ將タリ、忠平第二軍ニ將トシ、高城ノ南方下水流ニ陣ス、征久・忠長各左右二軍ニ將トシ、義久自ラ中軍ヲ督シテ豊軍ニ備ウ。

既ニシテ前軍先づ敗レ、月輪下津ニ至リテ返シ戰ヒ、觀治、久盛等之ニ死ス、驍兵蓬萊シテ奔ル、豐軍勝ニ乘シテ殺到ス、此ノ時忠、忠平、棟征、久忠、忠長、覺彥等ノ遊軍繫瀬口ヨリ進ミ來リテ豐軍ヲ横撃シ、奮戰力闘シテ之を支ウ、敗戦亦憤激シテ返シ戰ウ、義久乃チ中軍ヲ率イテ幕進シ、家久、有信、政近、忠澄等亦高城門ヲ開キテ突出ス、豐軍三面ニ敵ヲ受ケ周章混亂名狀スペカラス、高城河畔隨逆ク淵(一ニ竹島ニ後カ)、塗イリテ溺死スルモノ數百人餘、兵先ヲ争ウテ北走ス、田原紹忍之カ殿タリ、薩軍追撃甚々急ニ、名質原ニ至リテ豊軍ノ將・蒲池宗母(筑後國川城主)竹田紹善(栗後國城主)吉岡鑑直(越後國城主)白井統景等以下三百餘人ヲ斬ル、豊兵ノ產嶽ニ向テ走レルモノハ、山田有信之ヲ山陰、坪屋ニ追撃シテ亦斬獲スル所多シ、薩軍勢ニ乘シ逃クルヲ追ヒテ美々川ニ至ル、高城ヨリ七里ノ間豊軍ノ死者千餘美々川ニ歿漏スルモノ亦算ナシ、會々黃昏ニ際シ物色ヲ辨セス、薩軍即チ追撃ヲ止メテ軍ヲ駐ム、宗麟無鹿(半志賀)ニ在リ、敗報ニ接シ其夜軍ヲ收メテ豊後ニ歸ル

以久公御記

夜モホノト明方ニナレバ、大友ノ勢段々ニ備ヘ押出ス、先高城ヲ取る、佩ヲドツトツクリ鉄砲ヲ打掛散々ニ攻ケレ共、屏裏ヲ強ク堅メケレハ、敵ハウナリセメ入ラシメシト、一番ニ備タル、北郷河上カ陣ニ押寄火ヲ散シテ突テカ、ル、藏人左京少シモヒルマズ、暫カ程ハ弓鉄砲心得タル足輕ノ手利共、段々ニ備ヘ繰リ立テ防ギケル、去共大勢ヲリ重テ攻來ル、既ニ槍ヲ合セケレハ、打物ノ勝負ニ成テ銅ヲ破フテゾ戰ヒケル、元ヨリ田北ノ勢ハ一人モ生テハ坂ラシト、誓タル更ナレバ、一足モ不退

北郷モ爰ヲ退リテハ、大氣ニ乘テ味方敗北ニ近カラント思ヒ、必死ノ忠戦此時ニ有トテ、真先ニ馳出ケル、去其豊後ノ大勢ニ北郷、河上ガ勢ヲクラブレバ、九牛ノ一二モ大倉ノ一聚ニ不異、殘リスクナク成シカハ、矢彈盡キ太刀折テ引組遠々々々、悉ク討レテ北郷衆人モ戰死セリ、此勢ニ乘シテ豊後勢隊伍モナク備亂レ、六萬ノ大勢一ツニ成フヲウヅマキ合、蹠血ヲ競來ル山田新介是ヲ見テ、スハ北郷カ備ヲ押崩シ、敵河ヲ越テ突懸ル、イザ城門ヲ開キ打テ出テ、後ヨリ衝テ懸ルヘシト申ケレバ、家久曰ウ様ハ時分ヨクハ候得共、典厩ノ馬印來見ヘズ、イカサマ赤色ノ熟セサルナルヘシトテ制シ止メ給ヒ、自東ノ出丸ニ大木ノ有シニ登テ、軍ノ様子ヲ見給ウ處ニ、豊後ノ勢川隈迄押來暫ラク猶豫シテ不打入、味方總軍ノ斥候、並ニ城ヨリモ敵ノ有様ヲ見テ、伏兵ノ總大將、以久公ハ何トテウチ出給ハヌゾイツノ時ヲ待給ウラン、大軍ニ氣ヲ谷レ腿シ給ウニヤト、辭退シテゾ待居ケル。カ、ル處ニ以久公ノ備ノ内ヨリ、歩立ノ士僅ニ十五六人、シヅシヅト歩出、豊後勢ニ打向ヒ手錐ヲ提グ、築ノ瀬ニサフト打入、シヅシヅト打渡リ己ニ向ノ岸ニ打上ラント見得シ折シモ、豊後勢是ヲ見テ一人モ落スナ、打圍ンデ生捕ニセヨト呼ハツテ一度ニドツト攻カム、元ヨリアシライノ事ナレバ、敵カ、レバ引退キ、又足ナミヨトメハ踏ミ留マリ、兎角シテ川ヲタビキ渡シケレバ、豊後勢ハ彌氣ニ乘テ、僅ノ人數ニ目モ不掛時分ハヨキゾ、大將ノ旗本ニ突カリ、無二ノ勝負ヲ決セヨトテ、大友ノ兵大半川ヲ渡シケレバ、久公ノ御馬ノ脇ニハ、安藤備後、上山長門兩人轡ノ水衝ニ取付テ、時節ヲ見テ整得タリ、以久

敢ス、御馬ノ口ヲ放セハ、相圖ノ貝ヲ吹鳴シ、御印ヲ指立レバ、小松ノ縁ニ映シ、金ノ鷹ノ羽目ニ躍
ヲ築ノ瀬ノ水花サツトケタテ、横ニ突テ掛リ給ヘ、サスガノ大軍モ、半度ヲ討レ僻易シテ見ヘケル
西ノ河上ノ伏兵、七百餘騎、二番ノ貝ヲ吹立、一度ニドフト突テカ、ル、豐後勢川ヲ隔テ備亂レ、足ナ
ミイトシドロニ成ス、又カ、ル所ニ川下ノ、伏兵六百餘騎、三番ノ貝ヲ吹立ケレハ、家久公モ山田ト
打ツレ城門ヲ開カセ、一度ニ突テ出給ヘハ、御旗本ノ勢モシヅヽト、根白坂ノ東ヲ下リテゾ掛リケル
四方一度ニ突イテカ、レバ、以久公ハ僅ニ御手勢二百計ニテ、大軍ノ眞中ニ掛入給ヒ、四角八方ニ切
テ通ラセ給得ハサシモ必死ノ豊後勢モ、辭忍シテ引色ニ成テ見シニ、薩摩ノ軍衆氣ヲ取テ、退兵急ニ
突立レハ豊後勢、討レテ河水ニ流ル、モアレ共、過半ハ自溺ノ死骸ニテ、サシモニ深キダゲキガ淵モ
淺瀬ト成テ上下三里カ程ハ、龍田川ノ紅葉ニ不異血ヲ流シテゾ見得ニケル、殘ル豊後ノ軍兵不叶シト
西ハ勝坂ヲ上リ東ハ切原坂ヲ北ヘト引テ行キ、北ルヲ追テ討取首四千餘級也、サシモニ廣キ名貫原ノ
霜枯ノ尾花ニ血ヲ灑テ、再ヒ秋ノ花野トゾ成ニケル、大友方ノ諸將宗天父子ヲ始メ、田北鎮周、角隈
宗石、其他宗徒ノ歴々悉ク討レケリ

『日向記』

十二日、未明ヨリ薩摩ノ武士ニ疊合セ、追フマクリツツ入替入替戦シカ、翌後ノ兵勝利ニナクテ、敵
餘多討取勢ヒヲナスト見ヘシ所ニ、嶋津右馬頭以久、横入ノ備成シカ、真先ニ驕リ玉ヘハ、豊後ノ士
卒不案内ナレハ横入ニ背ケラレ、谷ノ瀬川ノ淵ニ入、二萬餘騎程沈ミケリ、薩摩方ニモ、北郷歲人、

市來軍介、本多因幡是ハ無餘儀ノ武士討死ナリ、豊後ノ武士ヲ記セバ、三番ニ佐伯紀伊入道宗天、嫡子彌正、次男新介、二番ニ田北相模守謙則、白井少輔統景、切名新介入道紹徹、吉岡掃部鑑興、齊藤監之允鎮實、雄波播磨、山下與兵衛鎮就、田北美允、吉弘太藏、吉弘宗順、我モ我モト、進出名譽ノ討死哀ナリ

天然記念物之部

高鍋町

瑟彈松　高鍋町字蚊口浦に在り、高鍋驛に達せんとして、左方畦畠の一小松林を望む、之即瑟彈松である、松は畦畠平地にして、十五本、其内一本南方の一隅にあるのが第二代の瑟彈松で、往時の松は約五十年前に枯損し、其位地に自生せるもの該木と傳う、枝幹蟠旋頗る母樹に類せりと云、四圍耕地にして作物に害ありとし、枝葉を伐除せるは惜むへし、地域の北部に偏し、南面して立つ石碑あり、高三尺幅二尺一寸厚五寸、表面に左の和歌一首を刻す

しら浪のよりくる

糸を遠にすけて

風にしらふる

ことひきの松

向て左侧に、肝煎綾部長英、安田義門外一名の文字裏面に、漢文を刻せるも缺損して辨せず、唯安永十三年三月、佐倉謹井孝徳撰の文字のみ僅かに之を知る而して、表面の和歌は、日向守源重之の作にして源信義なる人の筆である、該所は綾部千平の所有に係り、此松に關する古人の詩歌を集めたる一

書左の序文ありと云ふ、一節を

日向ナル兒湯ノコラリ、高鍋ノ邊ニ名ニシオウ懸引ノ松ハ、源重之ノ家集ニコトノ葉ヲ殘シ、其本
 同次ニ、アマル枝葉四方ニクレテミトリニ、千トセノ色艶ハス、其地ヤ東ハ蒼海渺々トシテ漁舟浦
 ニウカミ、南ハ高山嶺々トシテ、樵路岨チメグル、城ハ西ニアタリ北ハ原野、ハルバルト見ワタサ
 ル、ニ、眺望タクヒナシト、彼トコロヲ、ウシ給ウ、守ノ殿ニツカウル長英義門ノヌシ、コマカニ
 物カタリシ、子ガハクハ重之ノウタヲ石ニ彫リテ建、マタ題帳ヲモノシ、其邊ニアル江上庵トイヘ
 ル、古寺ニ納ム由ヲ思ヒ詫ウルトナム、サアレバ、彼碑ニシルス歌ヲ、余ニモノセヨト、セチニ乞
 待レハイナミカタキハカリニ、後ノアサクリヲ、ワスレテ鳥ノ跡ヲ残シ待ルニ、其由ヲ爰ニカイフ
 ケヌ

安永十年彌生

源信義

源信義、何處の人なるか不明、或は江戸在住の國學者なりしか、高鍋藩士綾部、安田等の団によられて
 繙りしもゝ如し、碑背の文は、更に佐倉の儒、漆井孝徳に倚りて、便宜漢譯せしか、文中江上庵は、
 維新の際廢寺となり、今は河を隔てたる、北方恐彈松と相對して其址を留めて居る、該松より南方二
 町に、鐘懸松と稱するのである、森懸として半空に聳ゑ、廟墓並佛參讀呪の時報、亦非常の警戒の用
 に供した、蓋し江上庵と關係ありしも詳かでない
 日向守源重之は、何時頃の國司なるか見る所なし、但日向は中國なり、國守の位階相當正六位下なり

而して國史の例其任免、叙位を記する必ず五位以上に限り、六位以下のものは、特に事ありて史筆之に及ぶ場合の外、終に其傳を失うを常とす、重之蓋し六位以下の國司か『大日本史郡司表』に見れるもの、天平寶字元年七月藤原朝臣乙繩を、日向員外掾に左降し云々に始まる、歷朝の國司遂に重之の名を記せず、從つて時代事歴知るに由なし。

瑟彈松は日向國中に三ヶ所あつた、南那珂郡鶴戸神宮一ノ鳥居附近と、他の一は東臼杵郡土々呂霧島神社の下側等にあつた、今残れるは此妙口濱の其れのみである。

立波ものぞかになりて浦風の

しらべやさそう瑟彈の松

正 祥

よる波の音も長闊にこと彈の

松にしらふる春の浦風

東路や千里の外にへたてきく

名も高鍋の瑟ひきの松（挿圖第四一）

新 田 村

座論梅 新田村大字新田字湯ノ宮に在る、地域約三百坪に亘り老幹蟠起、曲伏奇狀、往時の一株が繁殖して斯る樹林をなすに至りしが、其初時の母樹を知らず、花は單瓣白色にして、果實佳良、花時文人

墨客を始めとして、四方より觀賞の客蹟を接す、日向國內彼の月知梅と並び、觀美併賞せらるゝ所傳へ曰、神武天皇御巡遊の際、此地に駐籠し給ひ、其靈址を尊仰紀念に、梅樹を植たと『延久國田帳』に湯の宮（座論梅）の地十五町を記せり、以て其起源の舊きを窺はるのである、秋月古香庵（種樹）の一詩あり

日州第一座論梅

報至今朝花滿開

異個山中高土臥

應知月下美人來（挿圖第四二）

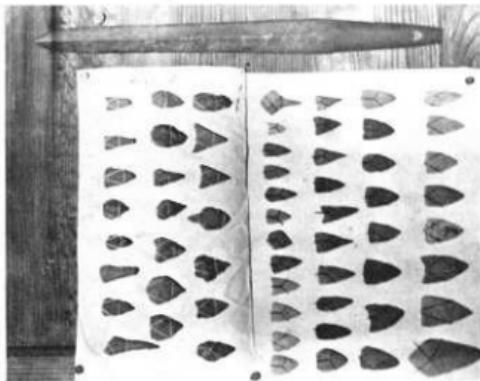
妻
町

オガタマ樹 妻町大字三宅稚子池土手の側に在る、地上六尺で圍り八尺五寸、樹長四十八尺ある、該樹は本縣特產で、他に產せざるもの如し、秋季赤色の實を結ぶ、天孫降臨の當年、猿田彦命、此樹を以て杖となし、天孫を導びき奉りしと傳稱する木である

大 標 同町妻神社々側に在る、地上六尺目で圍り四十尺、高さ二十四間樹齡一千余年と云へり

同 上 上穂北村宇島ノ内、南方神社々前に在、高さ二十三間、地上六尺目で圍り三十六尺、樹齡五六百年を經たりと云（挿圖第四三）

第一圖 川南村字廣瀬發見 石劍與石鏃



第二圖 葦町西郡原紙園原發見石器
(國寶史蹟保存會藏)

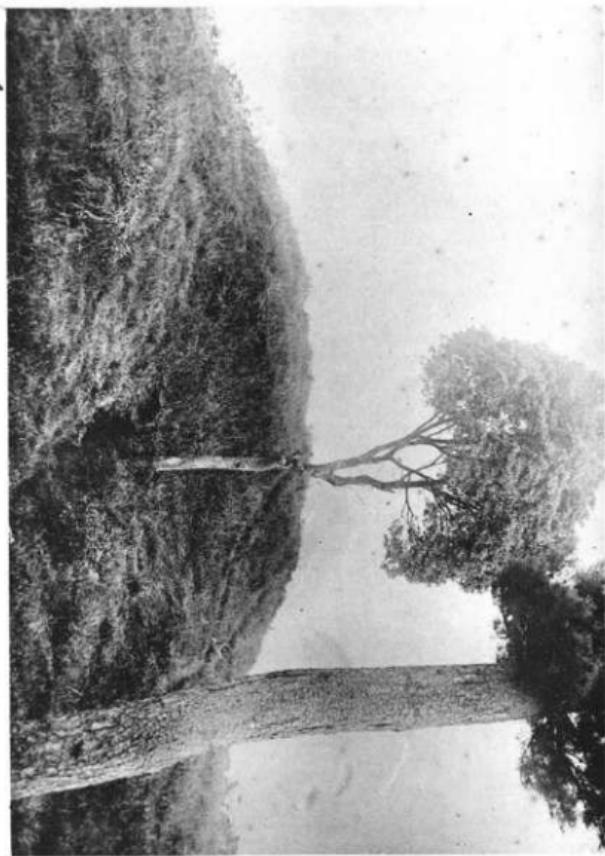


第三圖 郡農神社殿

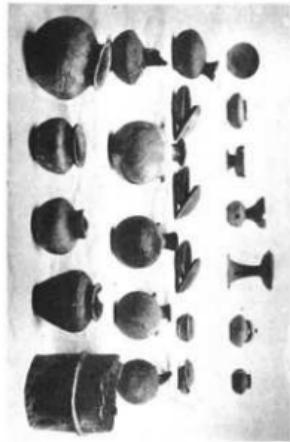


群 墳 古 原 都 四 る た 見 り よ 墳 畠 の 鬼 圖 四 第





第五圖 内都原鬼の富塙



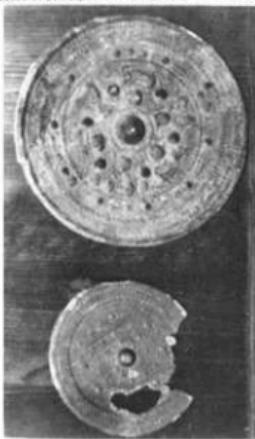
(の)の(前表代鏡全) 刀器土見發りよ墳古原都西 圖六第



甲 矢 圖六第
(藏館古微)見發りよ墳號五十百二第原都西



刀器土見發りよ墳古原都西 圖九第



圖七第
(藏館古微)見發墳號二第原都西 鏡式漢



圖一十第
分の壁の上同



圖十一第
(分の上天) 壁塙古穴横村北壁上



圖十三第
壁塙の同



圖十四第
畫の道塙古穴横村北壁上

圖五十 第

龍山國書文古社神殿碑
村北牆上



圖四十 第

龍山國書文古社神殿碑
村北牆上





造社社神田平社郷 村雨川 圖六十第



第十七圖
平田社造女神像



社神農都社小常國 町農都 間八十第



社神磐立社郷 司津々美 間九十九第

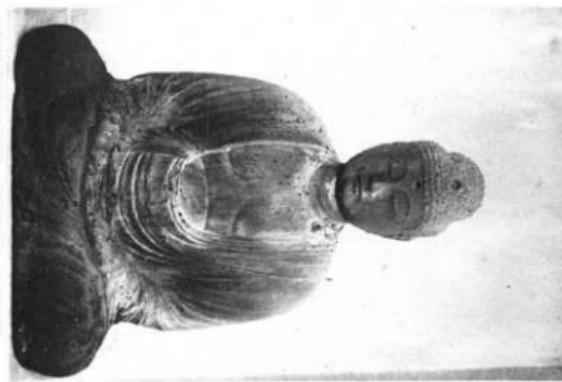
圖右 圖二十二第



持木倚靠安元 藤氏本坂村江上 圖一十二第



乘如師彌勒所守淨圓 口號利滿高 圖十二第





第三十五圖 姜町坂木觀音立像世音菩薩



第三十四圖 岩田村久松寺此觀音立像世音菩薩



第三十三圖 岩田村坂本觀音坐像世音菩薩

第二十六圖
都於郡村 黑實寺 大日如來之聖觀世音菩薩



第二十七圖三納村 長谷觀音堂十一面觀世音菩薩



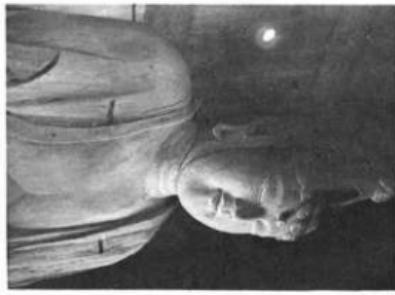
第三十四 上龍村 村尾寺觀世音菩薩



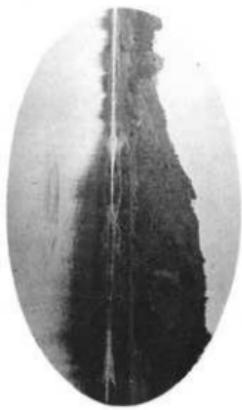
圖九十二第
上



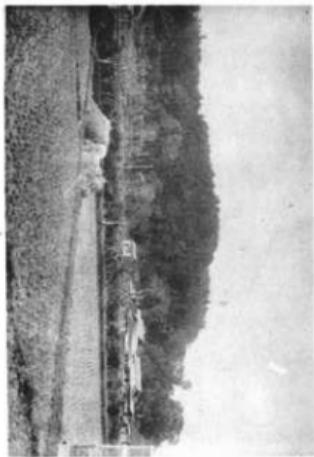
圖九十二第
下



菩薩坐像面一十臂音頭各是
(影攝於謝氏拍攝)
村神三



此塊置於都 朴置於都 圖三十三第



此城高 可謂高 圖二十三第



此寺分園 灯臺 圖一十三第



第三十四圖 木城村高城址



第三十六圖(一) 秋月種樹書



(表茂種月秋) 領當省明 圖五十三第



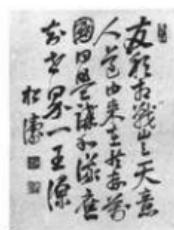
上 全



伊都滿兒圖七十三第



西の社神祭立 町津々美圖八十三第



書三道好三 三)圖六十三第



第三十三圖 順本寺分國町聖



上 同 第三十九圖

高鶴町飯口口川沿の森



川舟村宗家屋前井戸

第四十三圖 上櫛北村 南方神社の大樟



圖二十四 第二
梅雨季の宮の過往田新



昭和六年三月二十日印刷
昭和六年三月二十五日發行

宮崎縣內務部

宮崎市高千穂通二丁目
印刷者 豊 織 晴 繁

宮崎市高千穂通二丁目
印 刷 所 平 和 印 刷 所

